

令和 6 年度 認証評価

徳島文理大学短期大学部 自己点検・評価報告書

令和 6 年 6 月

目次

自己点検・評価報告書

1. 自己点検・評価の基礎資料.....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	1 6

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	1 8
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	1 8
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	2 4
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	3 7
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	4 6
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	4 6
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	7 9
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	1 0 3
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	1 0 3
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	1 1 0
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	1 1 4
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	1 1 6
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	1 2 2
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	1 2 2
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	1 2 4
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	1 2 6

【資料】

[様式 9] 提出資料一覧

[様式 10] 備付資料一覧

[様式 11-1～20] 基礎データ

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人大学・短期大学基準協会の認証評価を受けるために、徳島文理大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 6 年 6 月 28 日

理事長

村崎 文彦

学長

田村 禎通

ALO

岡部 千鶴

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

本学園の創立は、明治 28 (1895) 年 7 月、学祖村崎サイによって私立裁縫専修学校として設立され、令和 2 年 (2020) 年には創立 125 周年を迎えた歴史ある学園である。創立当時の我が国は近代国家を建設しようと意気盛んな時代であり、男性中心の社会環境の中において、村崎サイは「女も独り立ちが出来ねばならぬ」との信念を持ち、「女性の自立」を唱えて村崎学園を創立した。学園は、昭和 20 (1945) 年 7 月、戦火に包まれて灰燼に帰し、村崎サイも学園と運命を共にした。その年の秋、戦野から帰還した村崎凡人前理事長は、学園の復興に精魂を傾け、総合学園の建設を目指した。その過程で、「他からの協力、他への協力なくして、『人間の自立』はあり得ない。」との確信に至り、福沢諭吉の言葉「独立自協力来 自尊自克己生」(独立ハ協力ヨリ来タリ自尊ハ克己ヨリ生ズ)を引き、協力と克己が「独立自尊」の方法論であると説いた。学祖村崎サイの信念は、本学の建学精神「自立協同」としてその後の学園経営の礎となり、教育研究活動の目標として受け継がれているのである。

学園は、幾多の変遷を重ねてきたが、戦後、徳島女子高等学校を基礎とし、昭和 36 (1961) 年に徳島女子短期大学家政科、昭和 41 (1966) 年に徳島女子大学家政学部を創設するとともに、附属幼稚園、小学校、中学校、高等学校を創立した。短期大学と大学は、その後、徳島文理大学短期大学部、徳島文理大学とそれぞれ改称し、現在、大学は 8 学部 22 学科、3 専攻科、5 研究所、1 相談室、短期大学部 5 科 2 専攻及び大学院 6 研究科 11 専攻を擁する総合大学として教育研究活動を展開するに至っている。なお、学校法人及び短期大学の沿革については、以下のとおりである。

<学校法人の沿革>

明治 28 (1895) 年	村崎サイ「女性の自立」を建学精神として学園（私立裁縫専修学校）を創立
大正 13 (1924) 年	徳島女子職業学校設置許可
昭和 7 (1932) 年	徳島女子職業学校経済科設置許可
昭和 19 (1944) 年	財団法人村崎女子商業学校認可
昭和 22 (1947) 年	財団法人村崎学園認可 村崎高等女学校と校名変更
昭和 23 (1948) 年	村崎女子高等学校と校名変更
昭和 26 (1951) 年	学校法人村崎学園認可
昭和 33 (1958) 年	徳島女子高等学校と校名変更
昭和 41 (1966) 年	徳島女子大学創立、家政学部家政学科設置
昭和 42 (1967) 年	徳島女子大学家政学部家政学科専攻分離（家政学専攻、管理栄養士専攻）
昭和 43 (1968) 年	徳島女子大学音楽学部音楽学科設置
昭和 45 (1970) 年	徳島女子大学家政学部児童学科設置
昭和 47 (1972) 年	徳島女子大学薬学部薬学科、衛生薬学科設置
昭和 47 (1972) 年	徳島文理大学と校名変更

徳島文理大学短期大学部

昭和 48(1973) 年	徳島文理大学附属幼稚園認可
昭和 50(1975) 年	徳島文理大学音楽専攻科設置
昭和 50(1975) 年	徳島文理大学附属中学校認可
昭和 51(1976) 年	徳島文理高等学校 徳島文理中学校と校名変更
昭和 54(1979) 年	徳島文理大学大学院薬学研究科薬学専攻[修士課程]設置
昭和 56(1981) 年	徳島文理大学大学院薬学研究科薬学専攻[博士課程(後期)]設置
昭和 58(1983) 年	香川キャンパスを開学
昭和 58(1983) 年	徳島文理大学文学部日本文学科、英米文学科設置 (香川キャンパス)
昭和 59(1984) 年	徳島文理小学校認可
昭和 63(1988) 年	カナダ バンクーバー・コミュニティ・カレッジと姉妹校協定締結
平成元(1989) 年	徳島文理大学工学部機械電子工学科、情報システム工学科設置 (香川キャンパス)
平成元(1989) 年	村崎サイメモリアルホール完成 (香川キャンパス)
平成 4(1992) 年	徳島文理大学文学部コミュニケーション学科設置 (香川キャンパス)
平成 4(1992) 年	徳島文理大学大学院文学研究科地域文化専攻[修士課程]設置 (香川キャンパス)
平成 5(1993) 年	徳島文理大学家政学専攻科設置
平成 5(1993) 年	徳島文理大学大学院工学研究科システム制御工学専攻[修士課程]設置 (香川キャンパス)
平成 5(1993) 年	学園創立 100 周年村崎凡人記念図書館、総合体育館完成 (徳島キャンパス)
平成 6(1994) 年	徳島文理大学家政学部生活環境情報学科設置
平成 6(1994) 年	徳島文理大学大学院文学研究科地域文化専攻[博士課程(後期)]設置 (香川キャンパス)
平成 7(1995) 年	徳島文理大学大学院工学研究科システム制御工学専攻[博士課程(後期)]設置 (香川キャンパス)
平成 7(1995) 年	アメリカ マサチューセッツ工科大学〔MIT〕と大学間協定締結
平成 7(1995) 年	カナダ ランガラ大学と姉妹校協定締結
平成 9(1997) 年	徳島文理大学大学院家政学研究科食物学専攻、生活環境情報学専攻[修士課程]設置
平成 10(1998) 年	徳島文理大学大学院家政学研究科児童学専攻 (児童教育学コース、臨床心理学コース) [修士課程]設置
平成 10(1998) 年	徳島文理大学大学院薬学研究科医療薬学専攻[修士課程]設置
平成 10(1998) 年	徳島文理大学家政学部人間発達学科設置
平成 10(1998) 年	徳島文理大学文学部文化財学科設置
平成 10(1998) 年	徳島文理大学工学部環境システム工学科設置 (香川キャンパス)
平成 10(1998) 年	アメリカ インディアナ大学と学術交流協定締結
平成 11(1999) 年	徳島文理大学大学院家政学研究科人間生活学専攻[博士課程(後期)]設置

徳島文理大学短期大学部

平成 11(1999) 年	ベトナム ハノイ 国家大学と学術交流協定締結
平成 11(1999) 年	徳島文理大学大学院家政学研究科児童学専攻臨床心理学コース、臨床心理士養成の指定を受ける
平成 12(2000) 年	徳島文理大学総合政策学部総合政策学科設置
平成 12(2000) 年	学園創立 110 周年記念むらさきホール完成（徳島キャンパス）
平成 12(2000) 年	オーストリア ウィーン国立音楽大学・アメリカ シェナンドー大学と学術交流協定締結
平成 14(2002) 年	徳島文理大学薬学部衛生薬学科を医療薬学科に名称変更
平成 14(2002) 年	徳島文理大学家政学部家政学科管理栄養士専攻、生活環境情報学科を改組し、食物栄養学科、生活情報学科、住居学科設置
平成 14(2002) 年	徳島文理大学家政学部を人間生活学部に変更
平成 14(2002) 年	徳島文理大学家政学部家政学科家政学専攻を人間生活学部人間生活学科に名称変更
平成 15(2003) 年	徳島文理大学人間生活学部人間福祉学科設置
平成 15(2003) 年	徳島文理大学人間生活学部人間発達学科を心理学科に、文学部英米文学科を英米言語文化学科に名称変更
平成 15(2003) 年	香港大学と学術交流協定締結
平成 16(2004) 年	徳島文理大学工学部ナノ物質工学科設置（香川キャンパス）
平成 16(2004) 年	徳島文理大学大学院総合政策研究科地域公共政策専攻[専門職学位課程]設置
平成 16(2004) 年	徳島文理大学香川薬学部創薬学科設置（香川キャンパス）
平成 16(2004) 年	韓国 檀国大と学術交流協定締結
平成 17(2005) 年	徳島文理大学大学院香川薬学研究科創薬科学専攻 [博士課程(前・後期)] 設置（香川キャンパス）
平成 17(2005) 年	徳島文理大学家政学専攻科を人間生活学専攻科に変更
平成 17(2005) 年	徳島文理大学大学院家政学研究科を人間生活学研究科に変更
平成 17(2005) 年	徳島文理大学大学院人間生活学研究科児童学専攻臨床心理学コースを改組し、心理学専攻[博士課程(前期)]設置
平成 17(2005) 年	徳島文理大学大学院工学研究科ナノ物質工学専攻[博士課程(前・後期)]設置
平成 17(2005) 年	香港城市大と学術交流協定締結
平成 17(2005) 年	スロベニア ヨーゼフ・ステファン国際大学院と学術交流協定締結
平成 18(2006) 年	徳島文理大学人間生活学部生活情報学科をメディアデザイン学科に変更
平成 18(2006) 年	徳島文理大学薬学部薬学科[4 年制]、医療薬学科[4 年制]を改組し、薬学科[6 年制]設置
平成 18(2006) 年	徳島文理大学香川薬学部創薬学科[4 年制]を改組し、薬学科[6 年制]、薬科学科[4 年制]設置

徳島文理大学短期大学部

平成 18(2006) 年	イタリア パヴィア大学と学術交流協定締結
平成 19(2007) 年	徳島文理大学工学部臨床工学科設置（香川キャンパス）
平成 19(2007) 年	徳島文理大学人間生活学部人間福祉学科を改組し、人間福祉学部人間福祉学科設置
平成 20(2008) 年	徳島文理大学人間福祉学部を保健福祉学部に変更
平成 20(2008) 年	徳島文理大学文学部英米言語文化学科を英語英米文化学科に、工学部機械電子工学科を機械創造工学科に、情報システム工学科を電子情報工学科に変更（香川キャンパス）
平成 20(2008) 年	徳島文理大学保健福祉学部看護学科設置
平成 20(2008) 年	オーストラリア グリフィス大学と学術交流協定締結
平成 20(2008) 年	イギリス グロスターシャー大学と学術交流協定締結
平成 21(2009) 年	徳島文理大学工学部を理工学部に変更（香川キャンパス）
平成 21(2009) 年	徳島文理大学助産学専攻科設置
平成 21(2009) 年	徳島文理大学人間生活学部住居学科を建築デザイン学科に変更
平成 21(2009) 年	台湾 中山醫學大學と学術交流協定締結
平成 21(2009) 年	台湾 新民高級中學と高大連携校協定締結
平成 22(2010) 年	徳島文理大学保健福祉学部理学療法学科設置
平成 22(2010) 年	徳島文理大学大学院香川薬学研究科薬科学専攻[修士課程]設置（香川キャンパス）
平成 22(2010) 年	台湾 台北醫學大學・大仁科技大學・台南應用科技大學と学術交流協定締結
平成 22(2010) 年	台湾 台北市立南湖高級中學・樹徳高級家事商業職業學校・新光高級中學と高大連携校協定締結
平成 23(2011) 年	台湾 嘉南薬理科技大學・義守大學・東海大學・国立台中教育大學・国立台湾師範大學と学術交流協定締結
平成 23(2011) 年	台湾 高雄市立三民高級中學と高大連携校協定締結
平成 23(2011) 年	徳島文理大学文学部コミュニケーション学科廃止（香川キャンパス）
平成 23(2011) 年	徳島文理大学工学部環境システム工学科廃止（香川キャンパス）
平成 24(2012) 年	徳島文理大学保健福祉学部診療放射線学科設置、臨床工学科を理工学部から保健福祉学部へ移行（香川キャンパス）
平成 24(2012) 年	徳島文理大学大学院薬学研究科薬学専攻博士課程(4 年課程)設置
平成 24(2012) 年	台湾 中原大學・逢甲大學・開南大學と学術交流協定締結
平成 25(2013) 年	中国 厦門大學と学術交流協定締結
平成 25(2013) 年	韓国 水原大學校・水原科學大學と学術交流協定締結
平成 25(2013) 年	台湾 康橋双語學校と高大連携校協定締結
平成 26(2014) 年	徳島文理大学大学院看護学研究科看護学専攻[修士課程]設置
平成 26(2014) 年	韓国 安山江西高等學校と高大連携校協定締結
平成 26(2014) 年	台湾 淡江大學と学術交流協定締結

徳島文理大学短期大学部

平成 27(2015) 年	中国 広東省外語芸術職業学院と学術交流協定締結
平成 27(2015) 年	中国 北京語言大学附属大連高級中学と高大連携校協定締結
平成 27(2015) 年	地域連携センター開設
平成 27(2015) 年	2 号館アカンサスホール完成（徳島キャンパス）
平成 28(2016) 年	徳島文理大学大学院看護学研究科看護学専攻〔博士課程（後期）〕設置
平成 28(2016) 年	徳島文理大学大学院総合政策学研究科総合政策学専攻〔修士課程〕設置
平成 29(2017) 年	徳島文理大学保健福祉学部口腔保健学科設置
平成 29(2017) 年	徳島文理大学大学院総合政策研究科地域公共政策専攻〔専門職学位課程〕廃止
平成 30(2018) 年	ポーランド ルブリン医科大学と学術交流協定締結
令和元(2019) 年	8 号館トレーニングセンター完成（徳島キャンパス）

< 短期大学の沿革 >

昭和 36(1961) 年	徳島女子短期大学創立、家政科設置
昭和 37(1962) 年	徳島女子短期大学家政科専修分離（家政専修、食物専修）
昭和 38(1963) 年	徳島女子短期大学保育科設置
昭和 41(1966) 年	徳島女子短期大学文科（国文専攻、英文専攻）、音楽科設置
昭和 45(1970) 年	徳島女子短期大学商科設置
昭和 48(1973) 年	徳島女子短期大学を徳島文理大学短期大学と校名変更
昭和 49(1974) 年	徳島文理大学短期大学家政科専攻分離（家政専攻、食物専攻）
昭和 55(1980) 年	徳島文理大学短期大学を徳島文理大学短期大学部と校名変更
昭和 62(1987) 年	徳島文理大学短期大学部経営情報科設置
昭和 63(1988) 年	徳島文理大学短期大学部家政科を生活科学科（生活科学専攻、食物専攻）に名称変更
平成 8(1996) 年	徳島文理大学短期大学部文科英文専攻を英語文化専攻に名称変更
平成 9(1997) 年	徳島文理大学短期大学部文科国文専攻を日本文学専攻に名称変更
平成 11(1999) 年	徳島文理大学短期大学部文科を改組し、言語コミュニケーション学科設置
平成 15(2003) 年	徳島文理大学短期大学部経営情報科を地域ビジネス情報科に名称変更
平成 16(2004) 年	生活科学科生活科学専攻、言語コミュニケーション学科、音楽科、商科の 4 学科が地域総合科学科（総称）として、短期大学基準協会から適格認定を受ける
平成 18(2006) 年	生活科学科生活科学専攻介護福祉士コース設置
平成 18(2006) 年	地域ビジネス情報科廃止
平成 21(2009) 年	生活科学科生活科学専攻介護福祉士コース廃止
平成 21(2009) 年	短期大学基準協会に「地域総合科学科適格認定取り下げ届」提出

徳島文理大学短期大学部

(2) 学校法人の概要

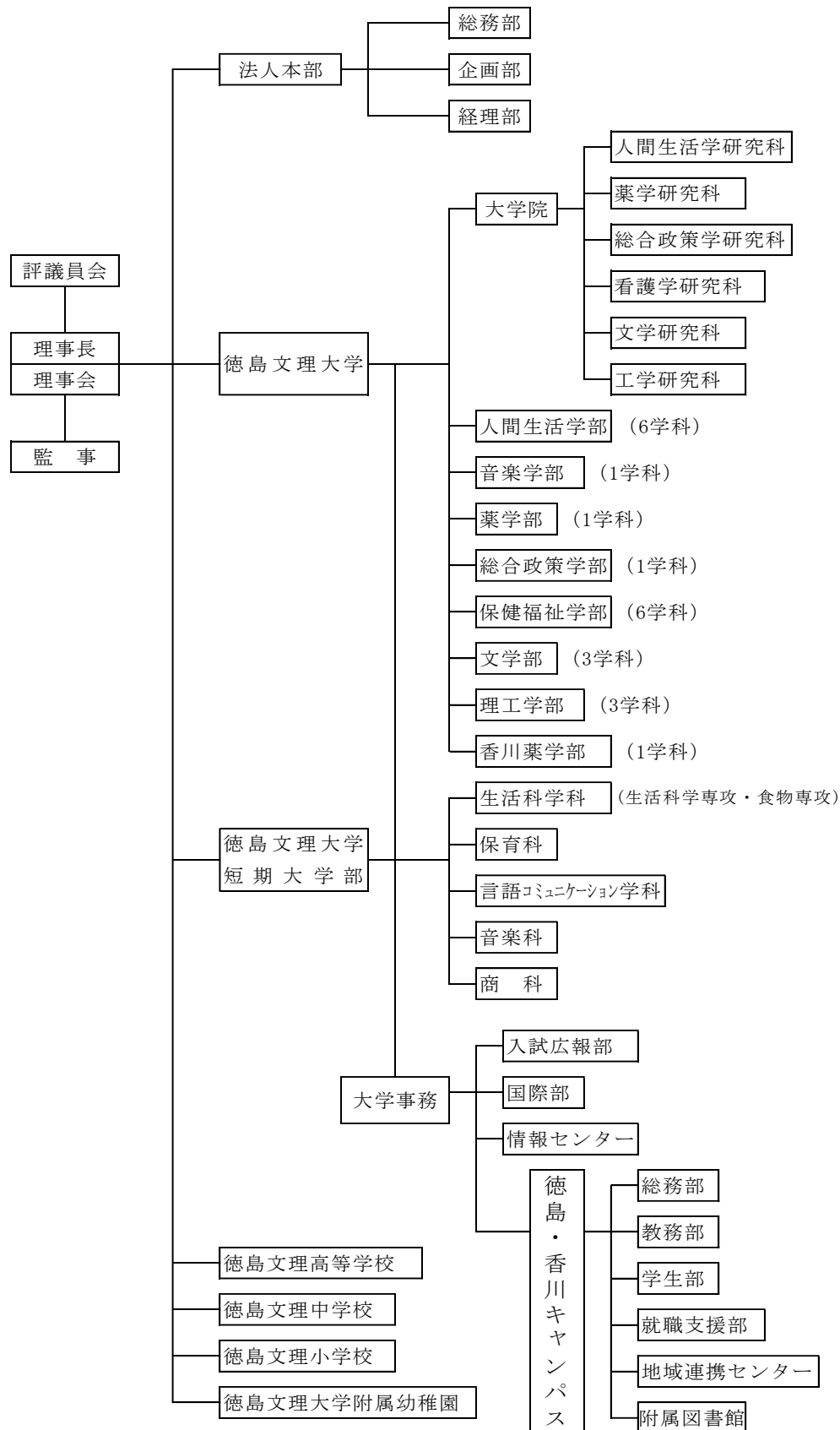
- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
徳島文理大学 短期大学部	徳島市山城町西浜傍示 180	230	460	109
徳島文理大学	(徳島キャンパス) 徳島市山城町西浜傍示 180 (香川キャンパス) さぬき市志度 1314-1	1,320	5,790	3,633
徳島文理大学 専攻科	(徳島キャンパス) 徳島市山城町西浜傍示 180	30	30	10
徳島文理大学 大学院	(徳島キャンパス) 徳島市山城町西浜傍示 180 (香川キャンパス) さぬき市志度 1314-1	87	203	74
徳島文理高等学校	徳島市山城西 4 丁目 20	200	600	310
徳島文理中学校	徳島市山城西 4 丁目 20	180	540	284
徳島文理小学校	徳島市山城町東浜傍示 68-10	80	480	334
徳島文理大学 附属幼稚園	徳島市山城町東浜傍示 2	80	240	69

徳島文理大学短期大学部

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在



徳島文理大学短期大学部

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

徳島市人口	男	117, 813	人	合計	247, 477人
	女	129, 664	人		
世帯数	122, 284世帯		面積	191. 52km ²	

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
徳島	61	64.9	56	70.0	60	75.9	50	71.4	48	76.3
香川	10	10.6	9	11.3	4	5.1	6	8.5	4	6.3
愛媛	9	9.6	6	7.5	9	11.4	5	7.2	4	6.3
高知	7	7.5	4	5.0	2	2.5	3	4.3	4	6.3
中部	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
近畿	2	2.1	2	2.5	2	2.5	2	2.9	2	3.2
中国	1	1.1	2	2.5	1	1.3	1	1.4	—	—
九州	—	—			—	—	—	—	—	—
沖縄	2	2.1			—	—	1	1.4	1	1.6
その他	2	2.1	1	1.2	1	1.3	2	2.9	—	—
計	94	100	80	100	79	100	70	100	63	100

[注]

- 短期大学の实態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和5（2023）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
高等学校への進学率(%)	99.3	99.1	99.0	98.9	98.3
県内大学・短大への進学率(%)	52.2	53.8	56.5	57.8	53.0
進学者数(人)	3,312	3,318	3,287	3,277	3,240
短期大学への進学者数(人)	264	270	229	196	198
本学短期大学部への志願者数(人)	118	92	83	81	73
四国4県からの志願者数(人)	107	83	78	74	68

志願者のほとんどを徳島県はじめ四国4県から確保しており、増加傾向にある。言い換えれば、それ以外の地域からの志願者を集められていない実態がある。

本学各科は専門学校と競合する分野が多くある。専門学校の入試が6月から始まるのに対し、本学は9月から総合型選抜入試のエントリーが開始され、早期に進学先を確保しようとする受験生の増加と相まって厳しい状況である。また、四年制大学への進学志向も顕著で、短大志願者は減少の一途をたどっている。これを打開するために、令和5(2023)年度入試から地域のニーズに応えるとともに、地域に育てていただいている短期大学としての使命を十分自覚し、総合大学の中で、大学生と共に学ぶ短期大学部の特色を活かして、地域が求める人材育成に努める取り組みを始めている。

なお、学生の地元での就職率は60%前後を維持しており、徳島県内をはじめ各出身県内で幅広い人材が活躍している。

■ 地域社会の産業の状況

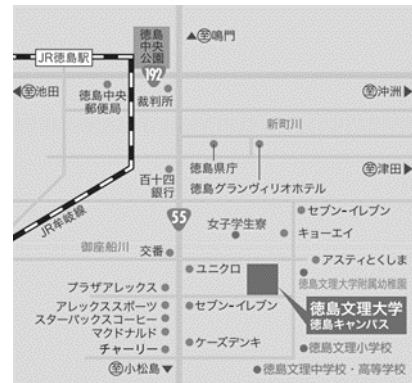
徳島市は、徳島県の東部に位置し、吉野川とその支流がつくり育てた三角州に発達した人口約25万人の県都である。地方の中核的都市として、産業をはじめ、政治、経済、文化、教育、情報といったさまざまな面において高い集積がある。

気候は温暖で物産は豊かで、四国一の大河・吉野川をはじめ市内を縦横に流れる大小の川と優美な眉山の緑は、住む人に安らぎを与え、訪れる人をいやしている。また、阿波おどり、人形浄瑠璃、藍染・阿波しじら、木工製品、すだちなど、徳島の風土と歴史が育んだ個性的な文化を有している。

街は天正年間に蜂須賀家政が阿波に入国し、城郭を築いたのが始まりで、蜂須賀14代の治世のもと、阿波の政治・経済の中心として栄えた。明治22(1889)年に市制を施行し、大正末期には周辺町村を編入し市域を拡大した。

現在では、神戸鳴門ルートと四国縦貫・横断道の結節点として、近代産業の育成や、高速情報化時代に対応した都市づくりに取り組んでいる。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。（基準別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
基準Ⅲ教育資源と財的資源 〔テーマD 財的資源〕 ○短期大学全体の収容定員の充足率が低いので、学生確保に向けて改善に努力されたい。
(b) 対策
定員充足率の向上を目指し、教育内容の見直しを図っている。徳島文理大学短期大学部ならではの魅力的な授業内容について議論を行っている。具体的には新入生のニーズ分析を行い「育てたい学生像」を明確にし、学習成果及び三つの方針を整合させていくことである。令和3(2021)年から令和5(2023)年にかけての3年間を費やして各科を中心に学習成果及び三つの方針について再検討を行った。 それらの内容を高校生や高校教員に対してアピールするため、大学ホームページによる情報発信を積極的に行っている。その他、短大の紹介に特化した冊子「短大の魅力発見」「BUNRI Style BOOK」を作成し広報の充実を図っている。 また、高校訪問や進学説明会などで、直接手渡しができるよう、出身高校毎の各科紹

介資料を作成し配布している。来学者に対しては、オープンキャンパス内容の充実のため、体験授業内容の検討や見直しを行った。

令和 4 (2022) 年 (令和 5 (2023) 年入学生対象) には「ミライのわたし」予約型応援奨学金を新設した。学力審査を行わず「ミライのわたし」設計シートと面接で採用を決定する奨学金である。さらに令和 5 (2023) 年にはこの奨学金制度充実のための見直しとして新入生を対象にこの奨学金の認知度やエントリーの有無の理由等の調査を行い、令和 6 (2024) 年 (令和 7 (2025) 年入学生) からは先行申し込み制度を開始することとした。

(c) 成果

学習成果及び三つの方針の見直し、新規科目の設定などによる教育内容の見直しについて、令和 3 (2021) 年から令和 5 (2023) 年にかけて検討を行った。令和 6 (2024) 年から新カリキュラムがスタートする。

大学全体のホームページリニューアルに伴い、トップページに短期大学部のバナーを設置した。令和 5 (2023) 年 2 月末に、受験生向けのあらゆる情報を集約した受験生応援サイトを立ち上げ、5 月中旬には母艦サイトのリニューアルを実施した。これにより、高校生が日常的に情報収集に用いているスマートフォンで閲覧しやすく、情報が確認しやすいサイトとなった。

情報発信の頻度も高まり積極的に広報活動を行っている。

令和 4 (2022) 年 (令和 5 (2023) 年入学生) にスタートさせた「ミライのわたし」予約型応援奨学金は一定の効果がみられたが、依然として定員確保は達成できていない。学生確保に向けて引き続き全学を挙げ取り組んでいく。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

GPA を学習指導や生活指導に活用するなど、GPA の効果的な運用方法について検討することが望まれる。

(b) 対策

GPA を学習指導や生活指導に活用するなどの GPA の効果的な運用方法について検討し、全学的に実施している対策としては、次の三点があげられる。

1. GPA を活用した「成績不振者に対する個別指導」の実施

令和 3 (2021) 年度から、GPA による個別指導基準を定め、成績下位の学生に対して次の手順により、指導・助言している。

- ① 前期の成績確定後、教務課から各科長に「各科・学年毎の下位 1/4 GPA 値」「学生別 GPA 値」を送付する。
- ② 各科は下位 1/4 GPA 値より若干高い値を「個別指導基準」として定める。
- ③ 個別指導基準以下の学生に対して担任・チューターが指導する。その際、給付奨学生には「この状態が続くと後期に廃止となる恐れがある」ことを併せて伝える。

2. GPA を活用した「授業科目間の成績評価の平準化」の取り組みの実施

令和 5(2023)年度から、成績評価について、教員間の共通理解の下、各授業科目の到達目標や成績評価基準を明確化し、組織的に学習の評価に当たっていくとともに、授業科目間の成績評価の平準化に取り組むため、「徳島文理大学短期大学部 GP に対応した成績評価割合」を設定している。各科の教授会において、組織的な学習評価や成績評価の平準化に取り組んでいる。

3. ディプロマ・サプリメントの発行

令和 4(2022)年度より、短期大学部の全ての科において、学習成果の可視化を図るとともに、進学や就職等のモビリティを円滑に進め、学生が取得した学位・資格等の情報について学内外において理解を深め、比較可能にすることを目的として、卒業時にディプロマ・サプリメント（学位証書補足資料）を発行してしている。

（ディプロマ・サプリメントへの記載内容）

① 正課活動の成果

累積 GPA 値、総修得単位、卒業論文、取得資格、一般総合科目群ごとの GPA によるレーダーチャート、専門科目群ごとの GPA によるレーダーチャート、卒業認定・学位授与の方針ごとの GPA によるレーダーチャート、各科の卒業認定・学位授与の方針

② 正課外活動

部活動・サークル、委員会活動

③ ジェネリックスキル（社会人基礎力）

前に踏み出す力レーダーチャート、考え抜く力レーダーチャート、チームで働く力レーダーチャート

上記、三つの対策は教務課より、短期大学部全体に依頼し、学部全体で取り組んでいる対策であるが、上記以外にも GPA については、各科において、GPA 値による科独自の個別指導基準を設けての個別指導、成績優秀者に対する表彰等の選考基準として、様々な成果とともに GPA 値も一つの基準として用いるなど、学習指導や生活指導に活用されている。

(c) 成果

本学では、担任・チューター制を導入し、学生に対する細やかな指導を行ってきたが、この GPA による指導基準については、学習ポートフォリオによる「時間外学習等行動調査」のデータとあわせて、面談資料として活用しており、特に短期大学部のこうした細やかな指導体制は、中途退学防止や進路指導、生活指導などに大きな成果をあげている。

GPA を活用した「授業科目間の成績評価の平準化」の取り組みについては、令和 5(2023)年度からその取り組みを始めたばかりで、各科の教授会で成績評価時、あるいは、進級判定、卒業判定などにおいて、どの程度審議されているかについては各科に任されている状況であり、今後、全学的な検証が必要であると考えている。

ディプロマ・サプリメントは令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度と各科ごとに手作業で作成し、学生に配布してきたが、令和 6(2024)年度からは、新しく導入された教務・ポータルシステムの 1 つとして駆動することになっており、各学年での成績が確定した段階で、スマートフォンから学生が確認できるようになる。また令和 5(2023)年、就職

支援部が実施した企業との意見交換の中で、どのような学習成果を重視しているかという質問の学習成果の例にディプロマ・サプリメントも入れていたが、各企業からは、「統一された資料でないので、参考程度にしか見ない」という意見ばかりで、全ての企業が重視したのは「学習ポートフォリオ」だった。今後、学習成果を表現するものとして、掲載内容等について、あるいは測定方法等について検討する。

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和5(2023)年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

平成19(2007)年2月15日付文部科学大臣決定(平成26(2014)年2月18日改定)にて文部科学省より「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が示され、それに沿って体制の見直しを実施。

「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における公的研究費の取扱いに関する規程」を策定。

「公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」「公的研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱要領」「公的研究費の不正防止計画」「職員行動規範」の必要な要領などを定めた。

研究活動における不正行為に対し、平成 26(2014)年 8 月 26 日付文部科学大臣決定として「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が示され、それに沿って「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部における研究活動の不正行為への対応に関する規程」を策定。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が令和 3(2021)年 2 月 1 日に改正され、不正防止対策の 3 本柱として①ガバナンスの強化(最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化)、②意識改革(コンプライアンス教育・啓発活動による意識向上、全構成員への意識の浸透)、③不正防止システムの強化(監査機能の強化、不正を行う「機会」の根絶)が示され、特に「不正を起こさせない組織風土の形成」のための活動が、「啓発活動」として新たに位置づけされている。

公的研究費の不正使用防止に関するルールなどの周知、意識啓蒙及び浸透度の把握状況など令和 3(2021)年度より「APRIN e ラーニング」(コンプライアンス教育として実施)の受講対象者を全ての教員、徳島文理大学院生、競争的研究費等の運営・管理に関わる事務職員とし、全対象者の受講修了を確認している。また、5 年毎の再受講を定め、「全学研究者倫理教育委員会」(全学研究委員会の専門委員会)が全体を管理している。

部局長会(令和 3(2021)年 12 月 7 日開催)において、「全学研究者倫理教育委員会」事務局より、啓発活動の資料(「改正公的研究費ガイドラインとチェックリスト対応に関する研修会」(令和 3(2021)年 8 月 30 日実施)の「公的研究費と研究費不正使用の防止について」の項目を抜粋・作成)を使って周知を行い、参加者に対して今後の所属部署内での全員への啓発活動に活用するよう求めた。

科研費交付内定を受けた研究者、関係事務職員を対象に補助条件及び物品の発注、検品検収、謝金、アルバイトの出勤簿などの取扱い、公的研究費の運営・管理体制、科研費補助金支出基準などの説明を書類配布およびメールにて周知している。

令和 5(2023)年 7 月 19 日に、科研費助成事業公募説明会及び科研費の不正使用防止に関する説明会を Zoom によるオンライン配信により実施した。

令和 5(2023)年 9 月 6 日に、科研費について年 1 回の内部監査を実施した。

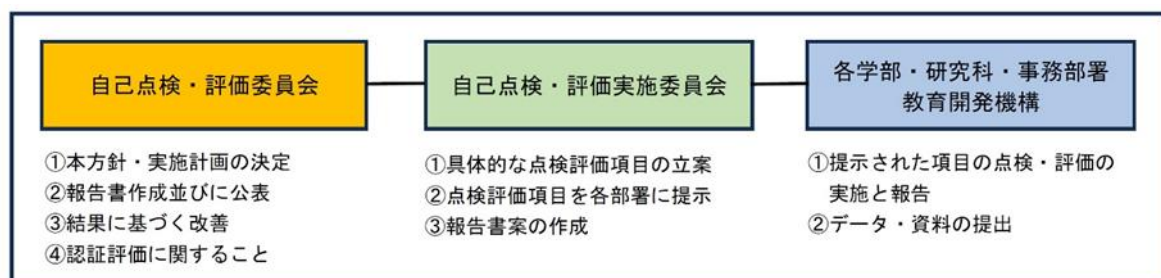
2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

（令和5年度）

1	学長	田村 慎通
2	副学長・理事長	村崎 正人
3	副学長	森田 孝夫
4	副学長	梶山 博司
5	事務局長	早雲 洋一
6	監事	新見 延安
7	企画監	村崎 文彦
8	学園本部総務部長	石川 茂
9	学園本部企画部長	岩崎 洋
10	学園本部経理部長	中村 敏雄
11	徳島キャンパス総務部長	後藤 立夫
12	徳島キャンパス教務部長	佐々木 尊
13	徳島キャンパス学生部長	天羽 博昭
14	徳島キャンパス就職支援部長	松山 隆博
15	入試広報部長	山村 晃
16	国際部長	高橋 孝途
17	情報センター長	田尾 公生
18	徳島キャンパス附属図書館長	溝口 隆一
19	地域連携センター長	板谷 章吾
20	短期大学部長・生活科学科長・ALO	岡部 千鶴
22	保育科長	児嶋 輝美
23	言語コミュニケーション学科長	堀口 誠信
24	商科長	則包 光徳
25	音楽科長	ジュゼッペ・マリ奥特ィ
26	音楽科副科長	竹内 圭三
27	事務局	後藤 浩代

■ 自己点検・評価の組織図



徳島文理大学短期大学部

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学では学長をトップとする自己点検・評価委員会が全学レベルの自己点検・評価の要となり、各組織レベルの自己点検・評価を統一する仕組みとなっている。学部長を委員長とする自己点検・評価実施委員会が点検・評価項目を精査する。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5(2023)年度を中心に）

時期	活動内容
令和5(2023)年 5月30日	令和5年度第1回短期大学部自己点検・評価実施委員会の開催 自己点検評価書作成スケジュールの承認
令和5(2023)年 7月 4日	令和5年度第1回自己点検・評価委員会(短期大学部・大学合同)
令和5(2023)年 9月15日	第1回自己点検・評価報告書原稿提出締切(学部・各科・各部局)
令和5(2025)年 12月20日	第2回自己点検・評価報告書修正原稿提出締切
令和6(2024)年 3月5日	ワーキンググループによる読み合わせ
令和6(2024)年 3月14日	第3回自己点検・評価報告書修正原稿提出締切
令和6(2024)年 3月19日	ワーキンググループによる読み合わせ
令和6(2024)年 3月22日	作業班による報告書内容の確認
令和6(2024)年 3月26日	令和5年度第2回自己点検・評価委員会(短期大学部・大学合同) 報告書作成進捗状況報告
令和6(2024)年 4月16日	ワーキンググループ I 今後のスケジュール確認
令和6(2024)年 4月23日	ワーキンググループ I による読み合わせ
令和6(2024)年 4月26日	第1回自己点検・評価実施委員会
令和6(2024)年 5月14日	ワーキンググループ I による読み合わせ
令和6(2024)年 5月中	データ入れ替え（自己点検・評価報告書、資料） 作業班による自己点検・評価報告書の校正作業
令和6(2024)年 5月20日	提出資料・備付資料の提出締切日
令和6(2024)年 5月28日	短期大学部教授会にて報告
令和6(2024)年 6月 4日	令和6年度第1回自己点検・評価委員会（短期大学部・大学合同） 令和6年度自己点検評価書の承認 印刷
令和6(2024)年 6月26日	令和5年度自己点検・評価報告書、資料 提出

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

<根拠資料>

提出資料

1. 2023 年度大学案内、3. 徳島文理大学短期大学部学則、4. キャンパスガイドー学生生活と履修の手引きー2023ー、5. 徳島文理大学通信アカンサス Vol. 96、6. 大学ウェブサイト「建学の精神」、7. 大学ウェブサイト「教育情報の公表_建学の精神、使命・目的」

提出資料ー規程集

13. 徳島文理大学短期大学部学則

備付資料

1. 村崎正人著『村崎学園百二十年史』、2. 学術交流・協定書(写し：19 件)、3. 5. ～9. 11. 13. 46. 地域連携センターウェブサイト、4. 12. 16. ～29. 31. ～33. 42. 43. 45. 47. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部ウェブサイト、10. 徳島文理大学サッカースクール文理クラブ、14. 令和 5 年度高校生のための公開セミナー、15. 消費者まつり 30. 伝え継ぐ日本の家庭料理 (24・25・111 頁)、34. 第 19 回保育セミナー、35. とくしまリカレント教育推進事業、36. 研修の依頼 37. ペンギンクラブ子育て支援イベント、38. 地域子育て支援拠点研修、39. 文理 OB オーケストラ定期演奏会、40. 徳島文理大学音楽学部付設音楽教室、41. 第 20 回修了演奏会、44. バリフリ BOX、47. 徳島県ウェブサイト、48. 徳島文理大学短期大学部フェスタ

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

<区分 基準 I -A-1 の現状>

徳島文理大学短期大学部(以下「本学」という)の建学精神は「自立協同」である。

この建学精神は、学祖村崎サイが明治 28(1895)年 7 月徳島に私立裁縫専修学校を設立した歴史に由来する。学祖は、「女も独り立ちが出来ねばならぬ」との信念を持ち「女性の自立」を唱えて村崎学園を創立した。昭和 20(1945)年 7 月、学園は戦火に包まれ灰燼に帰し、村崎サイも学園と運命を共にした。その年の秋、戦野から帰還した村崎凡人元理事長は、学園の復興に精魂を傾け、総合学園建設を目指した。その過程で、「他からの協力、他への協力なくして『人間の自立』はあり得ない。」との確信に至り、学祖村崎サイの精神を受け継

ぎ、「村崎学園」の建学精神を「自立協同」としたものである。

本学の教育目的・目標については、学祖村崎サイが女性の自立を唱えて建学したこと、村崎凡人元理事長が第二次世界大戦で軍役に服した経験に基づき、戦後の社会状況から芽生えた近代精神を取り入れたこと、村崎正人前理事長がドイツ留学において社会経済学を学んだ経験に基づき、新たな国際感覚を吹き込んだことなどから形作られている。このように、歴代理事長の経験を踏まえ、建学精神が常に確認され、本学の教育理念・理想へとつながっている。

本学の教育理念については、「本学教育は『自立協同』の建学精神のもと、高度の知識技術を研究教授し、人格の陶冶を図り、文化の創造と発展に貢献する人材の育成を理念として行われています。」と徳島文理大学ホームページ(提出-6)及びキャンパスガイド(提出-4)で明確に示している。

本学の建学精神「自立協同」を基本理念とした教育目的が、学則第1条の冒頭において(提出-規程集-13)「本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、自立協同の建学精神に基づき一般教育と密接な関係を保ちつつ広くそれぞれの専門教育の理論と実際について教育し、中正隠健なる人格を涵養するとともに、我が国文化の高揚と地域の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と明確に謳われており、教育基本法等に基づいた公共性を有している。

「自立協同」の建学精神、教育理念及び教育方針に基づいた本学の使命・目的や三つの方針等は、本学ホームページ(提出-13～15)やキャンパスガイド(提出-4, 97～100 頁)、大学通信(提出-5)等に明示するなど、学内外に表明している。

建学精神である「自立協同」については、村崎凡人記念図書館(以下、「図書館」という)に扁額を掲げるとともに、記念室を設置して、ここでも建学精神について解説している(備付-4)。また、理事長は入学式、卒業証書・学位記授与式、創立記念式典などあらゆる機会に、村崎学園の歴史について、学祖村崎サイの信念であった「女も独り立ちができねばならぬ」という言葉から説き起こし、村崎学園の歴史を踏まえた建学精神「自立協同」について説いている。

学長は「自立協同」の建学精神を踏まえた上で、現代社会における短期大学教育の意義について言及している。さらに学生は、入学式の宣誓や卒業証書・学位記授与式の答辞の中で必ず建学精神について言及している。

新入生全員が受講する「文理学」は、新入生の学習の中心として位置づけられ、新入生が本学の学生としてのアイデンティティを醸成することを第一の目的として、第1講が理事長による「徳島文理大学の建学精神と歴史」、第2講が学長による「なぜ大学で学ぶのか」となっており、新入生が建学精神について学ぶ最初の重要な講義として位置づけられている(提出-16, 19 頁)。なお、この講義は各科の教員も出席しており、教員も共に建学精神の基本理念を再確認する機会としている。

さらに、在学生に対しては、本学ホームページ(提出-6)や大学通信を通して、その精神を繰り返し強調している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学では、平成 27(2015)年 4 月地域連携センターを地域貢献・地域連携を担う中核として徳島キャンパスに設立した。地域社会に向けた主な事業として、学会・セミナーでは「車いす避難サポーター養成講座」(備付-5)、「地域と考える SDGs 講座」(備付-6)を開催し、「地域連携型出張講義」(備付-7)では、主に高等学校からの依頼により出張講義を実施した。「地域学スタートアップコース」(備付-8)では、徳島市内の様々な地域で活性化についてフィールドワークを実施し、地域の方々と意見交換を行い、「地域学アドバンストコース」(備付-9)では、美馬市地域の活性化に取り組む方々との交流会や新規事業体験等を実施した。また、「徳島文理大学サッカースクール」(備付-10)をシリーズで開催している。平成 27(2015)年度から音楽学部・本学音楽科の協力のもと、2 号館 1 階を会場に、「ランチタイムコンサート」も開催している(備付-11)。地方公共団体、企業（等）、教育機関、NPO 団体とは、包括連携協定を締結し、また、「コンソーシアムとくしま」・「とくしま産学官連携プラットフォーム」に参画して、地方自治体、企業、他大学等との連携を強化している(備付-3)。

高等教育機関として地域・社会に貢献することを強く意識しており、学部全体では毎月 1 日に教職員と学生がボランティア活動である「みちピカ運動(清掃活動)」を行っている(備付-12)。

その他、各科の特徴に応じた地域社会への貢献活動を行っており、ホームページリニューアルに際し、大学内に専用サイトを設定した(備付-13)。随時、内外に対して活動内容を発信している。

令和元(2019)年から「高校生のための公開セミナー」を開講し、各科の特徴的な講座を地域社会に提供している(備付-14)。

【各科・専攻】

<生活科学科 生活科学専攻>

SDGs を意識した以下の 2 つの取組みを行うことによって地域・社会に貢献している。

○サステナブルファッションへの取組み

- (1) 徳島県等主催の「消費者まつり」アスティ徳島にてリメイク作品を展示。令和 4(2022)年、古い着物をリメイクしたドレス 2 点を制作し展示した(備付-15)。
- (2) 「とくしま SDGs シンポジウム 2022」JR ホテルクレメント徳島にてサステナブルファッションショーに参加(備付-16)。

学生がショーで着用した衣装は徳島県内の高校の活動「服活」で集めた古着をリメイク

した作品である。この度の地域貢献活動は、行政や企業、他学校と連携した活動で学生にとって学外へ視野を広げる貴重な機会となった。

○陸上完全養殖されたあおさのりを使った「サステナブルスイーツ」の開発

大学薬学部研究成果である通年陸上養殖された「あおさのり」を使用したスイーツ開発に令和4(2022)年から取り組んでいる。海水温上昇により天然あおさのりが激減している中、養殖されたあおさのりの普及を目指したスイーツ開発を行うことにより地域社会に貢献することを目指した活動である。薬学部、本学及び徳島県関係者と定期的な会合を持ち、「消費者まつり」にて地球環境保護への啓発を行うと共に学生が開発したスイーツの提供を行った(備付-17)。令和5(2023)年にはとくしま障がい者就労支援協議会及びその会員である社会福祉法人と協力し、開発したスイーツを「あおサブレ」と命名し、商品化し販売するに至った。製造を委託する社会福祉法人とは協定を結び、地域の障がい者自立促進に向けた支援をしている(備付-18)。

＜生活科学科 食物専攻＞

SDGs への取組みとして、平成27(2015)年より、以下の活動を行っている。エシカル消費自主宣言のもと、シカ肉関連としてCOC事業を平成27(2015)年度より実施、捕獲したシカ肉の有効活用を目的として、学生がレシピを考案し、学生食堂でシカ肉料理提供を継続している。令和2(2020)年度から、新型コロナウイルス感染症拡大のためシカ肉料理ランチボックスをテイクアウトとして提供、令和5(2023)年度は、学生食堂「パウゼ」でTABLE FOR TWO (TFT) とコラボレーションしたランチを提供している(備付-19)。さらに、地元食品製造企業の協力のもと、シカ肉ソーセージを商品化し、徳島文理大学短期大学部フェスタ(以下、「短大フェスタ」という)で試食提供を実施、まつしげクラフトフェアや徳島食の博覧会(道の駅いたの)での販売など、大学内外においてシカ肉料理の普及活動に取り組んでいる(備付-20)。

エシカル消費の指導では、教員免許状更新講習時に、エシカル教育指導・エシカル消費料理講習を開催、実習を行った。高校にも出向き、エシカル消費の講義と実習を行った(備付-21)。高校生のための公開セミナーや、オープンキャンパスでもSDGsやスローフード、エシカル消費について学ぶ機会を作っている。

大学内では、令和元(2019)年度に、文理学(地域学)で、エシカル消費への取組みであるシカ肉の有効活用など、食物専攻が行っている活動について2年生が発表した(備付-22)。

大学外での活動は、阿波地美栄コンソーシアム事業で、「第5回日本ジビエサミット」(備付-23)、「阿波地美栄×狩猟フェスタ」に参加(備付-24)、「徳島ビジネスチャレンジメッセ2019」に出展し(備付-25)、徳島市中心市街地商店街の「むすびカフェ」にて食物専攻のジビエ料理の取組みが紹介された(備付-26)。徳島県等主催の「消費者まつり」に2年連続で参加、ポスター発表を行った(備付-27)。令和4(2022)年度には海外大学等とのオンライン交流事業(備付-28)でもSDGsの取組み、ジビエ(シカ肉)の有効利用活動の紹介を行った他、令和5(2023)年度には、新聞やテレビでも本学のTABLE FOR TWO (TFT) とコラボレーションしたランチ提供の実践的な取組みが紹介された(備付-29)。また、地産地消による郷土料理復活調査研究及び活動にも、書籍発刊時(徳島県調査料理)の文章作成に貢献

している(備付-30)。

これらの活動に対し、阿波地美栄料理レシピで学生考案の「シカ肉シチュー」がグランプリ優秀賞受賞(備付-31)、国民の森林(もり)づくり推進功労者として林野庁長官より感謝状(備付-32)を受け、第3回とくしまエシカルアワードでシカ肉の有効活用の取組みが評価され表彰された(備付-33)。

<保育科>

毎年、著名な保育研究者や実践家を講師に招いて「保育セミナー」を開催している。コロナ禍の令和3(2021)年以降、オンラインで開催しており、令和5(2023)年の第19回保育セミナーには約200名の保育関係者と学生が参加した(備付-34)。また、令和3(2021)年からは徳島県の委託を受け「とくしまリカレント教育推進事業」を行っており、令和5(2023)年度は「幼児の感覚統合を促す遊具の作成と活用講座」と「表現活動をもっと楽しくする保育教材の制作と活用講座」を開設した(備付-35)。その他、教員は徳島県保育士キャリアアップ研修等様々な研修の依頼を受け、地域の保育実践の向上に貢献している(備付-36)。子育て支援への貢献では、年間8~9回程度「ペンギンクラブ子育て支援イベント」を学内施設において開催し、主に未就園の子どもを持つ保護者に対して子育てに関する情報や交流の機会を提供している(備付-37)。令和5(2023)年にはこども家庭庁委託事業の「地域子育て支援拠点研修」を本学で開催するなど、地域の子育て支援施設とも連携して取り組んでいる(備付-38)。

<言語コミュニケーション学科>

○徳島県内高等学校へ出張講義

令和3(2021)年、徳島県内の高校2校において高校生を対象に「異文化としての英米文化理解に必要なことがら」の講義を実施した。令和4(2022)年、徳島県内の高校において高校生を対象に「英語の発音クリニック」の講義を実施した。令和5(2023)年、徳島県内の高校において高校生を対象に「英語の発音クリニック」の講義を実施した(備付-7, 25頁)。

<音楽科>

リカレント教育として、社会人特別聴講生、科目等履修生のために音楽科の正課授業「合唱A」など6科目を開放し、地域の人々に学びの機会を設けている。他には、本学卒業生と一般の音楽愛好者が「徳島文理大学OBオーケストラ」の団員となり、定期演奏会を開催している(備付-39)。大学名誉博士であるマイケル・ローバッカー博士による音楽療法講義開講時には、卒業生にも門戸を開いている。

地域の音楽文化の向上のためには、音楽学部音楽学科とともに、地域住民を対象としたコーラス講座とキーボード講座からなる「生涯学習講座」と幼児から大人までを対象とした「徳島文理大学音楽学部付設音楽教室」と、より音楽を専門的に学ぶ「文理ミュージックアカデミー」(備付-40)を開設している。生涯学習講座・徳島文理大学付設音楽教室では、年度末に発表会、修了演奏会を学内ホールで開催し、受講者の充実感・達成感を得ている(備

付-41)。

学内で行われる各種コンサートのほか、毎月第1金曜日の昼休憩時に学生による「ランチタイムコンサート」を地域連携センターと共同で開催しており、地域の人々も耳を傾けることができる。また、高等学校の吹奏楽部定期演奏会に音楽ホール（むらさきホール）を貸し出すほか、教員が依頼を受け、音楽科生徒や吹奏楽部員に指導を行っている。

音楽療法コースでは、教員と学生が、本学と上板町との包括連携協定によりフレイル予防を目的とした療法的音楽活動を、阿波市社会福祉協議会の要請により音楽を活用したフレイル・介護予防研修会を開催した(備付-42, 15 頁)。地域の障がいを持つ子ども・成人との関わりにおいては、徳島県障がい者芸術・文化活動支援センターと共催で、マイケル・ローバッカー博士と夫人（共に米国認定音楽療法士）のリードのもと、学生も一緒に「音楽療法体験ワークショップ」を開催した(備付-43)。これは、令和5(2023)年度とくしま共生アートプロジェクト推進事業として行われ、次年度も開催が予定されている。同じく、この推進事業の一環である「みんなのはっぴょうかい」に、学生が音楽療法実習で担当している子どもたちと出演したり、ボランティアを務めたりした。このほか、保育科のペンギンクラブのイベントに出演、徳島県肢体不自由児者父母の会連合会主催のバリフリ BOX において音楽療法体験を実施した(備付-44)。

< 商科 >

本学は、平成24(2012)年度に徳島県と「とくしま農山漁村（ふるさと）協働パートナー協定」を締結した。その一環として商科の教員と学生が参加した「ゆず」の収穫作業について、徳島県主催「とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業研修会」でプレゼンテーションを行った。こうした活動に対し、令和5(2023)年度とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業から知事感謝状が贈呈された(備付-45)。また、令和5(2023)年度には「海外大学等とのオンライン交流事業」でも学部学科の枠を超えた活動として取り組み、「デジタル社会における消費行動の在り方ー私たちからの提言ー」をテーマにショートムービーを作成した。これは、徳島県のホームページで公開されている(備付-46)。さらに、徳島県の事業「ミラトク」にも参加した。「ミラトク」は企業・団体の課題解決と社会貢献をテーマに、企業とスキルアップを望む学生をマッチングするもので、「徳島の未来」を輝かせるストーリーを創出しようという事業である。学生5人で、住宅設備会社の課題解決に取り組んだ。参加学生は課題解決のために議論を重ね、成果物として2本の動画を制作した。この動画も、徳島県のホームページで公開されている(備付-47)。

高校では、令和4(2022)年度入学生から学習指導要領が改定されることとなり、主体的・対話的で深い学びに繋がる授業が求められることとなった。本学は、高校を支援するため、令和2(2020)年度より高校の依頼を受けて出張講義を行う「高校生セミナー」をスタートした。地域連携型出張講義では、令和5(2023)年度、徳島県内の高校で「面接対策マナー講座」、岡山県内の高校で「18歳法律知識」の講義を行った。そのほか、職業説明会としても徳島県内の2校で出張講義を行っている(備付-7, 25 頁)。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題＞

現状において課題はないと認識している。

＜テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項＞

建学精神「自立協同」について、オープンキャンパス時の学部長挨拶や学校紹介において説明している。その他、入学前教育においても説明し、入学後の学習態度の形成に寄与している。

入学してすぐに、共通科目である「文理学」において建学精神「自立協同」を学園の歴史と共に理事長から学ぶ。その後、「文理学」において、引き続き各科が建学精神を意識した内容の講義等を実施している。毎年10月に「短大フェスタ」（備付-48）を開催し、建学精神「自立協同」による日頃の学習成果を発表し、地域社会との交流を深めている。

〔テーマ 基準 I -B 教育の効果〕

＜根拠資料＞

提出資料

3. 徳島文理大学短期大学部学則、4. キャンパスガイドー学生生活と履修の手引きー2023ー、8. 令和5（2023）年度シラバス（CD版）、9. 学習ポートフォリオ、10. 教職履修カルテ（学生用/教員用）取扱説明書

提出資料ー規程集

13. 徳島文理大学短期大学部学則

備付資料

49. 53. 55. 63. ～65. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部ウェブサイト、50. 本学ウェブサイト（R5）「学習成果」、52. キャンパスガイドー学生生活と履修の手引きー2024ー、54. 徳島音楽コンクール、56. 徳島文理大学短期大学部音楽科履修ガイド2023、61. 音楽科 Instagram、66. おとぎのくに、69. 第14, 15, 18回学生プレゼンテーション大会、70. クリスマスコンサート

〔区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に当たっているか定期的に点検している。

＜区分 基準 I -B-1 の現状＞

本学の教育目的・目標は、学則第1条に明記されており、「本学は教育基本法及び学校教育

育法の趣旨に則り、自立協同の建学精神に基づき、一般教育と密接な関係を保ちつつ広くそれぞれの専門教育の理論と実際について教育し、中正穏健なる人格を涵養するとともに、我が国文化の高揚と地域の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」と定められている。

この教育目的・目標を具現化するために、学則第4条第2項で各科、専攻の教育研究上の目的が定められており、各科・専攻課程の教育目的・目標は、建学精神に基づき確立している(提出-規程集 13)。

各学科、専攻の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 生活科学科は、生活、すなわち衣食住に関する学術を教授研究し、健康で快適な暮らし方に関わる専門的知識・技能を身につけ、時代や地域のニーズに応えられる人材を養成する。
 - ① 生活科学専攻は、衣食住における「ものづくり」とおして、創造力、問題発見・解決能力を身につけ、「生きる情熱」と「素の考える力」のある人材を養成する。
 - ② 食物専攻は、食生活に関する領域の学術を教授研究し、栄養士、栄養教諭、フードスペシャリスト、食品科学技術認定証の資格を取得し、食のスペシャリストを養成する。
- (2) 保育科は、次世代を担う子どもの成長と幸福を支援できる専門的知識・技能を習得し、保育を創造する能力、豊かな感性と総合的実践力を備えた人材を養成する。
- (3) 言語コミュニケーション学科は、プレゼンテーション技術を身につけることを教育の核にし、日本語・英語の表現能力、情報機器の効果的な利用法を習得し、地域社会に貢献できる人材を養成する。
- (4) 音楽科は、音楽学に関する学術を教授研究し、音楽にかかる専門的知識・技能、豊かな教養を備え、実社会に貢献できる人材を養成する。
- (5) 商科は、ビジネスにかかわる学術を教授研究し、情報処理技能をはじめ、商業の領域にかかる専門的知識・技能、企業で生かせる豊かな教養、コミュニケーション力を備え、実社会に貢献できる人材を養成する。

各科・専攻課程の教育目的・目標については、本学ホームページ(備付-49)、キャンパスガイドに掲載する学則内に明示され、学内外に表明している。

本学では、学則第70条第1項に自己点検・評価について定めており、各科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に自己点検・評価を行っている(提出-規程集 13)。

今後も、地域の要請やニーズに応えるとともに、地域に育てていただいている短期大学としての使命を自覚し、総合大学の中で一翼をになう本学の特色を生かして、地域に貢献する有為な人材育成に努める。

〔区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

本学の学習成果は、建学精神に基づき令和 5（2023）年まで以下の 4 項目を本学ホームページを通じて内外に公表していた（備付-50）。

「知識・理解」社会人に求められる教養と専門分野において必要な知識を習得している。

「技能・表現」専門的な技術を習得し、コミュニケーション能力を身に付けて、これらを活用することができる。

「思考・判断」習得した知識や技術の活用について判断し、表現することができる。

「関心・意欲・態度」他者と協力し主体的に問題解決に取り組むことができる。

学習成果は成績評価（GPA）、資格取得率の他、在学時の学習状況調査、卒業時調査及び就職率によって測定される。

学校教育法第百八条の「短期大学は、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。」の規定に照らして、学習成果については、各科会議（備付-51）、学部教授会（提出-41）、全学教務委員会（備付-51）等において定期的に点検している。

教育評価として、各科目シラバスの到達目標と成績評価等を明記し、到達度を評価するとともに、GPA を算出している。学生の卒業時に、各科目の到達状況については GPA を用い、社会人基礎力（ジェネリックスキル）もチャート化、個人の今後に向けた激励を示したディプロマ・サプリメントを配布している。令和 3(2021)年度から学習成果、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)の大幅な見直しを行い、令和 5(2023)年度から新たな学習成果、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を設定し、本学ホームページにて公表している（提出-13～15）。また、履修科目の見直しを令和 5(2023)年度より行い、令和 6(2024)年度より実施している。

現在、学習成果は建学精神をより反映させるため、本学全体と各科に関するものとして下記のように定めている（備付-52）。

【本学全体の学習成果】

建学精神の「自立協同」を「自立とは考え抜く力、前に踏み出す力」、「協同とはチームで働く力」として定義し、次の内容を学習成果とする。

- ① 社会人として必要な知識を有している。
- ② 専門分野における知識・技能を習得している。
- ③ 習得した知識・技能に基づき、社会の課題解決に向けて、主体的に考え、計画し、実行に移すことができる。(自立：考え抜く力、前に踏み出す力)
- ④ 習得した知識・技能に基づき、他者と協力し、地域社会に貢献する意欲を持っている。(協同：チームで働く力)

【各科・専攻の学習成果】

生活科学科

生活科学専攻

1. 生活に関する基礎的な知識を習得している。
2. モノづくりに関する基礎的な技能を習得している。
3. 自分の考えや表現したいものを創造し、発表することができる。
4. 習得した知識・技能を総合的に活用し、他者と協力し合って目的を達成することができる。

食物専攻

1. 栄養と健康と食に関わる知識を獲得している。
2. 栄養士・食のスペシャリストとしての実践力を身につけている。
3. 習得した知識や技能をもとに思考・判断を行い、課題発見・解決をすることができる。
4. 協調性を持ち主体的な行動がとれる。
5. 向上心を持ち積極的に学び続ける姿勢を示すことができる。

保育科

1. 社会人として必要な教養を身につけている。
2. 保育に関する専門的知識・技能を習得している。
3. 豊かな感性や想像力、表現力を身につけ、他者と協働してよりよい保育を実践することができる。
4. 人間性と保育者としての専門性の向上を目指し、目的を達成することができる。

言語コミュニケーション学科

1. 言語に対する分析的な視点が形成され、文学・音楽・絵画・動画などを通じた異文化理解を深めている。
2. 論理的な読解の技術と対話型コミュニケーションの能力を通じ、相手を説得する表現能力が備わっている。

3. 意見・評価・批判の交換を通じてチームで働く力を身につけている。
4. 異文化の理解を通じ、将来的な職業生活・生涯学習に活かす素地を確立している。

音楽科

●音楽療法コース

1. 幅広い教養を身につけ、芸術と科学の融合である音楽療法について理解し、人々の健康と幸せのために働くことができる。
2. 世界基準（Global）の音楽療法を学び、地域（Local）の高齢者のヘルスケアニーズに応えられる，“グローバル人材”としての能力を有する。
3. 高齢者を対象とした音楽療法について理解するとともに、他の専門職と協働する能力を有する。
4. 自らの関心や提議された問題について探索し、知識を得ること、またセラピーの実践を積み重ねることにより、学問において、また人間的に、生涯にわたって成長し続ける基盤を形成する。

●演奏コース・ニューサウンドコース・総合音楽コース

1. 音楽の歴史、理論、様式、体系を理解し、身につけている。
2. 上記1に則した演奏能力、創作能力を身につけ、自らの演奏や作品を確立することができる。
3. 上記2を基盤とし、合奏や合唱などのアンサンブルを通して、協調性、社会性を身につけている。
4. 専門分野のみならず幅広い教養を身に付け、音楽関係、教育関係、一般企業など様々な分野で活躍する能力を身につけている。

商科

1. 社会人としての礼儀やマナー、一般常識のほか、教養を身につけることができる。
2. ビジネスの現場で求められる技能や実践的能力を身につけ、自分の意見を表現することができる。
3. ものごとを自ら考え、状況判断をすることができる。
4. 社会の動向に関心を持ち、現状の把握や課題の探求をすることができる。
5. 意欲的に自分の役割を果たすとともに、向上心を持ち続けることができる。

【各科・専攻】

<生活科学科 生活科学専攻>

衣食住における「ものづくり」を通して深い教養と豊かな人間性を育成することを目指している。

生活に必要な知識と技術及び企業や社会で求められる知識と技術を身につけ、それらを活用し、他者と協力しながら主体的にさまざまな問題解決に取り組むことによって生活を健全で豊かにする方法に実践的に取り組むことができるようになることが学習成果であり、その指標の一つとして「卒業制作展」がある（備付-53）。

<生活科学科 食物専攻>

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示されるように、【知識・理解】【技能・表現】【思考・判断】【関心・意欲・態度】の観点から、各科目の到達目標をシラバスに明記している(提出-8)。教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)には、栄養士・食のスペシャリストを養成するという卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の実現のため、教育内容・方法を社会人に必要とされる幅広い教養を身に付けるための一般総合科目、専門的な知識を理解するために、学年ごとに講義で得た知識を実験・実習で検証するなど、卒業時に応用・実践力を備えた栄養士を育成する系統立てた教育内容を実施している。また、学生が幅広く関心のある科目を履修できるよう、栄養士の基礎科目および専門科目に加えて、食品関係資格に通ずる科目、教職に関する科目を設置し、アクティブラーニングを積極的に取り入れている。

<保育科>

保育科では、保育者として必要な専門的知識・技能を身につけ、豊かな人間性と社会性を養うことを目指し、地域・社会における協働を通じ、保育を実践できる人材を育成することを教育の目標としている。これらに基づき、卒業時に身につけておくべき能力を定めている。保育者として現場で求められる知識・技能を身につけるとともに、卒業時に保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状を取得できたことが、学習成果の代表的な指標である。これらの学習成果については、卒業時のディプロマ・サプリメントによって確認している。また、学生の学習状況を保育科会議(備付-51)で定期的に点検している。

<言語コミュニケーション学科>

言語コミュニケーション学科は、プレゼンテーション技術を身につけ、日本語・英語の表現能力や情報機器の効果的な利用法を習得し、地域社会に貢献できる人材を養成することを目的に教育活動を行っている。そのために、日々の授業実践においても学生の主体的で協働的な演習やディスカッションを多く取り入れ、言語に対する分析的な視点や、自国文化ならびに異文化に関する理解力、相手を説得する表現能力等を備え、チームで協働できる人材育成を目指している。これらは卒業時のディプロマ・サプリメントによって確認し評価している。

<音楽科>

音楽科では、地域社会に貢献できる有為な人材を養成することを目的として、音楽に関する専門的知識・技術、豊かな感性と教養を習得することを目指し教育を行っている。この目的に基づき、音楽家または教師、音楽療法士として現場で求められる技術や知識を身につけるとともに必要な資格・免許を習得することを学習成果とし、まとめている。

学習成果の測定は、定期試験で行う他、個人や少人数の実技指導の中で指導教員が直接評価している。また、本学が主催する「徳島音楽コンクール」(備付-54)への出場や、充実した音楽ホールなどの環境を活用して演奏会・コンサートなどを積極的に行い、学習成果を学内外へ発信している(備付-55)。

＜商科＞

商科は、社会人としての一般常識やビジネスの現場で求められる実践的能力を身につけ、自分の意見を表現するとともに、主体性をもって自分の役割を果たすことのできる人材を養成することを教育の目標としている。実践的能力を培う学習については、簿記やパソコンなど検定試験の受験に直結している科目が多く、検定試験の結果が学習成果の代表的な指標となっている。検定結果で判断できない科目は、定期考査で進捗レベルが判定できる。

また、就職活動の結果として内定を獲得した場合は、採用側から従業員として主体性を持って自分の役割を果たすことのできる人材だと判断したことに外ならない。さらに、1年次と2年次の2回測定して分析結果を出すディプロマ・サプリメントでも、学習成果を確認することができる。

令和5(2023)年、本学では大学祭に合わせて大勢の来場者に短期大学部を紹介するイベント「短大フェスタ」を実施した。商科では、「水引ストラップ作り」と「電子カルテ体験」、2種のブースを設置した。このイベントの目的は、商科の学習成果である「ものごとを自ら考え、状況判断をすることができる」と「意欲的に自分の役割を果たすことができる」について、在学生がどの程度できるかの検証であった。来場者対応の学生は1年生2人と2年生4人で、24名の来場者に対し状況判断しながら自分の役割を果たすことができることを確認した。

【区分 基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準Ⅰ-B-3の現状＞

令和3(2021)年度から三つの方針について関連付けて一体的になるよう、各科での会議、科長会議、短大教授会と議論を積み重ねながら精査及び見直しを行い、令和4(2022)年に全学的な統一を図った。各科は三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。三つの方針については本学ホームページやキャンパスガイドに示し学内外に公表している。

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

三つの方針は、「建学精神」に基づき、一体的に策定している。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に示された学習の成果が、2年間の教育課程で習得できるように、教養科目と専門科目のバランスを考えた編成となるように教育課程を定めている。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリ

シー)の項目と各科目との関連を示したカリキュラムチェック表及び履修系統図、並びに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の項目におく具体的な学習目標と科目との対応表で確認することができる。

カリキュラム改編は、科目担当教員と科長での議論により決定してきた(備付-51)。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と各シラバス内容との整合及び各科目の位置づけなどの関係を確認するシラバスチェックを平成 30(2018)年度より行っている。令和 3(2021)年度には科目のナンバリングを作成した。

本学ホームページで公開するとともに、キャンパスガイドに内容を明示するなど、大学内外に公表している。

<生活科学科 食物専攻>

三つの方針のうち卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)には、栄養と健康と食に関わる知識・理解、技能・表現、思考・判断、関心・意欲・態度について策定している。この卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を実現するために、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)には、学年を経て基礎から応用につながる流れをとっている。講義と実習・実験との連携や、各資格に必要な知識や技術が順を追って備わるように教育課程の編成を示している。入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)には、食物専攻の求める人物像を明記し、本学での学びを期待するものである。

三つの方針は、本学ホームページで公開するとともに、キャンパスガイドに記載している。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に関しては自己点検・評価の一環として現状分析(在学生ニーズ調査、教職員の意見集約、就職先アンケートの結果)を実施し、令和 5(2023)年度から新卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、新教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)をスタートさせている。

<保育科>

保育科では、「建学精神」に基づいた卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を策定し、これに則った学習成果が得られるように教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定している。さらに、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)は前述した二つの方針に基づく教育内容を踏まえた内容になっている。三つの方針は、一貫性をもって策定し、教育活動を行っている。三つの方針は、キャンパスガイドに記載するとともに、本学ホームページで公表している。

<言語コミュニケーション学科>

言語コミュニケーション学科では、「建学精神」に基づき三つの方針を一体的に策定している。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のうち、知識・理解における

「言語に対する分析的な視点」、「異文化に対する理解」をキーワードに、これに則った学習成果が得られるよう学科内で検討を重ね教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、さらに、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)には本科が求める人物

像を示している(備付-51)。この三つの方針に基づいてシラバスチェックや教科の検討を行い、一貫性のある教育活動を目指している。三つの方針は、キャンパスガイドに記載するとともに、本学ホームページで公表している。

<音楽科>

音楽科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、「建学精神」に基づき、専門的知識・技術の習得とともに地域社会に貢献できる学生の育成を目指し策定している。また、このポリシー実現のため教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、音楽に関する幅広い知識や技術を習得し、実社会で役立つ実践力を身につけ、幅広い進路選択を可能にするように教育課程を編成している。更に、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)は、先述の二つの方針に基づく教育内容を踏まえたものとなっている。この三つの方針はキャンパスガイドおよび音楽科履修ガイド(備付-56)に掲載し、学生に提示する他、本学ホームページを通じて学外へも公表している。

<商科>

三つの方針は、「建学精神」に基づき、一体的に定めている。商科学生の社会人としての進路は多様であるが、業種や職種に関わらず卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で定めた学習成果が活かせるように、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定めている。その特徴は、学習科目を5つの科目群に分け、特定の領域に偏ることなく幅広い知識やスキルが習得できるようにしていることである。入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)では、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育を受けたいとする入学生に求める人物像を明確にしている。

三つの方針は本学ホームページで公表し、キャンパスガイドにも記載している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

三つの方針の精査及び見直しを行うことにより教育目標が明確化された。また令和6(2024)年より学習成果も改訂し、今後は定期的な見直しを行うシステムの確立が課題である。これまでは不定期に点検が行われていたが、今後は毎年度末に行うこととする。また、不定期に実施している就職先企業へのアンケート調査に関しては定期的に行うこととする。

【各科・専攻】

<生活科学科 生活科学専攻>

カリキュラム改編の際や、教育目標及び三つの方針についても見直しや修正を行う際に、学習成果を可視化したデータを基に組織的議論を重ねて策定するシステムづくりが必要である。

<生活科学科 食物専攻>

教職員は常に、個々の学生の資質、状況を把握し、学生が自分の夢を実現させようとする

る意識を継続できるよう支援している。特に学生の基礎学力及び汎用的能力をいかに高めていくかが課題となる。

学生の資質に沿った資格取得ができるよう、1年次前期より専攻内において個々人の状況を把握することが必要である。特に、栄養教諭二種免許については、教職に関わる科目が多数あり、栄養士として必要な科目に加えて他分野の内容が追加されることになる。栄養士の実務として生かせる部分も多いため、知識や技術をさらに増やすためには、有効である。しかし、栄養教諭二種免許取得において栄養士免許が基本となるため、最優先されるのは、栄養士免許取得のために必要な科目の履修である。基本の知識が十分に獲得または理解でき、さらに応用部分での活用に生かすことができるようにするためには、2年間での行き届いた指導が必要となる。また、食に関わる各資格や栄養教諭二種免許の取得についても、十分な余裕を持って臨めるよう、学生本人の資質を見極めたい。

<保育科>

保育科の学生のほとんどは、卒業後、保育士資格や幼稚園教諭二種免許状を活かした職場へ就労している(備付-57~59)。近年の保育士不足の社会状況において、保育の専門家として活躍できる人材が求められている。卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、今日的な課題も含めより効果的・実践的な授業内容の充実を図るとともに、日常生活での指導や行事を通して社会人として責任のある行動がとれるためのモラルやマナーの向上、他者理解とコミュニケーション力の向上に対する指導内容や指導方法を引き続き検討する必要がある。また、徳島文理大学附属幼稚園をはじめ地域の保育施設との連携を密にし、より効果的な実習を行うこと、さらに実習と授業の往還によって保育現場の課題解決に向けて取り組む姿勢を養うことが地域の保育者養成校としての課題である。

<言語コミュニケーション学科>

教育目標や学習成果、三つの方針については、社会の変化や学生のニーズを鑑み、随時、学科内で見直しをしている。今後、さらに定期的な見直しを行うシステムのなかで、常に課題意識を持ち、学生が生き生きと学び社会に貢献できる力を培う教育目標やカリキュラムの改編に努めなければならない。

また、地域社会の要請に本科の人材育成がどれだけ貢献できているかを検証し、本科の卒業生の就職先として主要な観光関連分野や航空産業分野の職場からの「卒業生に関するアンケート調査」(備付-60)を定期的且つ計画的に行うことが必要である。

<音楽科>

音楽科における学習成果の測定は、定期試験はもとより、本学が主催する「徳島音楽コンクール」への出場、教職員および地域住民に公開される様々な演奏会により行われる。また、地域の社会福祉施設で実施する「音楽療法実習」、企業や地方公共団体からの依頼に応じて、プログラムの構成から実施までをおこなうコンサート(備付-61)や音楽を活用した健康講座は、本科での学習と地域・社会のニーズを繋ぐ、よい機会となっている。このような教育の効果は、卒業時のディプロマ・サプリメントによって確認され、最終的には卒業認定・学位

授与の方針(ディプロマ・ポリシー)で掲げたとおり、専門分野と幅広い教養を身につけた人材を地域・社会へと送り出せるかによって判断される。今後さらに、音楽関係、教育関係、一般企業など様々な分野で活躍できる人材を育成することが課題であり、教育活動の充実にむけた本科での議論と、学制の資質を見極めた適切な指導・支援を行うことが必要である。

<商科>

カリキュラムの改編や三つの方針については、教育現場の現状把握と社会的要請を踏まえ、柔軟に対応する必要があるが、ここ数年にわたって見直しをしなかった。令和4(2022)年度になって遅ればせながら見直しをすることとし科内で議論を重ねた結果、三つの方針の表現が古く分かりにくい表現だとわかった。そこで、令和5(2023)年度に基本的な考え方は変えないまま表現方法を分かり易く改めることとした。また、カリキュラムについても科目担当教員と科長で議論を重ね、学習内容が分かりにくい科目名の変更や必修から選択への変更、社会のニーズに対応した科目の新設などを行うこととした。これらの変更は、令和6(2024)年度から実施することとしている。

今後は、科内で定期的な議論を行うことが課題である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

開学以来、地域社会へ貢献する人材育成に取り組んでおり、就職率は毎年ほぼ100%を達成している(備付-57~59)。各科が教育目的・目標を確立し、学習成果を意識し、三つの方針を一体的に策定していることの結実であると考ええる。

【各科・専攻】

<生活科学科 生活科学専攻>

2年間に渡り受けてきた教育の成果として毎年「卒業制作展」を開催している。ブライダル・ファッション分野ではウェディングドレスやジャケットやコートを制作、パティシエ分野では工芸和菓子やウェディングケーキなど、デザインアート分野では絵画、デザイン、陶芸、CG他、学びの集大成といえる作品が並ぶ。卒業制作展は学期末の3月頃学内で開催し多くの学生や教員に披露し評価を受ける。展示内容や展示方法、案内のためのポスター作り、来場者へのプレゼンなど、運営のあり方についてもチームで検討し協力し合って開催する。また、大学薬学部の研究成果である通年陸上養殖された「あおさのり」を使用したスイーツ開発に令和4(2022)年から取り組んでおり、「短大フェスタ」では完成スイーツのモニター試食会とアンケート調査を行った。アンケート調査の内容を基にスイーツの改良に取り組み、「あおサブレ」として商品化へとつなげている。

「ものづくり」を通じた地域貢献に取り組むことにより、修得した知識と技能を活用しながら他者と議論し、問題の解決に取り組み、それを評価して次の思考と行動に活かしていく意欲の醸成を図っている。

<生活科学科 食物専攻>

全学授業アンケート(備付-62)の結果を活用し、教員コメント公表による更なる教育効果の向上に努めている。

「エシカル消費自主宣言～徳島文理大学短期大学部生活科学科食物専攻～」に掲げる食育、地産地消などの教育を研修会実施や授業により、SDGs、エシカル消費、食品ロス削減などを主体的に考えるよう展開している(備付-63)。図書館の古書「続豆腐百珍」から食の歴史を学び、地域食材の利用や伝統料理の学びも積極的に取り入れている(備付-64)。特色ある授業では、徳島県の被害拡大により有害鳥獣と扱われている鹿捕獲後の肉の有効活用を平成28(2016)年から継続している。シカ肉を食材に献立作成、学食提供および情報発信に取り組み、令和3(2021)年度に、第3回とくしまエシカルアワードを受賞した。令和4(2022)年度からは、TABLE FOR TWO ヘルシーランチ提供日に合わせたシカ肉料理の提供を開始、令和5(2023)年には地元食品製造企業の協力のもとシカ肉ソーセージを商品化する等、広く学内外へエシカル消費に対する意識向上にも繋がる授業展開を実践している。シカ肉の活用は、食物専攻独自のデジタルハンドブックおよびクッキング動画等を作成し本学ホームページで公開している(備付-65)。

また、徳島県の「海外大学等とのオンライン交流事業」に学生が参加し、SDGs・エシカル消費をメインとした毎年掲げられるテーマに対し、学内の他学部他学科の学生や徳島県内大学および海外大学の学生とも交流を深めつつ、成果物を公開している。令和3(2021)年度は「とくしま SDGs 消費者教育活用動画」、令和4(2022)年度には、「持続可能な生活に向け私たちにできること」とした「デジタルハンドブック」を作成、令和5(2023)年度は「デジタル社会における消費行動の在り方～私たちからの提言～」をテーマに、3分動画を作成し公開した。

このようにSDGsやエシカル消費に関連する教育の実践により、卒業生がエシカルな視点や判断力を持ち行動できる社会人となれるよう人材育成を継続している。

<保育科>

学生の表現力、他者との協働、専門性の向上を図るため「おとぎのくに」「保育セミナー」「ペンギンクラブ」を実施し、実践力の向上を図っている。「おとぎのくに」は保育科全学生が参加し、近隣の保育施設等の園児を招き、学生主体の企画・運営のもと、創作ミュージカルやブラックシアター、ハンドベル、ダンスなどを上演するイベントである(備付-66)。令和5(2023)年度は、第40回目の開催となった。例年1,000人を超す参加者があり、子どもの反応をイメージしての台本や道具制作、案内や接待などでの触れ合い等、実践力を高める様々な経験が積める場となっている。「保育セミナー」は著名な保育研究者や実践者を招いて、保育者と学生が共に学ぶことを目的として開催している。その第1部では授業の成果の一部としてパネルシアターや手遊びなどの実技を発表しており、進行も学生が担っている。「ペンギンクラブ」は、未就園児とその保護者を対象とし学内施設で行うイベントである。環境構成の工夫、乳幼児と触れあう直接体験を通して実践力を高めるとともに、保護者との交流によって子育てについての理解を深めることに役立っている。

<言語コミュニケーション学科>

教育の効果は学内での GPA や卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート(備付-67)によって把握できるが、対外的なものとして、学会での学生プレゼンテーションコンテストにおいて、他大学の学生（四年制大学生も含む）と一緒に、成果を発表したものが挙げられる(備付-69)。

日本ビジネス実務学会・第 36 回中国・四国ブロック研究会令和元(2019)年の第 14 回学生プレゼンテーション大会において 1 年生が英語プレゼンテーションをし優秀賞を受賞した。タイトルは「G20 消費者政策国際会合の通訳サポーターに選ばれて」で、通訳ボランティアとして活動したことを 5 分間英語でプレゼンテーションを行った。

日本ビジネス実務学会・第 37 回中国・四国ブロック研究会令和 2(2020)年の第 15 回学生プレゼンテーション大会において 2 年生が英語でプレゼンテーションをし優秀賞を受賞した。タイトルは「新型コロナ感染拡大による台湾での学生生活」で、台湾からのオンライン発表で、日本と異なるコロナ禍の過ごし方を英語 5 分で発表した。

日本ビジネス実務学会による令和 5(2023)年の第 18 回学生プレゼンテーション大会では 2 年生の英語プレゼンテーションが優秀賞を受賞した。タイトルは“What It Is Like to Live in Japan”である。

<音楽科>

音楽専用ホールを含めた 3 つのホールと合唱室、オーケストラ室、本学が所有する楽器を音楽学部と共有しながら、「合奏」、「合唱」などの授業を共同で実施することにより、2 年間の学びを一層深めている。吹奏楽、管弦楽の定期演奏会をはじめ、ランチタイムコンサート、各コース・専攻学生が企画するクリスマスコンサート(備付-70)、大学の式典における奏楽、地域の企業から依頼されて行う演奏まで、これらは学習成果の発表の場であると同時に、それに向けて研鑽を積むよい機会ともなっている。

地域でおこなう音楽療法実習は、教員の指導のもと、高齢者施設で生活する対象者に対して治療目標を定めたセラピーを行って成果を上げており、高齢者や施設職員から喜ばれている。

<商科>

商科の学生は入学時から就職に向けた意識が強く、真面目に授業を受け、積極的に資格取得に取り組む。学生の熱意を感じる簿記や医療事務担当の教員は、検定受験対策として毎年 15 時間以上の補講をしてサポートしている。その甲斐あって、多くの学生が目標とする検定に合格し、就職活動に突入する。平成 30(2018)年 3 月卒業生以来 6 年連続して就職内定率 100%を継続している。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料

11. 自己点検・評価に関する規程、12. 自己点検・評価に関する規程細則

提出資料－規程集

13. 徳島文理大学短期大学部学則、28. 短期大学部教授会規程、31. 自己点検・評価に関する規程（徳島文理大学短期大学部）、124. 全学入試委員会規程

備付資料

71. 令和 4 年度徳島文理大学短期大学部自己点検評価書、72. 令和 5（2023）年度進学説明会での高等学校関係者からの聴取について、73. 令和 4(2022)年度外部評価、74. 学科別目標管理シート
75. 徳島文理大学短期大学部内部質保証方針、76. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部教学 IR 部会設置要綱、77. 徳島文理大学短期大学部アセスメントプラン、78. 全学教務委員会要綱、
79. 全学共通教育研究部会要項、80. 令和 5（2023）年度教学 IR 情報、81. シラバスの作成について・シラバスの作成要領、82. 徳島文理大学ウェブサイト、83. 教職員グループウェア_面接記録、
84. 四国厚生支局の指導調査結果、85. 四国厚生支局からの承認、86. 保育実践における実技や知識の必要感に関するアンケート調査、87. 耐震実施状況、88. 食料・水等の備蓄状況、89. 学生自主防災クラブ、90. 令和 5 年度防火・防災管理委員会組織表、91. 令和 5 年度自衛消防隊の編成と任務、92. 令和 5 年度徳島キャンパス全学防災訓練（地震・火災避難訓練）実施要領

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

本学では、学則第 70 条第 1 項において、「教育研究水準の向上に資するため、本学の教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の状況について，自ら点検及び評価を行い，その結果を公表する。」と定めている（提出-規程集 13）。

また、学則第 70 条第 2 項「前項の点検項目及び実施体制については，別に定める。」に基づき、「自己点検・評価に関する規程」を定め、学長をトップとする「徳島文理大学短期大学部自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）」を設置している（提出-規程集 31）。

委員会の委員については、学長を委員長に、副学長、事務局長、企画監、本学部長（AL0）、各科長、本部総務部長・企画部長・経理部長、各キャンパス総務部長・教務部長・学生部長・就職支援部長・地域連携センター長、入試広報部長、国際部長、情報センター長、その他委員長が認める者で構成され、組織を整備している。

毎年実施される委員会においては、学則第70条に定める教育研究水準の向上と、内部質保証に資するための自己点検・評価の基本方針及び実施計画の決定、自己点検・評価報告書の作成並びに公表、自己点検・評価の結果に基づく改善等が検討されている。

さらに、同規程第5条では「自己点検・評価実施委員会」の設置を定めており、この規程に基づき「自己点検・評価に関する規程細則」（提出-12）を定め、委員会の下に「徳島文理大学短期大学部自己点検・評価実施委員会（以下「実施委員会」という。）」を設置している。

委員会で決定された基本方針を踏まえて、AL0が実施委員会の委員長として「点検・評価項目」を定め、各科の教員及び事務部署の職員が委員となり、全教職員が教職協働で自己点検・評価に関わっている。

自己点検・評価の基本方針は、認証評価機関（一般財団法人大学・短期大学基準協会）が定める「短期大学評価基準」に準拠し、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」をはじめとする4つの基準を点検・評価項目として自己点検・評価を実施している。

また、自己点検・評価結果は、「徳島文理大学短期大学部 自己点検評価書」として本学ホームページに公開し、学内外に公表している（備付-71）。

本学の教育・研究活動については、県内高等学校の校長をはじめ進学担当者や第3学年担任等の高校教員を対象とした進学説明会を県全体やブロック別で開催しており、その中で高校関係者から本学が取り組んでいる教育研究内容について意見聴取を行い、自己点検・評価活動に反映させている（備付-72）。

また、大学の取り組みの適切性確認する体制を整え、内部質保証の一層の推進・発展と教育活動等の充実・向上を図るため、外部の方々に令和4（2022）年度の本学部の「自己点検評価書」について、「三つの方針」「内部質保証」「入学者選抜」等の観点で、公益財団法人eーとくしま推進財団専務理事、徳島県教育委員会学校教育課 GIGA・消費者教育担当室長、徳島県高等学校長協会進学指導研究部会長、株式会社四電工文理営業所副所長に「点検・評価」を依頼し、各項目に関して、評価を得た（備付-73）。

内部質保証のための恒常的な組織として委員会を設置し、学長をトップとする責任体制の下で、委員会が中心となって実効性のある自己点検・評価活動を本学全体で推進している。各科・専攻及び事務部署による点検・評価結果は実施委員会で取りまとめ、報告書を作成して委員会に提出している。委員会においては自己点検・評価の結果に基づく改善に関する事項について協議するが、委員として学部長、各科長ほか主要な各種委員会の長及び事務部局長が参加しているため、改革・改善に係る取り組みがすみやかに決定され、円滑に実施されており、自己点検・評価の結果を改革・改善に活用する体制が整っている。

また、「建学精神」に基づく「教育の目的」の実現に資するため、令和5（2023）年度に「徳島文理大学における内部質保証方針」（備付-75）を定め、教育、研究、社会貢献等の活動状況について、PDCA サイクルを恒常的に循環させ、自主的・自律的な自己点検・評価を行い、その結果をもとにした自己改善により、三つの方針を起点とする教育研究活動及び中長期

的な計画を踏まえた大学運営全般の質の向上を保証する。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

本学は令和 4(2022)年度まで、学習成果等に係る情報は教務課内に置いた教学 IR 担当者が各科、教務部・学生部・就職支援部、FD 研究部会等から収集して分析・評価してきた。令和 5(2023)年度からは全学教務委員会の下部組織として「教学 IR 部会」（備付-76）を設置し、学習成果等に係る情報を収集、分析している。

本学における学習成果を焦点とする査定（アセスメント）は、令和 2(2020)年度から「徳島文理大学短期大学部アセスメントプラン」（備付-77）を制定して行われており、「教学 IR 部会」が収集・分析した各種データを大学全体レベル、学位プログラムレベル(各科)、授業科目レベルの各段階における評価指標(IR 情報)として用いることにより、全学教務委員会(備付-78)、全学入試委員会(提出-規程集 124)、全学共通教育研究部会(備付-79)及び各科において教育成果及び学習成果を評価・査定し、授業到達目標、授業内容及び教育課程の充実・改善、大学の現状把握、全学的な教育改善等に繋げている。

こうした学習成果を焦点とする査定の手法は、学部教授会(提出-規程集 28)及び全学教務委員会で定期的に点検されている。

全学教務委員会では、「教学 IR 部会」が収集、分析した「新生日本語能力テスト正答率」「全学授業アンケート」「卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート」「在学生対象・学習状況アンケート」「学習ポートフォリオ」（提出-9）「国家試験・資格試験合格率」「就職率」等の「徳島文理大学短期大学部アセスメントプラン」に基づく評価指標（IR 情報）を用いて教育成果及び学習成果の評価・査定を行うとともに、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）達成に向けた教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の検討を行っている(備付-80)。

各科においては、前年度末から年度当初にかけて、全学教務委員会を経た評価指標（IR 情報）をもとに、教育成果及び学習成果を評価・査定し、改善方策を考えて当該年度の目標と計画を立案し、学長ヒアリングにおける「学科別目標管理シート」を作成している(備付-74)。作成した「学科別目標管理シート」は、学長ヒアリングによりさらなる改善を図った上で取組みにつなげている。

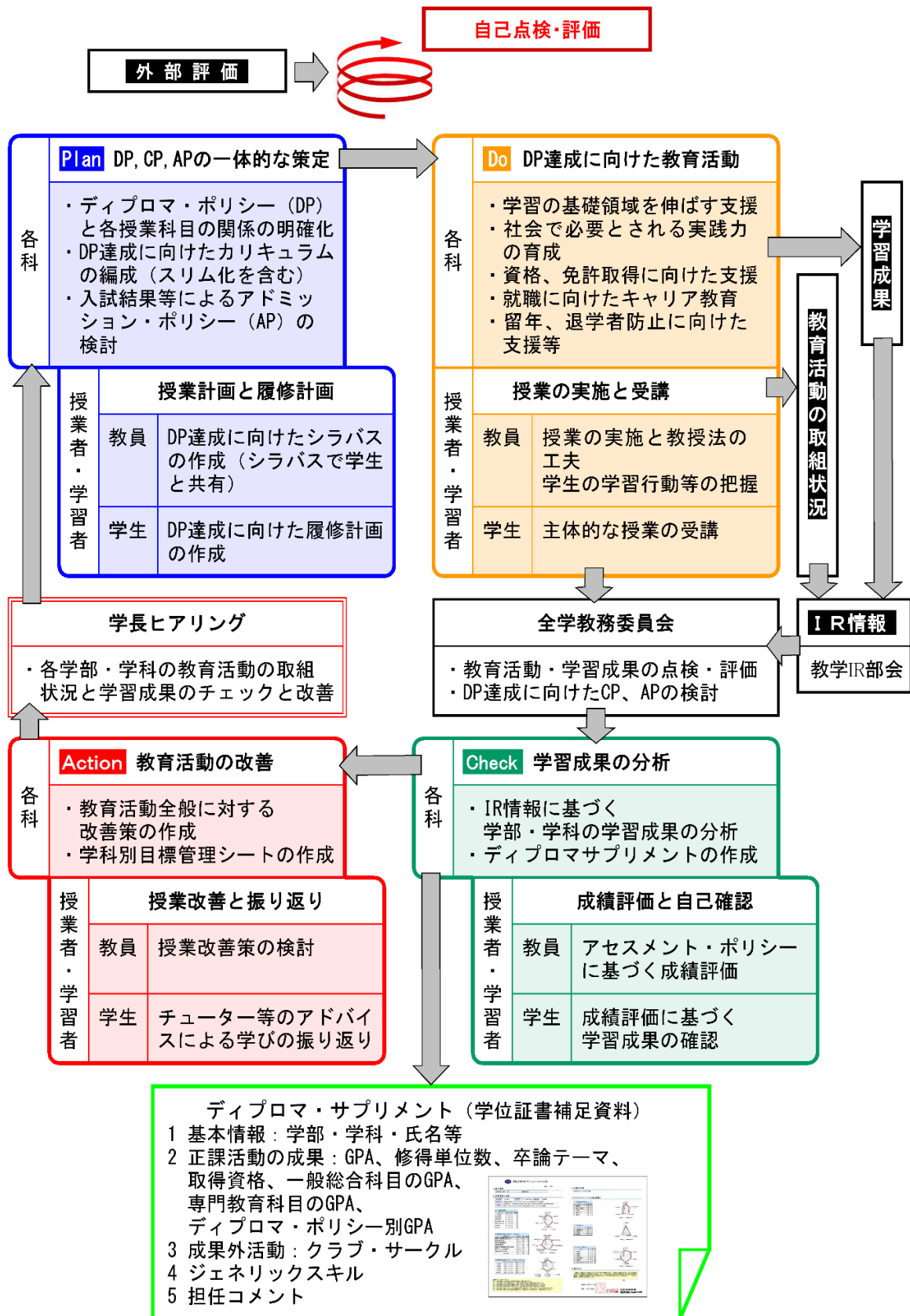
授業者においては、定期試験、随時の試験、レポート、受講態度などについて、本学の「学習成果の評価(アセスメントポリシー)」に基づく到達目標及び成績評価基準等に「卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート」「在学生対象・学習状況アンケート」の結果等を

踏まえて次年度の授業改善策を検討し、それをもとに卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)達成に向けたシラバスを作成するとともに Web 等で公表している(備付-81, 82)。

本学においてはこのように、「教学 IR 部会」より収集・整理・提供された評価指標(IR 情報)などから図 1 のとおり、学習成果の分析(Check)、教育活動の改善((Action)、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の一体的な策定(Plan)、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)達成に向けた教育活動(Do)の PDCA サイクルを循環させている。

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などについては、学園本部に届く文部科学省等からの通達、所管部署からの通知等は関係部署及び各科に速やかに転送され、学内に周知されるとともに、それぞれの担当者が随時確認している。法令の変更に伴って教育課程や教育体制等の変更が必要な場合は直ちに対応するなど、常に法令の遵守に務めている。

図1 <内部質保証のためのPDCAサイクル>



<生活科学科 生活科学専攻>

学習成果に関する査定（アセスメント）は、学期末毎に実施する学生による授業評価、単位修得状況やGPA、社会人基礎力チェック等により客観的に行うと共に、学生との面接などから総合的に判断している。

教育の質保証としてのPDCAサイクルについて、各教員は全学授業アンケートに授業の反省点や今後の改善点を記入・公開することによってフィードバックを行っている。また、シラバスにも反映させている。

<生活科学科 食物専攻>

学習成果に関する査定（アセスメント）は、学期末ごとに実施する学生による全学授業アンケート、単位履修状況、GPA、学習ポートフォリオ、教職履修カルテ（提出-10）、社会人基礎力チェック等により、総合的に判断している。

学生指導は担任・チューターにより、授業出欠や成績確認を行い、学生と学期ごとの個人面接を実施することで問題点を明確にし、日常から伺えない内容と一緒に、学生個人の面接記録に記載している（備付-83）。複数の担任が情報を共有し、前回の問題点の対応を再確認後頻回の面接指導により改善することにつなげている。

教育の向上・充実のためのPDCAサイクルについては、全学授業アンケートの実施により、評価、改善のための方策確認、学生へのコメント公表でさらに良い授業となるよう検討を重ね学生にフィードバックを行うとともに、次年度のシラバスに反映させている。また、令和4(2022)年度からルーブリックの導入に向け検討を行い、令和5(2023)年度より、ルーブリックを用いた評価科目の整備と活用を進めている。

短期大学としての教育内容を実施している。栄養士法および栄養士法施行規則に則り、厚生労働大臣の指定した栄養士養成施設として、令和4(2022)年8月に四国厚生支局より指導調査を受けたところ、文書による指摘すべき改善事項は認められなかった（備付84）。

さらに、食物専攻会議において教科内容の検討を行い、教育の充実を図るため教科目の変更を、四国厚生支局へ申請し承認を得た（備付-85）。

<保育科>

学習成果に関する査定（アセスメント）は、学期末毎に実施する学生による全学授業アンケート、単位修得状況やGPA、教職履修カルテ（提出-10）、保育・教育実習先による評価によって客観的に査定するとともに、個人面談や実習の巡回訪問での聞き取り、実習後の意見交換会によって行っている。実習に関しては、科独自に実習要件を内規として定めており、科会議で出席状況や単位取得状況等を検討し実習の可否を決める。要件に満たなかった学生については補習や部分的な実習によって学習成果の保証に努めている。学習成果の査定方法については、卒業予定者対象・学生生活満足度アンケートや就職先アンケート、実習先評価を学科教員で共有し、科会議で妥当性を確認している。教育の向上・充実のためのPDCAサイクルについては、各教員は全学授業アンケートについて担当教員がフィードバックを行うとともに、次年度のシラバスに反映させている。令和4(2022)年には保育内容担当の教員によって「保育実践における実技や知識の必要感に関するアンケート調

査」を行い、授業内容の見直しを図っている（備付-86）。また、平成 29(2017)年の教育職員免許法の改正に伴って令和 5(2023)年度から教職課程の変更を行った。担当教員は審査によって適格と認められたことから一定の質は保障されている。

<言語コミュニケーション学科>

学習成果に関する査定(アセスメント)については、学生による学期末毎の全学授業アンケート、単位修得状況や GPA 等による評価によって客観的に査定している。また、個人面談や教育実習先での聞き取り、就職に関する意見交換等によっても行っている。さらに卒業生満足度調査や就職先アンケートの結果を学科教員で共有するなどして、妥当性を確認している。

教育の向上・充実のための PDCA サイクルについては、各教員は全学授業アンケートについてフィードバックを行い、授業内容を見直し、次年度のシラバスに反映させることで質の担保に努めている。令和 6(2024)年度に向けて、「海外語学研修」(2 年次後期・2 単位)の科目を設置し、海外の提携大学(英語圏以外でも)などで取得した単位を読み替えられるようにした。一般総合科目の「外国語総合科目 A①～C②」のうち 2 科目 2 単位は、専門教育科目の単位にかえることができる、という条項を付け加えるなど、教育課程の改編充実を図る準備を整えた。

<音楽科>

学習成果を焦点とする査定(アセスメント)は、出欠や学習ポートフォリオの確認、定期試験時の各教員による成績評価と学生による成績評価の確認、またそれに基づく個人面談により、教員と学生の両者が学びの振り返りを行い、今後とるべきアクションを検討する。Web 上の全学授業アンケート、学習ポートフォリオ、教職履修カルテによって得られた評価・コメントは、学生にフィードバックされ、授業と教授法の改善、シラバスの見直しに活用されている。

<商科>

学習成果に関する査定(アセスメント)は、学期末毎に実施する全学授業アンケート、単位取得状況や GPA 等により客観的に行うとともに、学生が記録している学習ポートフォリオも参考にしている。

教育の質保証としての PDCA サイクルについては、各教員が全学授業アンケート結果に反省点や改善点を記入・公開することによって学生にフィードバックをするとともに、翌年度のシラバス改編に反映させている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証のさらなる向上に取り組むためには、本学においても学習成果を正確に測定するための IR 機能のさらなる充実を図るとともに、学習成果や教育の効果をより正確に検証していかなければならない。そのためには、学内はもとより学外の識者やステークホルダーから本学の学習成果に対して評価や意見、提言等を受け入れ、大学運営の改善につなげていく必要がある。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項＞

教育の質を保証していくために、学習者の汎用的能力を客観的に評価することが必要であるため、一人一人の学生が自らの学習成果として身に付けた資質・能力を自覚し、教育活動を学習目標に則して適切に評価できるよう企業のアンケートを利用して評価を行った。また、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の見直しを含む教育改善につなげるためにも、学習成果・教育成果を適切に把握・可視化する必要があるため、令和 4(2022)年度から卒業生に対して「ディプロマ・サプリメント (学位証書補助資料)」を発行している。

＜基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学では教育の基本方針として、「教育への信頼(安心と安全)」を掲げている。本学が掲げる「安心」とは、学生に対し親切に接し、いい教育・わかる教育を行うこと、つまり教育の質を保証するものである。毎学期末に「全学授業アンケート」を実施して、学生の理解度や授業に対する意見を把握し、授業改善を図り、よりわかりやすい授業の実践に努めている。また、卒業予定者に対して「卒業予定者対象・大学生活満足度アンケート」、令和 4(2022)年度からは全学生に対して「在学生対象・学修状況アンケート」を実施し、アンケート結果を分析して課題を把握し、教育内容の充実や施設・設備の改善に努めている。

「安全」とは、今後予測される南海トラフ地震の発生に備えた防災・減災対策であり、建物の耐震化が完了した後は、発災時に 3 日間は大学内で避難生活を送るのに十分な食料・水等を備蓄するとともに、学生自主防災クラブを組織して教職員による自主防災組織と合同で防災訓練を実施する等、防災・減災に向けた組織づくりと様々な状況を想定した訓練を定期的に実施している(備付 87～92)。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

本学では IR 情報の収集・整理については教務課内に IR 担当者を置いて進めてきたが、令和 5(2023)年度に全学教務委員会の下部組織として、教員・事務職員からなる「教学 IR 部会」を設置して収集した情報を学内で共有している。内部質保証をより確実にするため、学習成果・教育成果の適切な把握・可視化など、教学 IR のさらなる充実を図る見直しを進めていく。

令和 5(2023)年度には、外部の評価委員に本学の「自己点検・評価報告書」についての「点検・評価」を依頼し、評価基準項目ごとに意見聴取を行ったが、今後も毎年、「自己点検・評価報告書」の「点検・評価」を継続して実施する予定である。

また、過年度の卒業生や学生の就職先等へのアンケート調査や意見聴取を実施し、評価指標(IR 情報)として収集、分析することにより、地域・社会からのニーズや課題を把握し、教育の成果や効果を検証し、PDCA サイクルにより改善していく必要がある。

<音楽科>

各チューターは、定期的に担当学生一人一人の学習ポートフォリオおよび教職履修カルテを閲覧することにより、事前・事後学習を含めた学習状況の把握をおこない、Web でアドバイスをこなったり、日頃の面談に役立てたりしている。各期の終わりには GPA による学習成果を確認し、面談時に学生に適切な助言、指導を与えている。全学授業アンケートの学生による自己評価には教員からのフィードバックをしており、評価についてのコメントや改善への方策が示される。

教育実習・音楽療法実習先での評価は、電話や訪問によって聞き取り、実習とその関連科目の授業内容に反映させている。就職率と就職先の内訳を分析し、科内で共有のうえ就職指導に生かされている。

<商科>

学習成果の獲得状況の把握には、GPA 分布や資格試験の合格状況のほか、入学時と 2 年次に測定して卒業時に 2 年間で何がどれだけ伸びたかを示すディプロマ・サプリメントも補助的データとして役立てている。

学生による自己評価としては、学習ポートフォリオを活用している。学習ポートフォリオは学期初めに学生が学習計画を立て、期末に達成状況と自己評価を入力するもので、時間外学習の状況やサークル活動、アルバイトなど日頃見えにくい部分も多く、貴重なデータである。担任・チューターは記載内容を閲覧し、必要な指導を行っている。また、全学授業アンケートや卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケートも学生の意識を示すデータであり、参考になっている。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料

4. キャンパスガイドー学生生活と履修の手引きー2023ー、8. 令和5（2023）年度シラバス（CD版）、13. ～15. 短期大学部ウェブサイト、18. 2024（令和6）年度入学試験要項

提出資料ー規程集

6. 事務組織規程、13. 徳島文理大学短期大学部学則

備付資料

59. 令和5（2023）年度就職概況、60. 令和3年度実施卒業生に関するアンケート調査、93. シラバス（一般総合科目表）【提出資料-4, 32頁】、94. シラバス（文理学）【提出資料-8】、95. 大学ポートレート、96. 97. 99. ～102. 106. 109. 110. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部ウェブサイト、98. 学力充実対策講座、103. 受験生応援サイト BUNRI WAY、104. LINE の取り組み、105. 高校教員対象進学説明会・ブロック別進学説明会実施要領、107. 音楽療法士就職フォーラム、108. 2023 年度ペンギンクラブ子育て支援イベントアンケート結果

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー) (卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)) を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

卒業時に学生が身につけておくべき学習成果として、本学全体および各科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、キャンパスガイドに記載するとともに、本学ホームページ及び大学ポートレート(備付-95)を通して広く周知を図っている。

【本学全体の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】

本学の教育課程において、厳格な成績評価のもと、所定の単位を修得し、次のような能力

を身につけた学生に学位を授与します。

- ①「自立協同」の精神を基本に、幅広い教養と専門的知識を身につけ、健全な価値観と倫理観をもった良き市民として、幸せな人生を追求することができること。
- ②修得した知識と技能を活用しながら他者と議論し、問題の解決に取り組み、それを評価して次の思考と行動に活かしていくことができること。
- ③新しい知識や経験に関心をもつとともに、立案した企画について、目的達成を目指し、家庭・地域・社会における協働を通じ、実践していくことができること。

本学の各科における卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、卒業時に学生が身につけておくべき学習成果を4つの観点【知識・理解】【技能・表現】【思考・判断】【関心・意欲・態度】から定め、学内外に広く周知している。

また、本学全体の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)には、①幸せな人生を追求する、②他者と議論し、問題の解決に取り組む、③家庭・地域・社会において協働していく能力の獲得が盛り込まれていることから、社会的・国際的に通用性があるものである。

また、各科の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に関しては令和3(2021)年から見直しを行い、令和4(2022)年に再設定を行い、令和5(2023)年度から新卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)となっている。

【各科・専攻の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)】

生活科学科

生活科学専攻

【知識・理解】

1. 生活に関する基礎知識を学び幅広い視野を身につけている。
2. 生活に必要な「ものづくり」知識と、企業や社会で求められる「ものづくり」知識を身につけている。

【技能・表現】

3. 身につけた「ものづくり」の知識・技能を活用し、表現することができる。

【思考・判断】

4. 独創性のある発想を生み出す努力ができる。

【関心・意欲・態度】

5. 目標を実現するための計画を立て主体的に行動することができる。
6. 他者と協力し合って目標に向かって取り組むことができる。

食物専攻

【知識・理解】

1. 栄養と健康と食に関わる基礎および専門分野の知識を獲得している。

【技能・表現】

2. ひとびとの健康管理に携わる技術を修得し、栄養士・食のスペシャリストとしての実践力や表現力を身につけている。

【思考・判断】

3. 修得した知識や技能をもとに思考・判断を行い、課題発見・解決をすることができる。

4. チームの一員として個々の役割を理解し、協調性を持ちかつ主体的な行動がとれる。

【関心・意欲・態度】

5. 食や健康について自主的に探究し、向上心を持ち積極的に学び続ける姿勢を示すことができる。

保育科

【知識・理解】

1. 社会人として必要な教養を身につけている。

2. 保育者として求められる専門知識・技能を体系的に修得している。

【技能・表現】

3. 保育に関する専門知識・技能をふまえた保育実践力を身につけている。

4. 保育者としてふさわしい豊かな感性と表現力を身につけている。

【思考・判断】

5. 子どもや子どもを取り巻く状況の理解に基づいて保育を構想し、実践できる。

【関心・意欲・態度】

6. 社会の一員としての自覚を持ち、他者と協働して主体的に問題解決に取り組むことができる。

言語コミュニケーション学科

【知識・理解】

1. 言語に対する分析的な視点が形成されている。

2. 文学・音楽・絵画・動画など、さまざまなジャンルの芸術を通じ、自分が暮らす国や地域の文化ならびに異文化に関する理解を深めている。

【技能・表現】

3. 書かれている文章を論理的に読み解く技術を習得している。

4. 対話型コミュニケーション能力、すなわち、情報を正確に理解する能力に加え、自己の主張によって相手を説得できる表現能力が備わっている。

【思考・判断】

5. 意見・評価・批判の交換といったプレゼンテーションの練習によりチームで働く力を身につけている。

【関心・意欲・態度】

6. 異文化に対する理解・知識をもとに、自分が暮らす国や地域のものとは異なる文化を許容し、将来的な職業生活・生涯学習に活かす素地を確立している。

音楽科

短期大学部音楽科の教育課程において、所定の単位を修得し、「自立協同」の精神を基本に、次のような能力を身につけた学生に学位を授与します。

●音楽療法コース

1. 幅広い教養を身につけ、芸術と科学の融合である音楽療法について理解し、人々の健康と幸せのために働くことができる。【知識・理解】【関心・意欲・態度】
2. 世界基準（Global）の音楽療法を学び、地域（Local）の高齢者のヘルスケアニーズに応えられる，“グローバル人材”としての能力を有する。【知識・理解】【技能・表現】
3. 高齢者を対象とした音楽療法について理解するとともに、他の専門職と協働する能力を有する。【技能・表現】【関心・意欲・態度】
4. 自らの関心や提議された問題について探索し、知識を得ること、またセラピーの実践を積み重ねることにより、学問において、また人間的に、生涯にわたって成長し続ける基盤を形成する。【思考・判断】【関心・意欲・態度】

●演奏コース・ニューサウンドコース・総合音楽コース

1. 音楽の歴史，理論，様式，体系を理解し，身につけている。【知識・理解】
2. 上記①に則した演奏能力，創作能力を身につけ，自らの演奏や作品を確立することができる。【思考・判断】【技能・表現】
3. 上記②を基盤とし，合奏や合唱などのアンサンブルを通して，協調性，社会性を身につけている。【関心・意欲・態度】【思考・判断】【技能・表現】
4. 専門分野のみならず幅広い教養を身に付け，音楽関係，教育関係，一般企業など様々な分野で活躍する能力を身につけている。【関心・意欲・態度】【思考・判断】【技能・表現】

商科

【知識・理解】

1. 社会人としての一般常識やビジネス活動の基本となる専門知識を習得している。

【技能・表現】

2. ビジネスの現場で求められる実践的能力を修得し，自分の意見を表現できる。

【思考・判断】

3. 自律的な思考力や状況判断能力を身につけている。

【関心・意欲・態度】

4. 広い視野で社会の動きに関心を持ち，現状と課題について自主的に探究できる。
5. 主体性を持って自分の役割を果たすとともに，キャリア意識を持ち続けることができる。

卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を達成するため、本学は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を定め、キャンパスガイド及び本学ホームページで周知を図っている。

卒業認定基準については、学則第4章「単位認定，学習の評価，卒業及び称号」で定めている(提出-規程集13)。

卒業に係る修得単位数については、卒業までに62単位以上修得する必要があることを定

め、キャンパスガイド（提出-4, 27 頁）に掲載するとともに、大学ホームページ(備付-96)に明記して周知している。

成績評価の基準については学則第 4 章「単位認定，学習の評価，卒業及び称号」で定めている。さらに、キャンパスガイドの「試験・成績評価」の欄に成績評価と GP との関係、GP に対応した成績評価割合を掲載するとともに、大学ホームページ(備付-97)にも明記することにより、学生をはじめ保護者、社会人等に広く周知している。

各科目の学期末成績は 100 点法によって評価し、60 点以上を合格、59 点以下を不合格とし、学外に発行する成績証明書では、80 点以上を優、70 点以上 79 点以下を良、60 点以上 69 点以下を可とし、優・良・可を合格として履修単位を認定している。

表 1<評価とグレード・ポイント>

成績評価	得点	GP
優	90～100	4
	80～89	3
良	70～79	2
可	60～69	1
不認定／再試	0～59	0
追試／保留／取消 通年科目の途中評価	対象外	

令和 6(2024)年度から、GPA 値の算出方法として、100 点～60 点までの素点に対し、0.1 ポイント刻みで GP を付与し、その総和を履修登録した単位数の合計で除して算出する f-GPA (functional-GPA) を導入し、これまでの GPA 値よりさらに厳正な成績評価が可能となっている。

また、評価に関しても、令和 6(2024)年度からは 90 点以上を新たに秀として追加し、80 点以上 89 点以下を優とし、秀・優・良・可を合格として履修単位を認定する。

f-GPA(functional-Grade Point Average)については、その学期に履修した科目から算出した「当期 f-GPA」、その学年に履修した科目から算出した「年間 f-GPA」、入学後の全ての学期で履修した科目から算出した「累積 f-GPA」の 3 種類を成績通知書に記載する。

表 2<本学 GP に対応した成績評価割合>

GP	4	3	2	1	0
成績評価割合	5～20%	15～30%	30～40%	10～30%	特に定めない

表3 <成績評価とグレード・ポイント>

成績評価	得点	GP
秀	90～100	4.5～3.5
優	80～89	3.4～2.5
良	70～79	2.4～1.5
可	60～69	1.4～0.5
不認定／再試	0～59	0
追試／保留／取消 通年科目の途中評価	対象外	

また、令和5(2023)年度からはGPに対応した成績評価割合を設定して、教員、学生に周知するとともに、成績評価の平準化に取り組んでいる。

本学で取得できる免許・資格の内、主要な免許・資格については、キャンパスガイドに取得の要件を明記している（提出-4, 47～67頁）。

<キャンパスガイドに取得要件を示している免許・資格>

教員免許、栄養士免許、食品科学技術認定証（フードサイエンティスト）、食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格、フードスペシャリスト、建築士、保育士、准学校心理士、司書、司書教諭、レクリエーション・インストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者資格、医療秘書、秘書士、上級秘書士、情報処理士、プレゼンテーション実務士、ビジネス実務士、実践キャリア実務士、社会福祉主事任用資格

これからの時代を生きる人に求められる資質・能力として、文部科学省は「知識・理解」「汎用的能力」「態度・指向性」「総合的な学習経験と創造的思考力」を挙げている。このことを受け、本学は卒業時に学生が身につけておくべき資質・能力を「知識・理解」「技能・表現」「思考・判断」「関心・意欲・態度」の4領域から卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めており、社会的・国際的に通用性があると判断している。

各科・専攻の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は平成25(2013)年に定めている。

平成27(2015)年には、「知識・理解」「技能・表現」「思考・判断」「関心・意欲・態度」の4つの観点から成る卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に改訂している。

平成28(2016)年には中央教育審議会の「卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の策定及び運用に関するガイドライン」に沿って、内容の見直しを行っている。

このように、本学では各科・専攻の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を定めた平成25(2013)年以降、「これからの時代を生き抜く学生の育成」を目指して点検・改善を重ねている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学全体および各科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を定め、キャンパスガイドに記載するとともに、本学ホームページ及び大学ポートレート(備付-95)を通して広く周知を図っている。

【本学全体の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)】

ディプロマ・ポリシーの提示する学位取得の要件を満たすことを目指す学生に対して、本学は次のような科目から成る教育課程を提供します。

- ①社会に適応しつつもそれを改革できる人物に必要とされる、専門性にとどまらない教養を涵養するために、本学が、多様な専門教育機関を有する総合大学であるがゆえに提供できる「共通教育科目」を配置する。
- ②文化・文明の進歩に貢献する、高度に専門的な知識・技能を開拓・活用できる人物となるために、本学の各学部学科が提供する「専門教育科目」を配置する。

各科の教育課程は短期大学設置基準に則り、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に対応しているもので、さらに学位授与の方針に基づき各科の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)を体系的に編成し、学習成果に対応した、授業科目を開講している。

単位制度の実質化については、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間において履修できる単位数の上限を 40 単位（食物専攻 1 年次は 44 単位）と定めている。

成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等に則り判定しており、シラバスに明記

して適切な評価を行っている。

シラバスには必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）のすべてが明示されており、シラバスは大学ホームページで公開されている。

本学では、通信による教育を行う科は、設置していない。

教育課程の見直しは定期的に行っており、今回は令和 3(2021)年及び令和 4(2022)年がその年度に該当する。

教職課程については教育職員免許法の改正の際、授業内容の見直しを行い、令和 5(2023)年度から新課程を実施している。

【各科・専攻の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)】

生活科学科

生活科学専攻

生活科学専攻は、「ものづくり（ブライダル・ファッション、パティシエ、デザイン・アート）」業界で働くための教養と基礎知識、そして業界別の専門能力を養成するという教育目的、ディプロマ・ポリシーを実現するために、下記の教育を編成している。

1. 1 年次

- 1) 社会に必要な知識と教養を身につけるために一般総合科目と、キャリア能力を養成する講義科目を配置する。
- 2) 専門能力を養成するうえで基礎知識となる、ライフスタイルを学ぶ講義科目を配置する。
- 3) 専門能力養成の重要な基礎技能であるデザインスキルとカラースキルを養成する講義や演習科目を配置する。
- 4) ブライダル・ファッション、パティシエ、デザイン・アートの各専門業界における基礎知識や基礎技能を習得する講義や演習科目を配置する。

2. 2 年次

- 1) ファッション、パティシエ、デザイン・アートの各分野では制作技能の向上を図る演習科目を配置し、卒業制作展で発表している。
- 2) パティシエのため、食品に関する専門的な知識を習得する講義科目を配置する。
- 3) ブライダルコーディネートではブライダルファッションショーの開催という共同作業を通じて、ブライダル業界の知識修得のみならず、社会における基本的思考能力や状況判断能力を養成するようにしている。

食物専攻

食物専攻は、栄養士・食のスペシャリストを養成するというディプロマ・ポリシー実現のため、次の方針で編成している。

1. 教育内容・方法

- 1) 社会人に必要とされる幅広い教養を身につけるため一般総合科目を配置し、「文理学」で調理の基礎や食文化を学ぶ内容を設定している。

- 2) 1年次は、食品・栄養・調理に関する専門的な知識を理解するため、前期に講義を中心とした基礎的内容を学習し、後期に実験・実習で検証するよう設定している。
- 3) 学生が幅広く関心のある科目を履修できるよう、栄養士の基礎科目及び専門科目に加えて、食品関係資格に通ずる科目、教職に関する科目を設置し、アクティブラーニングを積極的に取り入れている。
- 4) 2年次は、基礎から応用につながるような講義と実験・実習を取り入れ、卒業時に応用・実践力をそなえた栄養士を育成するため、系統立てた教育内容を実施している。
- 5) 向上心を持ち積極的に学び続ける姿勢を身に付けるため、食品や栄養学的な知識を基にした調理技術、ライフステージおよび疾病に対応した献立作成能力、食育を行える栄養指導能力をつけるなど、多様な実験・実習科目を提供している。
- 6) 2年後期の「給食運営管理実習（臨地実習）」では、集団給食施設において、これまで学習した専門的知識と技術を統合するとともに、チームの一員として役割を理解し、協調性を持ちかつ主体的な行動がとれるような育成を目指している。

2. 教育評価

学習成果は、各科目シラバスに到達目標と成績評価方法を明記し、それに基づいて到達度を評価する。また GPA を算出し、総合成績評価を行っている。

保育科

保育科のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに明記している保育者として必要な能力を習得するために、次の方針で編成している。

1. 2年間で、全学生が保育士資格及び幼稚園教諭2種免許状を取得することができる。
2. 社会人として求められる幅広い教養を身につけ、心身ともに健康な人間を育成するために、一般総合科目を配置している。
3. 保育者の養成科目について、順序性を考慮し編成している。
4. 子どもの心身の発達について広く理解し、支援について学ぶために、子どもの心身の発達に関わる科目を配置している。
5. 保育者の役割と倫理について理解し、保育・教育の意義や内容・方法についての理解を深めるため、専門知識・技術の修得に関わる科目を配置している。
6. 保育現場での課題を発見し、新たな課題に対し自主的に問題解決に取り組むことができる柔軟で創造的な思考力を持った人材を育成するために、実習科目、保育・教職実習演習（幼稚園）を配置している。
7. 学生の主体性と協働性を養うことを目的とし、保育セミナー、おとぎのくに、ペンギンクラブ、子育て支援体験などの学科行事に参加・推進する機会を設けている。
8. 個々の学生の個性を伸ばし、表現力を養うことを目的として「音楽」等独自の科目や「おとぎのくに」などの対外的な行事を設けている。
9. 社会の一員としての自覚を持ち、地域の人々と良好な関係が築けるよう、子育て支援のボランティア活動への参加を、キャリア教育の一環として推奨している。

言語コミュニケーション学科

言語コミュニケーション学科のカリキュラムは、次に挙げるディプロマ・ポリシーによる要件に連動させながら編成している。

1. 言語に対する分析的な視点を形成するため、また、自分が暮らす国や地域の文化ならびに異文化に関する理解を深めるため、専門教育科目のうち「言語とコミュニケーション」と「日本語表現法」の履修を奨励し、「英米文化論」、「英米文学」、「異文化間コミュニケーション」、「日本文化論」、「日本文学」などを専門教育科目の核として設置している。また、英語の基礎・実践的英語力の養成分野においては、「英会話」や「実践英語」などの専門教育科目群を設置している。
2. 読み解く技術を習得するため、また、相手を説得できる表現能力を養成するため、「プレゼンテーション演習」などの専門教育科目を軸に、学んだ事柄の実践的な運用ができるような訓練を繰り返す。
3. チームで働く力を養成するため、また、将来的な職業生活・生涯学習に活かす素地を確立するため、主に「キャリアプランニング」、「観光総論」、「旅行業務入門」などの専門教育科目群を設置し、社会人としての基礎力を養う。

音楽科

短期大学部音楽科は、ディプロマ・ポリシーを実現するために、下記の教育を実施する。

●音楽療法コース

1. 全学年を通して、全国音楽療法士養成協議会の定める「音楽療法士（２種）養成の教育課程」にしたがい、音楽、音楽療法、音楽療法関連の各分野を学ぶための科目を順次配置する。
2. １年次は、幅広い教養を身につけるための「一般総合科目」と、音楽療法士に必要な演奏能力を養うために、基礎的な内容の「理論系科目」、「演習系科目」、「実技系科目」を配置する。そして音楽療法を概観する「音楽療法概論」、「音楽療法演習」を配置する。
3. とくに１年次後期には、２年次より開始される実習に備え、「音楽療法概論Ⅱ」として、アメリカ音楽療法協会発行の臨床実施基準(AMTA Standards of Clinical Practice)にもとづき、１) 紹介と受け入れ、２) アセスメント、３) 治療計画、４) 実施、５) ドキュメンテーション、６) 終結、という実践のプロセスを徹底して学ぶ科目を設ける。
4. ２年次の「音楽療法実習」では、「事前指導」を配置し、教員および学生間による援助を大きく受けながら、地域の病院、福祉施設等の高齢者のニーズを特定し、グループ音楽療法サービスを実践する機会を提供する。
5. ２年次の「音楽療法実習」において、地域で自身がおこなったセラピーについてテーマを設定し、プレゼンテーションをおこなうことをもって「卒業研究」とする。これにより、自らの探求する力、また音楽療法を他者に伝え、説明する力を養う機会を創出する。

●演奏コース・ニューサウンドコース・総合音楽コース

1. 1年次は、音楽の学修方法を基礎から学ぶと同時に、音楽に対する学修意欲を高めるため、基礎的な内容の「理論系科目」、「演習系科目」、「実技系科目」を配置する。また、幅広い知識を身につけるための一般総合科目を配置する。
2. 一部の演習系科目と実技系科目においては、習熟度別のクラス編成を行い、一人ひとりの個性を重視する体制を構築している。
3. 全学年を通して、「理論系科目」、「演習系科目」、「実技系科目」において、基礎的内容から専門的な内容の科目まで、順次配置する。
4. 中学校教員免許（2種）を取得するため、また音楽指導者を目ざすための科目として、全学年を通し、「教育系科目」を順次配置する。
5. 音楽療法士（2種）を取得するための科目として、全学年を通し、「音楽療法系科目」を配置する。
6. 2年次修了時には、卒業研究として専攻実技の卒業試験を実施し、2年間の研究成果を評価する。
7. 「卒業演奏会」を開催し、卒業試験における成績優秀者には、発表する機会を提供する。

商科

商科のカリキュラムは、ディプロマ・ポリシーに明記している能力を習得するために次の方針で編成している。

1. ディプロマ・ポリシーを実現するために5つの科目群を配することで、履修科目が特定領域に偏ることなく、社会人に求められる幅広い知識を身につけることが可能となる。科目群は「教養」、「キャリア能力」、「コミュニケーション能力」、「実務能力」、「専門能力」の5つである。
2. 各科目群における科目の配置は以下の通りである。「教養」には社会人として弁えるべき話法、礼儀やマナー、情報の取扱の基本、生活を規律する基本的な法律を1年次の科目として配置している。

「キャリア能力」科目群は、入学後1年足らずで就職活動が始まることに鑑み、社会人としてのキャリア形成や人生設計を自らの力で方向付けをするための科目を配置している。

「コミュニケーション能力」科目群には、コミュニケーション能力を育む科目を配置している。

「実務能力」科目群には、簿記やパソコン、医療事務やビジネススキルに係る科目も配置している。これらの科目は、ビジネス社会で能力評価の参考とされることが多く、資格取得により到達レベルの判定が可能である。

「専門能力」科目群には、経済、商業・経営、および法律系科目を配置している。広い視野で物事を考え、柔軟な発想のできる人材養成に繋がると考えている。

なお、簿記とパソコンはビジネスの幅広い領域で必要とされることが鑑み、一部を必修科目としている。また、経営学および経済学も、社会の現状を捉える際の基本的領域と判断し、一部を必修科目としている。

〔区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3 の現状＞

学則第1条に「本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、自立協同の建学精神に基づき、一般教育と密接な関係を保ちつつ広くそれぞれの専門教育の理論と実際について教育し、中正穏健なる人格を涵養するとともに、我が国文化の高揚と地域の発展に貢献する有為な人材を育成することを目的とする。」とあり、教養教育を重要視するとともに、専門教育との関連を明確にしている。

教養教育が適切になされるための組織として、「全学教務委員会」があり、教養教育の内容と実施体制が確立されている。「全学教務委員会」は、学長の下に各学部長及び学部代表者、全学共通教育研究部会長、FD研究部会長、企画部長、教務部長、全学共通教育センター長等で構成されている。

「全学教務委員会」は、専門授業科目や一般総合科目（一般教養科目）のあり方、それに付随する大学の三つの方針や学習ポートフォリオの検討等、教育課程に関わる全般的な内容について審議検討する組織である。とりわけ、教養教育の実施に関わることについては、全学共通教育研究部会長が全学教務委員会の委員として参画している。「全学教務委員会」は、毎年度2～3回実施し、教養教育・専門教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

一般総合科目には、人文科学系、社会科学系、自然科学系、総合科目、体育・スポーツ科目、外国語科目、総合ゼミナールの各分野に科目が設けられ、各科の履修修得単位数を学則で定め指導している。

新入生導入教育として一般総合科目の中に「文理学」を開講し、初年次の教養教育として位置づけており、「徳島文理大学の建学精神と歴史」「なぜ大学で学ぶのか」、「数理・データサイエンス・AI入門」の講義、地域学、学習方法に係るスキル等から成り立っている。

全学共通教育センターでは、一般総合科目の支援を目的として、日本語、数学、物理、化学、地学、音楽、簿記等の「学力充実対策講座」（備付-98）を開設し、学生の基礎学力の充実に支援している。教員採用・公務員試験に対応するうえで欠かせない基礎学力を全学部共通で向上させることも行っており、これらの支援は、学生の学習意欲向上と人間形成に役立っている。語学センターでは、TOEICやHSK（中国政府認定の中国語資格）の学内受験を通じて、学生の語学資格の取得を可能としている。自分のレベルと目標に応じた教材の貸出や相談に応じ、学生の語学力向上のサポートを行っている（備付-99）。

【区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

各科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育は各科において体系的に構成され適切に実施されている。

職業への接続を図る職業教育の実施体制として一般総合科目では1年次通年に「文理学」を全学生が履修するものとして設置し、全学的に大学の使命や目的を理解するとともに、令和5(2023)年度からは新たに「数理・データサイエンス・AI 入門」を実施している。「文理学」の中の各科で行うスタディ・スキルズでは、科の専門科目と連携させることで社会人基礎力の涵養を図っている。「社会生活とマナー」では、社会人としての常識やビジネスマナーなどをグループワークにより、自ら考え実践できる参加型の授業として設定している(提出-16, 23 頁)。

職業教育の効果は、卒業生を対象にした「短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート」(備付-68)と不定期に実施している「卒業生に関するアンケート調査」(備付-60)にて把握し、指摘された内容を基に授業の改善に取り組んでいる。

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

本専攻は、ブライダル・ファッション、パティシエ、デザイン・アートワークの3つの分野に分かれており、各々の専門分野のプロから質の高い技術指導を受けることができる(提出-1, 137 頁)。また、プロならではの指導として業界でのマナーや厳しさまで学ぶことができ職に就いた時に戸惑うことが無く即戦力となる人材を育成している。

各コースの定期試験として実技試験を実施し、制作した作品に対してはプロの目線で厳しく評価し、改善点の指摘を行っている。さらに基準に満たない場合には再試験を行う。最終的には社会に出ても恥ずかしくない技術を身につけることとなる。

＜生活科学科 食物専攻＞

食物専攻では短期大学設置基準に則り、職業や実生活に必要な能力を育成するよう教育課程を編成し、職業教育を実施している。一般総合科目では、令和5(2023)年度より総合科目D(食と健康)を1年次通年科目として新設し、栄養士の役割などの職業教育を実施している。

専門教育科目では「給食運営管理実習(校内)」「給食運営管理実習(臨地実習)」を設置している。2年次前期開講の「給食運営管理実習(校内)」では、学内の学生や教職員を対象に給食を提供することにより、社会人マナーを身につけさせている。2年次後期開講の

「給食運営管理実習(臨地実習)」では、社会人マナーを身につけさせるとともに、集団給食における実際の栄養士の現場を体験する職業教育を実施している。

食物専攻独自の取り組みとして、食事マナー講習会を実施することにより、社会人マナーを身につけさせている。隔年で和食の食事マナー講習会、洋食の食事マナー講習会を実施し、在学中に和食と洋食両方の食事マナーが身につくよう設定している。

また、卒業生による体験談や会社説明会など、栄養士として活躍している卒業生から学ぶ機会を設けて、キャリア形成をサポートしている。さらに地域連携活動や国際交流活動を積極的に取り入れている。地域連携活動では、食害防護ネット張り活動、シカ肉の解体方法を学ぶ、次世代育成支援イベントおぎゃっと 21、徳島ビジネスチャレンジメッセ、短大フェスタ、上板町 STOP! フレイルなど、国際交流活動では海外大学等とのオンライン交流事業を行い、職業や実生活に必要な能力を養成する機会を設けている。

職業教育の効果は数年おきに実施している「卒業生の就職先を対象としたアンケート調査」により把握している。令和 3(2021)年 12 月に実施した「卒業生の就職先を対象としたアンケート調査」の結果では、身につけておきたい力のうち、「挨拶や礼儀」「協調性」については 5 点満点中 4.6 点と高く評価され、一定の成果が現れている。一方、「基礎的な専門技術・知識」「主体的に取り組む姿勢」については 5 点満点中 4.0 点であり、今後の改善について検討している。

<保育科>

保育科では保育者としての経験豊かな教員が保育内容や実習関連の授業を担当し、保育現場の実践に即した指導を行っている。実習は保育職への理解を深める貴重な機会として、実習施設との事前の協議会、事後の意見交換会、巡回指導によって連携を密に取って指導している。これらの情報は実習担当以外の教員とも共有しており、科会議等で意見交換を行っている。その中で 1 年の初めての实習に関する不安が大きいことが課題として認識されたため、令和 5(2023)年度から 1 年のみ日程を分散して行う方法を試みている。実習担当教員は全国保育士養成協議会の実習認定講習を受講し、専門性に基づいた指導を行っている。

その他に、現職の保育者による特別講義や、第一線で活躍する保育研究者等によるセミナー(備付-100)、保育者として活躍する卒業生との交流会を行い、職業理解を深められるようにしている。特に毎年 6 月に行っている「卒業生と在学生の交流会」(備付-101)では、新入生に対して卒業直後の先輩から、実際に現場に立った経験を踏まえて学生時代にもっとしておいた方が良かったと思うこと等を話してもらうことで、新入生の学習意欲の向上を図っている。

就職指導に関しては、1 年次前期から就職支援部の協力の下、2 年間で 4 回の説明会を行うとともに、個別面談の際に就職への意識づけを行っている。県の委託機関が行う「保育フェア」、独自に開催する「私立幼稚園・認定こども園フェア」(備付-102)には 1 年次から参加させて職業選択の視野を広げることに努めている。

<言語コミュニケーション学科>

言語コミュニケーション学科は、英語を中心とする外国語の習得と、その基盤となる日本

語の表現法や語法を徹底して学ぶことで、社会に出て必要な言語コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力培うことを目途に教育活動を推進している。そのうえで実生活や社会生活に必要なマナーを身に付け、キャリアプランニングを学び、社会人として必要な素養の定着を図るよう心がけている。

職業観を育成するために、「観光・旅行産業」、「航空・エアラインサービス」の大きく 2 点に的を絞り、それぞれの業界から講師を招き講話を受けたり、県内のホテル、空港、観光地への実地学習を実施したりすることで学生の理解を深め、職業意識を高める方向付けを行ってきた（授業「観光総論」、「旅行業務入門」）。これらの実践は、事前の学習と事後の振り返りを丁寧に行い、就業意欲と方向性付けに役立っている。教員免許の取得も若干名ある。（表 7）。職業教育の効果は不定期ではあるが実施している「卒業生の就職先を対象としたアンケート調査」により把握している。

<音楽科>

キャリア教育やスタディー・スキルズに関する講義を行い、学生が今後社会に出るにあたっての社会対応能力や職業意識の醸成に取り組んでいる。

また、音楽療法士二種や中学校教諭二種（音楽）免許状取得のための専門教育科目や教職に関する科目を準備し、実践に役立つ指導を心がけている。実習は、老人施設や中学校等で行っているが、事前・事後指導を厳正に行い、今後の進路決定につながるようになっている。更に、実習記録の提出や体験発表も行い、職業教育の効果を評価し、改善に取り組んでいる。

<商科>

商科には、ビジネス実務コースと医療事務コースがある。ビジネス実務コースは、卒業後の進路として公務員や事務・販売・営業・サービスなど、幅広い業種・職種に対応できるコースであり、医療事務コースは医療機関や調剤薬局で医療事務職として働くための知識・スキルを身につけるコースである。基本はビジネス実務コースで、業種・職種に関わらず必要となる簿記やパソコン、ビジネスマナーなどを体系的に習得できる体制にしている。

1 年前期を中心に教養科目群を必修とすることで教養力が身につく構成としている。また、1 年次後期に必修の専門科目として経済学や経営学を配して社会経済の現実的な側面を考えるようにしている。さらに、実務能力としてのスキルを身につけ即戦力となる社会人を養成する見地から、社会の現場で活躍している経営者や商科卒業生を講師とする授業「キャリアプランニングⅠ」授業も実施しており、受講生の就活意識を高めている。また、授業が各種検定資格取得に直結しており、職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確となっている（表-9）。職業教育の効果として、社会人として求められる知識・技能が備わった人材に育てることを目指しているが、各種検定資格の取得状況を除き、数値での測定に馴染まないものも多い。このため、現実的な評価基準として就職内定率に着目している。社会的な動向を織り込んだ授業や学生に寄り添った指導で、過去 6 年間にわたり就職内定率 100%を継続している（備付-57～59）。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)は、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)及び教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)との関連性を踏まえて策定したものであり、特に教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく教育活動によって得られた学習成果には十分対応したものとなっている。

【本学全体の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)】

本学の教育は、明治 28 年の学園創立以来、建学の精神「自立協同」に基づき、一人ひとりが自立し、共同して社会に貢献できる人材の育成をめざしています。

1 学部の求める人物像

- (1) 人間に対する深い思いやりなど豊かな心をもつ人
- (2) 旺盛な学習意欲があり、継続的な努力のできる人
- (3) 明確な目的意識をもち、自分の意見を発言する積極性がある人
- (4) 主体性をもって他者と協調・協力してあらゆる問題解決にあたり、関わりをとおして成長できる人

2 高等学校等で修得が望ましい内容

自分の考えを他者に伝える基本的な表現力を備えていること。

3 入学試験の基本方針

- (1) 教科の履修と達成度を直接測る一般選抜
- (2) 教科の履修と達成度に加えて、思考力・判断力・表現力等を測る学校推薦型選抜
- (3) 体験授業をとおして、多くを学び取る能力を測る総合型選抜入試体験型
- (4) 何かに挑戦した実績と、その発表をとおして表現力を測る総合型選抜入試自己アピール型
- (5) 継続的な努力のできる能力を測る総合型選抜入試課題提出型

(6) 資格を踏まえ、より高度な内容を学ぶ意欲と能力を測る総合型選抜入試資格利用型

入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)をはじめ本学の教育方針や学部・各科の特色等については、入学試験要項や本学ホームページ等で周知を図るとともに、オープンキャンパス(年間7回)で、参加した高校生や保護者等に周知を図っている。

〈総合型選抜〉

総合型選抜入試とは入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に応じた書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に評価・判定する入試である。本学では多様な志願者を受け入れるため、「体験型」「自己アピール型」「課題提出型」「資格利用型」の4つの型を設けて実施している。

〈学校推薦型選抜〉

- ・指定校制推薦入試(Ⅰ期・Ⅱ期)

学校長からの推薦書及び調査書、面接によって総合的に選抜する入試である。

- ・公募制推薦入試(Ⅰ期・Ⅱ期)

学校長からの推薦書及び調査書、面接、筆記試験(基礎的内容)・実技等によって総合的に選抜する入試である。

〈一般選抜〉

- ・一般入試(Ⅰ期A日程、Ⅰ期B日程、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期)

筆記試験(各教科・科目に係るテスト)・実技及び調査書等により総合的に選抜する入試であり、Ⅰ期A日程、Ⅰ期B日程、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期の5回に分けて実施している。5回の入試について、出願要件は同一であるが、選抜方法(入試科目や時間割等)は各回で特色を持たせている。特にⅢ期については学力の3要素の一つ「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」をより積極的に評価するため、調査書を重視し、その点数化を実施している。

- ・大学入学共通テスト利用入試(Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期)

大学入学共通テストの出題教科・科目のうち、本学が指定する教科・科目の成績及び調査書等により、総合的に選抜する入試である。本学での個別試験は実施しない。

授業料その他入学に必要な経費は、入学試験要項(提出-17, 52~53頁)や受験生応援サイト(備付-103)に等に明記している。

本学のアドミッション・オフィスの機能は入試広報部及び教務課が担当している(提出-規程集6)。入試広報部では、オープンキャンパスの企画運営等を含め、幅広い視点から広報・学生募集活動を行っている。また、教務課においては「学力の3要素」等を踏まえた選抜基準の検討や入学試験要項の作成、入学試験実施計画等入学者選抜に関する業務を行っている。

電話やファックス、窓口での受験に関する問い合わせについては、入試広報部が対応しているが、学科や授業、資格などの詳細な内容は学科教員が対応している。また、電話で気軽に問い合わせができるようフリーダイヤルを設けている。さらにメールやLINEでの問

い合わせについても、原則として入試広報部で対応するが、必要に応じて他の部署や学科教員と協力しながら対応している。

なお、オープンキャンパス来場者と各科が直接 LINE で結びつき、各科での学びと高校の授業等との関連や将来の進路について相談に応じる取り組みも始めている(備付-104)。

高等学校教員を対象にした進学説明会を毎年、徳島キャンパスで開催するとともに、ブロック進学説明会を徳島(7会場)・香川(5会場)・愛媛(3会場)・高知(3会場)・岡山(1会場)でも開催し、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)や本学の教育方針等を説明するとともに意見交換を行っている(備付-105)。

【各科・専攻の入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)】

生活科学科

生活科学専攻

- (1) 感性が豊かで、表現することに強い興味・関心がある人
- (2) パティシエとして創作の基礎とその美的センスを磨きたい人
- (3) ブライダルやデザインなどに興味・関心がある人

食物専攻

- (1) 人とのつながりを大切に、主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度を有する人
- (2) 健康や栄養、調理に興味・関心があり、食に関する学習に継続的に取り組むことができる人
- (3) 各種資格取得に励み、食の専門家をめざす人

保育科

- (1) 保育者をめざして努力できる人
- (2) マナーを尊重し、他者とコミュニケーションをとりながら良好な人間関係を築くことができる社会性のある人
- (3) 子どもの保育及び教育に関心を持ち、子どもに対し豊かな感性と温かい愛情をもって接し、人のために役立ちたい人

言語コミュニケーション学科

- (1) 観光ビジネス業界、航空ビジネス業界などに興味のある人
- (2) 英語学習に興味のある人
- (3) 文学・音楽・絵画・動画などを通じた異文化理解に興味のある人

音楽科

- (1) 音楽あるいは音楽療法に対する強い意欲と情熱を有する人
- (2) 音楽あるいは音楽療法を深く学び、社会に貢献したい人

商科

- (1) 社会で必要とされる各種資格取得に励み、就職に活かしたい人
- (2) 政治や経済などに興味・関心をもつとともに、自分の適性に相応しい進路を模索したい人
- (3) 他者とコミュニケーションを図り、良好な人間関係を築くことができる社会性のある人

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

本科の入学受入方針(アドミSSION・ポリシー)は大学案内や本学ホームページ、キャンパスガイド等で示している。また、入学者の殆どは総合型選抜入試の体験型であり、定期的に行うオープンキャンパスの模擬授業において入学を希望する高校生と直接触れ合う中で人間性や入学意欲を把握している。

入学選抜は入学受入方針(アドミSSION・ポリシー)に即しているかを面接試験等によって判断している。入試の方法としては総合型選抜入試、指定校制推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、大学入学共通テスト利用入試など多様な入試を準備しており、すべてにおいて正当な基準を設けている。

授業料、その他入学に必要な経費に関しては大学案内や大学ホームページ等において分かりやすく提示している。

アドミSSION・オフィス等を整備し、受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

入学受入方針(アドミSSION・ポリシー)を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜生活科学科 食物専攻＞

食物専攻において目標とされるのは、栄養士免許をはじめ、多くの食に関する資格取得である。この資格を持って将来に生かせるよう、必要な知識と技術能力を高め、卒業時には、すぐ実践につながる技術が身につくよう、教員一同が指導に当たっている。

食物専攻の入学受入方針(アドミSSION・ポリシー)はキャンパスガイド等で明示しているが、食の専門家である栄養士の魅力や社会的役割、どのような職業であり、どのような学びを行っているかをより理解されるため、令和3(2021)年に本学のホームページをリニューアルした際、栄養士についての表記を伝わりやすくしている(備付-106)。また新卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、新教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)のスタートに伴い、入学受入方針(アドミSSION・ポリシー)も点検している。

＜保育科＞

保育科では学習成果に基づいて、入学受入方針(アドミSSION・ポリシー)を定め、キャンパスガイドと本学ホームページに示している。本学には高校生が自分の特性を生かされるよう多様な入試方法が設定されているが、保育科の入学生も多くは総合型選抜入試

の体験型を選択している。この入試ではオープンキャンパス等での学科体験授業の受講を前提としており、大学での学習内容や目指す保育者像をある程度理解したうえで受験するため本科の入学受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿った選抜方法であると考えられる。毎年5月～6月にかけて行う高等学校教員向けの進学説明会では、在学生や卒業生の近況とあわせて入試方法や奨学金等について説明している。

<言語コミュニケーション学科>

言語コミュニケーション学科の入学受入方針(アドミッション・ポリシー)は、大学案内や本学ホームページ、キャンパスガイド等で示している。また、総合型選抜入試では、入学受入方針(アドミッション・ポリシー)に即しているかを面接試験等によって判断している。入試の方法としては総合型選抜入試の他、指定校制推薦入試、公募制推薦入試、一般入試、大学入学共通テスト利用入試など多様な入試を準備している。

授業料、その他入学に必要な経費に関しては大学案内や大学ホームページ等において分かりやすく提示し入試広報部で受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

<音楽科>

音楽科の入学受入方針(アドミッション・ポリシー)では、音楽あるいは音楽療法に対する強い意欲と情熱を有する人、そして、深く学び、社会に貢献したい人を受け入れることを明記している。大学ホームページ、入学試験要項等には、このポリシーとそれに応じた選考方法を掲載するほか、オープンキャンパスの本科説明においても、入学受入方針(アドミッション・ポリシー)が志願者にとってわかりやすいものとなるようスライドとともに口頭による説明をおこなっている。

<商科>

多くの学部・学科が国家資格を取得して特定の仕事に就くなど、卒業後の進路を明確に示しているが、商科の入学受入方針(アドミッション・ポリシー)では、「自分の適性に相応しい進路を模索したい人」としている。このため、進路未定の者が商科入学者の大半であり、他学部、他学科で学んだものの違和感を感じ学び直したいという者、社会人として働いていた者も入学してくる。自分の適性をしっかり見極めたうえで就職すること、学習の途中で気づいた学び直しに対応することはいずれも重要な社会的要請であり、真摯に学生の気持ちに寄り添った対応で、進路変更の実現を後押ししている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

＜区分 基準Ⅱ-A-6の現状＞

本学の学習成果は建学精神「自立協同」及び学則に示された「本学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、自立協同の建学精神に基づき、一般教育と密接な関係を保ちつつ広くそれぞれの専門教育の理論と実際について教育し、中正穏健なる人格を涵養するとともに、我が国文化の高揚と地域の発展に貢献する有為な人材を育することを目的とする」という内容を反映させたものとして定められている（提出-規程集 13）。

学生が理解しやすいよう平易かつ明確な項目にまとめ、各科の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関係性を整理し、具体性を持たせている。学習成果は在学中に獲得可能であり、「徳島文理大学短期大学部アセスメントプラン」に基づき、GPA や資格取得などの結果をもって測定することができる。加えて、本学では「全学授業評価アンケート」を令和元（2019）年度より新しく「全学授業アンケート」として位置づけ、学生の「ふりかえり」と「自己評価」を組み入れた。学生と教員との双方向でのアンケートであり、学生と教員それぞれが、学習成果を評価することができる。

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

3つの分野共に学習成果は、課題となる作品提出や実技試験、レポート提出で評価される。評価基準はシラバスに提示している。本専攻では、少人数制で実習科目を多くしており、学生一人一人に合わせた、きめ細かい指導を行うことで学習成果は達成可能である。制作された作品はそれ自体が、具体的な形であり評価しやすい面もあるが、その評価は多面的、多角的に見ていく必要がある。2年間の集大成となる卒業制作では教育課程で獲得すべき学習成果について専任教員、非常勤教員に関わらず共通認識を持っている。

一定期間で学習成果を獲得させるために、授業方法を工夫、改善し、授業で活かす取組みを行っている。達成度が低い学生に対しては、個別指導、追加課題等を課して一定期間に学習成果を獲得できるように努めている。

＜生活科学科 食物専攻＞

食物専攻の教育課程は、栄養士免許に加え、栄養教諭二種免許、食品衛生管理者・食品衛生監視員任用資格、フードサイエンティスト（食品科学技術認定証）、フードスペシャリスト、医療秘書、社会福祉主事任用資格の免許・資格の取得に必要な科目を中心に編成されている。栄養士の専門科目は、栄養士法に定める単位数を履修方法に従い、必修科目・選択科目として配置し、さらに食品関連資格の専門科目や栄養教諭二種免許取得に必要な教職関連科目、医療秘書関連科目、社会福祉主事任用資格取得に必要な科目を設置している。

カリキュラムの見直しは随時行っている。本専攻は、栄養士免許取得を目的としたカリキュラム構成をとり、教育内容は社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営である。また、令和元（2019）年3月に厚生労働省事業として公表された「栄養士養成のための栄養学教育モデル・コア・カリキュラム」と、本学開講科目との対応を確認し、内容が不足していた「疾病と食事の管理を中心とした栄養管

理の実践」を補充するために臨床栄養学Ⅱを新設、内容の重複していた「食品の安全性」関連分野をスリム化するために食品衛生学Ⅱを廃止した。いずれも令和6(2024)年度入学生より実施する。先行して令和5(2023)年度入学生より総合科目D(食と健康)を新設し、食や健康に関わる多くの分野を学ぶ科目として位置付けている。食物専攻の学習成果は、半期15回の授業において獲得可能な内容で示している。また、学習成果としての目標および到達度が明確な指標となるよう、令和5(2023)年度よりルーブリックの導入に向けて検討を重ねている。

表4<教職免許並びに資格取得者数(人)>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卒業者数	16	14	14	16	11
栄養士免許申請資格	15	14	13	16	10
食品衛生監視員任用資格	16	14	14	16	11
食品衛生管理者任用資格	16	14	14	16	11
食品科学技術認定証	13	13	14	16	7
医療秘書資格	—	4	—	—	4
栄養教諭二種免許	1	1	—	—	4
フードスペシャリスト資格	36.4(4/11)	69.2(9/13)	78.6(11/14)	60.0(9/15)	40.0(2/5)

合格率(%) (合格者数/受験者数)

取得できるこれらの資格は就職に直接つながり、社会的に通用するものであり、成果として具体性がある。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、対面での授業に加えて遠隔配信授業も実施した。また、栄養士免許取得見込みの全学生に、全国栄養士養成施設協会が実施する「栄養士実力認定試験」の受験を平成25(2013)年から義務づけとして課し、第三者から評価いただく機会を有している。栄養士実力認定試験結果は、令和元(2019)年度はA評価率9.1%・B評価率63.6%であった。遠隔配信授業においてはGoogle Formsによる補習を実施し、今までの対面補習に加えて、時間に縛られず自主的に問題を解くことにより、自主的な学習につながり、令和2(2020)年度はA評価率14.3%・B評価率85.7%であった。令和3(2021)年度は、栄養士実力認定試験の成績優良者(全国で100位以内)として1名が表彰された。令和5(2023)年度はA評価率とB評価率を合わせて100%を達成し、全国平均を上回る結果である。

表5<栄養士実力認定試験結果>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栄養士取得者数/卒業生数(人)	14/16	14/14	13/14	16/16	10/11
A評価率(%)	9.1	14.3	30.8	31.3	80.0
B評価率(%)	63.6	85.7	61.5	56.3	20.0
A評価率+B評価率(%)	72.7	100.0	92.3	87.6	100.0
全国平均(A+B評価率)(%)	93.7	93.4	93.8	96.0	94.3

<保育科>

2年間で保育士、幼稚園教諭二種免許、社会福祉主事任用資格、さらにはレクリエーション・インストラクター、スポーツ・レクリエーション指導者、准学校心理士を取得できるよう教育課程を編成している。各科目はシラバスにおいて到達目標を明確化し、履修規定で定めた成績評価方法と基準を用いて単位化している。ほとんどの学生が保育士と幼稚園教諭二種免許を取得し、毎年ほぼ90%以上の学生が資格・免許を活かした就職を実現していることから学習成果は現実的でありかつ具体性がある。学習成果はGPAや学期末の成績で客観的に測定可能である。さらに学習ポートフォリオや教職履修カルテ、実習先による評価によって学生一人一人の学習成果の獲得過程を把握し、支援している。

表6<資格・免許取得者数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卒業者数	28	21	19	14	13
保育士資格	27	19	18	14	13
社会福祉主事任用資格	27	21	18	14	13
幼稚園教諭二種免許	27	19	16	14	13
レクリエーション・インストラクター資格	15	3	6	3	—
スポーツ・レクリエーション指導者	15	3	3	1	—
准学校心理士	—	—	1	6	—

<言語コミュニケーション学科>

各シラバスには、到達目標を明示し、【知識・理解】【技能・表現】【思考・判断】【関心・意欲・態度】のそれぞれの能力を具体的にイメージできるようにしている。また、15回の授業で実施が望まれる「授業時間外学習」には、予習復習の内容および時間を具体的に記載している。これにより、各授業における学習成果が獲得可能であることが示されている。評価方法に関しても、客観的試験問題以外で、レポートなどの場合は、書くべき項目を細分化し、それを具体的に明示した課題にすることにより、全科目において主観的要素を極力排除するよう努め、学習成果を測定可能なものにしている。

外部試験における資格取得状況ならびに免許取得数については次の表のとおりである。

表7<資格取得状況ならびに免許取得数>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
英検2級	—	100(1/1)	—	—	—
英検準2級	100(1/1)	100(1/1)	100(1/1)	100(2/2)	100(2/2)
TOEIC	—	—	—	—	1(720点)
司書	—	—	—	1	—
中学校教諭二種免許	—	—	—	1	—

合格率(%) (合格者数/受験者数)、TOEICと司書と中学校教諭2種免許は人数のみ

また、コロナ禍の影響は受けたものの、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)の「異文化に関する理解を深める」の達成のため、学生に対し積極的に海外の大学

への留学を推奨するとともに、学内での異文化交流の機会の確保につながるよう外国人留学生（交換留学生を含む）受入れに努めている。留学人数及び外国人留学生受入実績は次の通りとなっている。

表 8＜海外の大学への留学数、外国人留学生の受け入れ数について(人)＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期留学	—	—	—	2	1
長期派遣	1	—	—	—	—
外国人留学生 (正規生)	2	3	2	—	—
同交換留学生	2	—	—	—	1

また、コロナ禍も考慮した遠隔でのオンライン留学は、令和3（2021）年2月にオンライン台湾留学（中山医学大学）に参加5名、令和5（2023）年8月に参加2名。令和4（2022）年からは専門教育科目「異文化間コミュニケーション」（2年次後期・2単位・選択科目）において、2年次の夏休み期間中に「SDG s オンライン海外研修」として90分2コマ分、海外（フィリピン）と双方向のコミュニケーションを取り、SDG s 関連の話題を話し合う機会を設けており、令和4（2022）年9月に参加2名、令和5（2023）年9月に参加4名となっている。

＜音楽科＞

シラバスには、セメスター制で実施される科目の授業概要を記載するとともに、到達目標および数量をともなった評価方法を具体的に示している。主観的評価になりやすい実技系科目においても、複数教員による実技試験（定期試験）の評価を80%とし、残りの20%を毎時の課題や受講態度の評価とするなど、前回の自己点検・自己評価で課題とされていた多面からの評価をおこなうことによって学習成果を測定している。また、試験の回答をGoogle Classroomに掲示する。さらに実技科目では学生との面談時に講評として伝えることによって、個々の学生が現時点での学習成果を把握し、学習をさらに積み重ねていけるよう設計しており、学習成果は一定期間内で獲得可能である。

＜商科＞

学習する科目の評価基準はシラバスに提示しており、学習成果は学期末の成績で客観的に測定可能である。学習成果を測定できる指標として、学生の自己報告による学習ポートフォリオも活用している。また、商科では、ビジネスの現場で求められる実践的能力を身につけるため、簿記論やPC演習、秘書実務、電子カルテ実務など多くの科目を配置している。これらの科目は簿記検定やPC検定、秘書検定、電子カルテ技能検定などの受験に直結しており、検定試験の結果が学習成果を裏付ける指標となっている。簿記論や医療系科目では、検定試験対策として15～25時間の補講を実施することで、学習成果の向上を図っている。

表 9<検定試験の受験者と合格者、合格率の推移>

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日商簿記3級	19.0 (4/21)	36.8 (7/19)	22.7 (5/22)	23.8 (5/21)	50.0 (9/18)
日商PC文書3級	63.6 (14/22)	72.2 (13/18)	55.6 (5/9)	72.4 (21/29)	58.3 (14/24)
日商PCデータ3級	77.8 (7/9)	56.3 (9/16)	66.7 (4/6)	57.1 (16/28)	66.7 (10/15)
秘書検定3級	55.6 (10/18)	94.4 (17/18)	56.0 (14/25)	81.8 (18/22)	81.3 (13/16)
医療秘書3級	—	33.3 (3/9)	83.3 (5/6)	—	66.7 (2/3)
医事コンピュータ3級	75.0 (6/8)	—	83.3 (10/12)	88.9 (8/9)	100.0 (12/12)
電子カルテ	100.0 (4/4)	69.2 (9/13)	100.0 (9/9)	100.0 (9/9)	100.0 (12/12)

合格率(%) (合格者数/受験者数)

受験者ゼロ(—)は、試験日程が他の検定と重なり受験できなかったため

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積(ポートフォリオ)、ループブックス分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

本学では、「自立協同」の建学精神のもと教育理念を実現し、教育の質を保証するため、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に基づき、「徳島文理大学短期大学部アセスメントプラン」を定め、教育成果及び学習成果を大学全体レベル、学位プログラムレベル(学部・学科)、授業科目レベルの各段階において評価・検証している。

累積GPA平均値、各科別累積GPA分布状況、資格試験及び国家試験の合格率を「教学IR部会」が学習成果を検証するための評価指標項目に関するIR情報としてまとめ、各科に提供し、教育の質保証の基礎資料として活用している。

学習成果を質的に測定する指標として、学生の自己報告による学習ポートフォリオを活用している。学生は学習ポートフォリオに沿って学期の始めに目標と計画を立て、期末に達成状況と自己評価を入力することとしており、担任及びチューターが閲覧して学習の進捗状況と学習成果を把握し、指導・助言している。

時間外学習時間やアルバイト等の時間外学習等行動調査、全学授業アンケート、退学者数・退学率、修業年限内卒業者数・卒業率、就職率、卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート、在学生対象・学習状況アンケートなど、エンrollment・マネジメントに係る学生の学びの実態についても「教学IR部会」が情報を収集・整理して各科に提供している。

「教学 IR 部会」が評価指標(IR 情報)として取りまとめた情報のうち、入学者数と卒業者数、全学授業アンケート、就職率、卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート、在学生対象・学修状況アンケートなどは、大学ホームページ及び大学ポータルで広く公表している。

また、令和 4(2022)年度から、卒業時にはそれぞれの学生の学習内容についてディプロマ・サプリメント(学位証書補足資料)を交付している。これは学生が 2 年間で学習した各教科群の GPA 値、卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)別 GPA 値、社会人基礎力(ジェネリックスキル)をレーダーチャートの形で表現したもので、本学の教育の質の向上を図る特徴的な活動の一環となっている。

表 10<学習成果を検証するための評価指標項目>

	入 学 時	在 学 中	卒 業 時
大 学 レベル	・入学定員充足率 ・新入生日本語能力テスト正答率 ・新入生アンケート ・社会人基礎力チェック ・「ミライのわたし」予備校進学率	・編入・学内転出入数 ・退学者数・退学率 ・授業学期制の割合 ・累積 GPA 平均値 ・累積 GPA 分布状況 ・アクティブラーニング実施率 ・在学生・学習状況アンケート ・時間外学習等行動調査 ・全学授業アンケート	・修業年限内卒業者数・卒業率 ・退学者数・退学率 ・就職率 ・国家試験合格率 ・卒業生・大学生生活満足度アンケート ・社会人基礎力チェック
学位プログラ ムレベル (学科)	・入学定員充足率 ・新入生日本語能力テスト正答率 ・社会人基礎力チェック	・編入・学内転出入数 ・退学者数・退学率 ・授業学期制の割合 ・累積 GPA 平均値 ・累積 GPA 分布状況 ・アクティブラーニング実施率 ・在学生・学習状況アンケート ・時間外学習等行動調査 ・全学授業アンケート	・修業年限内卒業者数・卒業率 ・退学者数・退学率 ・就職率 ・卒業生・大学生生活満足度アンケート ・資格取得状況 ・社会人基礎力チェック ・ディプロマ・サプリメント(OP 別 GPA) ・卒業制作展数 ・留学数 ・学外実習評価 ・栄養士養成テスト結果
授業科目 レベル	・新入生日本語能力テスト正答率	・累積 GPA 分布状況 ・時間外学習等行動調査 ・全学授業アンケート ・学習ポートフォリオ	

【各科・専攻】

<生活科学科 生活科学専攻>

学生の学習成果については、GPA 制度を導入しており、優、良、可、不認定・再試(59 点以下)で成績評価を行い、学習成果を目に見える形で具体化している。

また、本専攻では、学生の授業出席率と学校行事・科行事の出席率を集計し、その情報を生活科学科の教員で共有している。必要に応じて、出席率や学習・生活面で気になる学生への指導について協議している。2 年生の就職決定状況は教員が共有している。

各種検定試験取得の合格率は、全国平均合格率を上回ることを目標として、毎年データを取り、翌年の授業改善のために活用している。

学習ポートフォリオを活用し、学生と教員が個別で直接コミュニケーションをとれるようにしており、入学時の不安や学生生活、就職活動での悩み等を共有できるようにしている。

授業の終了時には毎回、全学授業アンケートを実施し学生の士気を測り、担当教員は個別にフィードバックする方法をとっている。また卒業時に、卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケートを実施して大学における満足度を測っている。

<生活科学科 食物専攻>

食物専攻では、学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みとして、GPA 値、単位取得率、学位取得率、免許および資格取得率、ジェネリックスキル、卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケートを用いている。教職員は教職員グループウェアで学生個人のデータを閲覧し、学生との面接記録や特記事項を記入できるようになっている。また、Web による学習ポートフォリオと教職履修カルテを導入しており、教員は個々の学生が自ら掲げた目標、経過、結果を閲覧・コメントするなど緻密な指導体制となっている。学生調査や学生による自己評価として、年 3 回、学習ポートフォリオ調査を実施し、結果の課題と改善を検討して、科での学生指導に活用している。

データ活用として、GPA 値による個別指導基準を設け、半期ごとに GPA 値を確認し、2.0 未満となった学生にはチューターによる個別指導を実施している。また、成績優秀者に対する表彰等の選考基準に GPA 値、単位取得状況、免許・資格状況、専門就職進学状況を用いている。免許および資格取得率と栄養士実力認定試験結果は、科内で共有し、現状の課題と、教育内容や指導方法の点検、改善に活用している。

また、毎年卒業予定者を対象に「卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート」を実施している。さらに令和 3(2021)年度からは、全学生を対象として学習状況を把握するための「在学生対象・学修状況アンケート」を実施している。

就職率として、就職支援部からの就職率データに加え、資格を活かした就職および進学先としての専門就職進学率を把握している。専門就職進学率は、令和 2(2020)年度における 100.0%と比較して令和 3(2021)年度では 78.6%と下がったが、令和 4(2022)年度では全員が専門分野に就職・進学した(表 14)。

<保育科>

各科と同様に保育科においても学習成果の獲得状況を測定する仕組みとして、GPA、ディプロマ・サプリメント、学習ポートフォリオを利用している。

保育士資格・幼稚園教諭免許状取得のための必修科目「保育・教職実践演習(幼)」の受講条件として「教職履修カルテ」への記入も必須となっている。学生は学期ごとの教職科目試験結果をもとに、学んだことと課題を記入している。教員は記入状況を確認しコメントを返している。

また、保育実習・教育実習先からの実習評価票も大切な評価として考えている。実習後の面接の際に成績や所見を参考に事後指導を行っている。また、実習先に対して実習後の意見交換会を開催し、実習をさらに効果的に行うための改善の資料としている。

＜言語コミュニケーション学科＞

学習成果は、客観的指標の GPA によって、半期ごとに学生、担任、チューターが確認できるようになっており、面接・学習指導の指針としている。また、2 年間の学習を終えた卒業時には、学生個々の特記事項と共に、ディプロマ・サプリメントを交付し、学生自身が、学習によって得られた内容を確認できるシステムとなっている。

この、ディプロマ・サプリメントは、各科目に対し、科目の内容が卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)6 項目のどれとどれに相当するか、という対応表に照合し、学生が 2 年間で学んだ内容をレーダーチャートの形で表現したものとなっている。

＜音楽科＞

各チューターは、定期的に担当学生一人一人の学習ポートフォリオおよび教職履修カルテを閲覧することにより、事前・事後学習を含めた学習状況の把握をおこない、Web でアドバイスをこなったり、日頃の面談に役立てたりしている。各期の終わりには GPA による学習成果を確認し、面談時に学生に適切な助言、指導を与えている。全学授業アンケートの学生による自己評価には教員からのフィードバックをしており、評価についてのコメントや改善への方策が示される。

教育実習・音楽療法実習先での評価は、電話や訪問によって聞き取り、実習とその関連科目の授業内容に反映させている。就職率と就職先の内訳を分析し、科内で共有のうえ就職指導に生かされている。

＜商科＞

学習成果の獲得状況の把握には、GPA 分布や資格試験の合格状況のほか、入学時と 2 年次に測定して卒業時に 2 年間で何がどれだけ伸びたかを示すディプロマ・サプリメントも補助的データとして役立てている。

学生による自己評価としては、学習ポートフォリオを活用している。学習ポートフォリオは学期初めに学生が学習計画を立て、期末に達成状況と自己評価を入力するもので、時間外学習の状況やサークル活動、アルバイトなど日頃見えにくい部分も多く、貴重なデータである。担任・チューターは記載内容を閲覧し、必要な指導を行っている。また、全学授業アンケートや卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケートも学生の意識を示すデータであり、参考にしている。

〔区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分 基準Ⅱ-A-8 の現状＞

「卒業生に関するアンケート調査」を実施。就職先からの評価を聴取して、その結果や指

摘された内容を基に学習成果の点検に活用している。

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

卒業時点で就職が決まらなかった学生については、その後も定期的に就職支援部より連絡を入れ就職斡旋に努めている。

卒業生の就職先を訪問し、評価を聴取している。特に継続的に学生が就職している事業所等は、校外実習先として学生の受け入れ先になることが多く、このような機会を積極的に利用し、卒業生の進路先からの評価聴取の機会としている。聴取結果は専攻内の教員で共有され教育内容及び成果の点検に活用している。

訪問先からは、卒業生に対して概ね良い評価を頂いているが、早期に離職したケースもある。その場合、何が原因だったのか、本学に対する要望はあるか、離職を防ぐために短大時代にできることはあるかなどについて忌憚のないご意見を頂くことで、在学生への教育（特にキャリア教育分野）の改善に活かしている。

＜生活科学科 食物専攻＞

数年おきに「卒業生に関するアンケート調査」を実施している。令和3(2021)年に実施したアンケート結果では、身につけておきたい力のうち、「挨拶や礼儀」「協調性」については5点満点中4.6点と高く評価され、一定の成果が現れている。一方、「基礎的な専門技術・知識」「主体的に取り組む姿勢」については5点満点中4.0点であり、知識をしっかりと身に付けてほしいとの指摘もいただいた。この結果を学習成果の点検に活用し、科目の見直しにつなげている。

＜保育科＞

保育実習・教育実習の訪問指導の際に、卒業生が就職している場合には施設長に対して卒業生の就職後の様子を聞いている。また、令和3(2021)年に行った「卒業生に関するアンケート調査」では、学生時代に身につけてほしい知識やスキルとして、「メンタル面で弱い気がする」「文章力」「リーダーシップを発揮してほしい」「チームワークの大切さを理解してほしい」「社会人としてのコミュニケーション能力」といった項目が挙げられていた。また、よくできている点として「周囲の状況に応じて自分なりに考えて行動しようとしている」「あいさつや礼儀正しさが身についており接していて気持ちがいい」「子どもたちだけでなく保護者にも笑顔で明るく接している」「後輩の指導にも積極的で自分のスキルアップのためにも努力する姿勢を感じる」と評価された。

＜言語コミュニケーション学科＞

卒業生には、主に「観光総論」、「旅行業務入門」などの授業で、現場で働く職業人として職場のリアルな状況を解説していただき、また、これを聴講する学生は自分の将来あるべき姿を想像する土台を形成する良い機会となっている。最近では、卒業して間もない卒業生が来てくれることが多くなり、在学生には刺激となっている。

また、卒業生の進路先から「卒業生に関するアンケート調査」という形で、卒業生に対する企業などの評価を集計しており、例えば「挨拶」「礼儀」や「一般常識」「教養」などを卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)と照らし合わせて学習成果の点検に活用している。

また、「卒業生に関するアンケート調査」以外に、採用担当者との会話や卒業生自身の勤務状況の報告等から得られた情報をもとに点検・改善の視点を得ている。

<音楽科>

音楽科では、一部の卒業生を対象にはあるが、卒業後の評価を聴取し結果を活用する取り組みはしている。音楽療法コースでは、実習先に卒業生が音楽療法士として勤務していることが多く、施設長や上司と直接面談して評価を聞き取っている。進路先が遠隔地である場合は、電話やメールで尋ねることもあり、聴取内容は教員の学生指導への気づきとなっている。また、音楽学部と合同で開催している「音楽療法士就職フォーラム」(備付-107)では、卒業生本人が在学生に向けて実際に勤務してみたの学習成果と、それに基づくアドバイスをを行う機会があり、これらはコースの学習成果の点検と授業内容の改善にも活用されている。

<商科>

本学で令和 3(2021)年に実施した「卒業生に関するアンケート調査」では、「問題なく仕事をしている」との回答が大多数であったが、僅かながら「指示待ちをする」との回答もあった。このアンケートは学習成果の足りない部分に気づかせてくれるものだけに、継続して実施することが課題だと思っている。

就職活動の始期に本学で実施する合同企業説明会では、参加企業に卒業生が勤務している場合、企業の採用担当者に働きぶりをヒアリングしている。先方からの回答では、高い評価よりも低い評価に注目しており、就職先での評価が学習成果の点検に貴重な判断材料となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

卒業生の進路先からの評価を知るための「卒業生に関するアンケート調査」の実施が不定期である。今後は定期的の実施する必要がある。なお、令和 6(2024)年度には企業の採用プロセスにおける学習成果の評価及び求める人材に関するアンケート調査を実施する予定である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

本学は建学精神である「自立協同」に基づき、三つの方針を掲げて教育活動を推進している。

教育課程の編成については、教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づき、各学位課程に即した授業科目を開設し、体系的に編成している。また、学生の学習を活性化

するための効果的な教育を実施することを目指し、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法を導入している。

本学では、大学祭と同日に「短大フェスタ」を開催し、学習成果の獲得状況を地域社会に披露している。各科の特性に合わせた様々な企画を教職員と学生が共に立案している。

生活科学専攻では令和4(2022)年にサステイナブルファッションをテーマに学生がリメイクした被服作品の展示を行った。また、令和5(2023)年は「可愛い巾着ポーチを作ろう」のテーマで近隣の大人から子供までを対象にワークショップを行った。また、「あおさのりスイーツ」のモニター試食会とアンケート調査は毎年実施しており、学生が企画・開発したスイーツを発表している。

食物専攻では、令和4(2022)年には、授業で作成した「果物について」のポスター(4テーマ)を展示した。さらに、上板町との地域包括連携につながる上板町版の食事バランスガイドを作成し、公開した。令和5(2023)年は、学生プロデュースのシカ肉ソーセージの試食会、ベジメーターを使った野菜摂取量測定、食品学実験のポスター発表を行った。

保育科では、午前にペンギンクラブ子育て支援イベントを開催した。学生による手遊びや絵本の読み聞かせの他、親子で楽しめるスライムやストラップづくりを行った。土曜の開催であったため、家族を伴っての参加もあり、盛況であった。午後は学生と保育者を対象に保育に関する映画「こどもかいぎ」を上演した。同年4月1日に施行されたこども基本法の趣旨に添う内容の映画であったため有意義な学びの機会となったという、声があった。

言語コミュニケーション学科では、英語の絵本の紹介とその読み方の実践を行った。

音楽科では、音楽学部と合同で「徳島文理大学ウインドオーケストラ第46回定期演奏会」に参加した。演奏会には、400名を超えるたくさんの方々に来場いただき、その中で、学生は日頃の練習の成果を発揮することができ、素晴らしい経験が自信になり、技術の向上に繋がると感じた。

商科では、「水引ストラップ作り」と「電子カルテ体験」、2種のブースを設置した。学科としてのねらいは、「ものごとを自ら考え、状況判断をすることができる」と「意欲的に自分の役割を果たすことができる」という商科の学習成果について、来場者の対応に当たった学生6人がどの程度発揮できるかであった。教員は細かい指示を差し控えたが、24名の来場者に対し状況判断をしながら自分の役割を果たすことができたことを確認した。

令和2(2020)年から令和4(2022)年はコロナ禍の影響を大きく受けたが、遠隔授業の導入と工夫によって学びの質の保証に努めた。令和5(2023)年からは従前のような対面授業中心に戻ったが、その経験を奇貨となし今後の教育活動をさらに深化させていきたい。

本学はPDCAサイクルとしての一連のプロセスを通して「教育改革」に結びつけようとしている。令和3(2021)年度から令和5(2023)年度にかけて、三つの方針の点検と見直し、履修系統図の整理、カリキュラムマップの確認などを実施している。

今後もPDCAサイクルをストップさせることなく展開し、総括的に検証することで、改善・改革を通じた一層の「教育の質保証」に取り組んでいく。

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

2年間の学びの集大成として「卒業制作展」を毎年開催している。後期授業終了後学内にて、作品を展示し学内外に広く公開している。「卒業制作」での絵画やCG作品に加え、「ブライダルドレスメイク」で制作したウェディングドレスをはじめとする各種洋服、「陶芸Ⅰ」及び「陶芸Ⅱ」での作品、「和菓子応用実習」による工芸菓子、などの作品を展示する。

技術の向上はもとより、学生の想像力、企画力、独創性、作品完成に至るまでの計画性などを涵養する機会となる。

大学薬学部研究成果である通年陸上養殖された「あおさのり」を使用したスイーツ開発に令和4(2022)年から取り組んでいる。海水温上昇により天然あおさのりが激減している中、養殖されたあおさのりの普及を目指したスイーツ開発を行うことにより地域社会に貢献することを目指した活動である。商品化に至るまで、短大フェスタでのモニター試食会やアンケート調査及び消費者まつりをはじめとする県内のイベントに参加し広報に努めるとともに改良のためのヒアリングなどを行った。発想力、自主性、協働力を深めることに繋がるものと考えている。

＜生活科学科 食物専攻＞

徳島県で問題となっている野生鳥獣被害の軽減を目指すため、シカ肉を使ったジビエ料理の開発・研究を教育課程に取り入れている。栄養学的見地から多くのメニュー開発に組み、令和元(2019)年には徳島県農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課が主催する「阿波地美栄(ジビエ)料理レシピグランプリ」において学生が考案したメニューがグランプリを受賞した。令和2(2020)年には、活動が評価され林野庁より感謝状を授与された。令和4(2022)年には、海外大学等とのオンライン交流事業に参加し、シカ肉の有効利用の活動と、本学のTABLE FOR TWO(TFT)とコラボレーションしたランチボックス提供の実践的な取り組みを紹介した。令和5(2023)年にはシカ肉ソーセージを開発商品化し、短大フェスタでの試食、学生食堂「パウゼ」でのランチ提供(TFTとコラボレーション)も学生とともにいっしょに更なる学びを深めている。

＜保育科＞

本学保育科の独自の取り組みとして「おとぎのくに」と「ペンギンクラブ」があげられる。

近隣の保育所や附属幼稚園の子どもや保育者を招待してミュージカルやブラックシアターなどを上演する「おとぎのくに」は昭和59(1984)年から続いており、保育科最大の行事であるとともに、地域の恒例の行事となってきた。1・2年生全員が参加し2日間で約1,000名の幼児と引率保育者、他学科の学生が観覧する。学生自身が主体となり、大きな行事を開催することで、協調性、社会性、責任感、達成感といった社会に出てからも大切な価値を体験できる貴重な機会となっている。コロナ禍においても招待園に感染予防対策について説明した上で規模を縮小して開催することができた。制約の多い中での開催であったが、学生にとっては行事を行う際の危機管理を学ぶ機会となった。また、多くの保育所や幼稚園から

の支援や本学保育科に対する期待を実感する機会になった。

平成29(2017)年から開催してきた子育て支援イベント「ペンギンクラブ」では学生が、絵本の読み聞かせやパネルシアターなどを上演している。保育実習で接する機会の少ない低年齢児や保護者と触れ合う機会となっており、令和5(2023)年度からは「子育て支援」の授業と関連付けて行っている。令和5(2023)年度最終回で保護者を対象に行ったアンケート調査では、学生の「絵本やパネルシアターなど」「子どもへのかかわり」等全般に高い評価を得られた(備付-108)。「子どもとたくさん遊んでくれてありがとうございました」等と感謝の記述も寄せられた。子育て支援を経験することは、保育者を目指す学生にとって貴重な機会となっている。

<言語コミュニケーション学科>

毎年、ほぼ全員に履修を奨励している「観光総論」(1年次前期)、「旅行業務入門」(1年次後期)では、空港見学やホテル見学を行い、職場の現状を体感する機会を設けている(備付-109)。また、最近では、それらの現場で卒業生が実際に働いているというケースも見受けられる。

授業内容を学科教員相互で見直す中で、令和6(2024)年度に向けて、海外の提携大学(英語圏以外でも)などで取得した単位の読み替え用として「海外語学研修」(2年次後期・2単位)の科目設置を行い、また、一般総合科目の「外国語総合科目A①～C②」のうち2科目2単位は、専門教育科目の単位にかえることができる、という条項を付け加えるなどの改編充実のための準備を行っている。これにより、英語圏ばかりでなく、韓国や中国、台湾などへの留学がスムーズに行える環境が整いつつある。

<音楽科>

本学音楽科は、2年間の学習成果の集大成として「卒業演奏会」や「卒業プレゼンテーション」を実施している。また、日々の学習の取組成果を発表する機会として、「ウインドオーケストラ定期演奏会」や「徳島文理大学定期演奏会」等様々な演奏会がある。学生たちは、このような経験をとおして音楽技術の向上はもちろんのこと、表現力やコミュニケーション能力を身につけ、人間的な成長につなげている。また、来場者から演奏に対して好評を得ており、地域貢献や音楽文化の向上に役割を果たしている。

<商科>

商科では卒業後の進路として金融機関を選択する学生が一定数いる。学習する際の目標として検定資格は学生にとって分かり易い。そこで、令和5(2023)年度よりファイナンシャルプランナー3級の資格取得対策講座を開講した。資格合格のハードルが低くないため受講者が少ないと想定し、対象年次を1年生と2年生の両方にした。ところが、予想に反して2年生の半数以上が受講、1年生も数人が加わった。2年生にとって就職活動との両立が求められるため数回の欠席が余儀なくされる状態だったが、授業態度は極めて真剣だった。資格取得に繋がったのは1名だけだったが、銀行内定者は授業で学んだことをその後、活かすことが可能となった。

商科の学生の 3 分の 2 は、医療事務の学習を目的として入学しており、地域の医療機関から人材育成を期待されている。卒業生の就職先の一つが地元の総合病院であり、机上の学びだけでなく医療現場の見学をお願いしたいと依頼し、令和 5（2023）年に初めての病院見学が実現した（備付-110）。院内の施設の見学や職員の方々との交流、卒業生の活躍ぶりなど、大学内では決して体験できない貴重な学習機会となった。

〔テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援〕

＜根拠資料＞

提出資料

1. 2023 年度大学案内、2. 2024 年度大学案内、4. キャンパスガイド-学生生活と履修の手引き-2023-、16. 2023 年度オリエンテーションガイド、17. 2023（令和 5）年度入学試験要項、18. 2024（令和 6）年度入学試験要項、19. 2023（令和 5）年度総合型選抜入試要項、20. 2024（令和 6）年度総合型選抜入試要項、21. 2023（令和 5）年度指定校制推薦入試入学試験要項、22. 2024（令和 6）年度指定校制推薦入試入学試験要項、23. 2023（令和 5）年度スポーツ・音楽特待生入試入学試験要項、24. 2024（令和 6）年度スポーツ・音楽特待生入試入学試験要項、25. 徳島文理大学徳島文理大学短期大学部入試ガイド BOOK2023、26. 徳島文理大学徳島文理大学短期大学部入試ガイド BOOK2024

提出資料—規程集

6. 事務組織規程、8. 文書保存規程、13. 徳島文理大学短期大学部学則、125. 就職支援委員会規程

備付資料

57. 令和 3 年度就職概況、58. 令和 4 年度就職概況、59. 令和 5 年度就職概況、60. 令和 3 年度実施卒業生に関するアンケート調査、62. 令和 5 年度全学授業アンケート、67. 卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート、68. 短期大学での学びと卒業後の状況に関するアンケート、111. オープンキャンパス関係資料、112. 2023 年度大学案内【提出-1】、113. 徳島文理大学徳島文理大学短期大学部入試ガイド BOOK2024【提出-26】、114. 短大の魅力発見。2024、115. 短期大学部入学前教育の概要、116. キャンパスガイド-学生生活と履修の手引き-2023-【提出-4】、117. 2023 年度オリエンテーションガイド【提出-29】、118. 学務システム、119. 教職員グループウェア／学生情報、120. 前期・後期成績一覧表、121. 令和 5 年度在学生対象・学修状況アンケート、122. 2023（令和 5）年度入学試験要項【提出-17】、123. 令和 5 年度科目等履修生要項、124. 令和 5 年度社会人特別聴講生募集要項、125. 令和 5 年度クレイアート特別聴講生募集要項、126. 2023 韓国・壇国大学夏期韓国語短期留学募集要項、127. 2023 年度オーストラリアグリフィス大学夏期短期留学募集要項、128. 2023 年度カナダ・ランガラ大学夏期短期留学募集要項、129. 韓国・水原大学春期韓国語短期留学募集要項、130. 2023 年度春期台湾短期留学募集要項、131. 2023 年度香港伍倫貢学院（UOWカレッジ香

港) 春期英語・中国語短期留学募集要項、132. 2023 年度オーストラリアグリフィス大学春期短期留学募集要項、133. 2023 年 4 月入学外国人留学生のための入学試験要項、134. 2023 年 4 月入学 2023 年 9 月入学 2024 年 4 月入学外国人留学生のための指定校推薦入学試験要項、135. 2023 年 4 月編入学 2023 年 9 月編入学 2024 年 4 月編入学外国人留学生のための編入学試験要項、136. 学習状況調査、137. 保護者会、138. 150. 151. 163. 167. 徳島文理大学ウェブサイト、139. Google Classroom 利用方法の掲載、140. クラウドを活用した情報共有、141. 新入生アンケート、142. 学生指導・支援協議会規則、143. 人権教育推進委員会規則、144. ハラスメント防止対策委員会要項、145. クラブ委員会規約、146. 体育・文化功労賞、147. クラブ活動費の配分について、148. 山城祭ポスター、149. 学生と学長との懇談会、152. 「ミライのわたし」予約型応援奨学金パンフレット、153. 「高等教育の修学支援新制度」特別措置、154. 学生支援 GO TO EAT チラシ、155. 2023 年 AED 救急法・熱中症対策講習会、156. 第 13 回「特色ある教育・研究」全学発表会報告(5~8 項)、157. 令和 5 年度 学生生活に関する学長との懇談会について、158. N1 対策講座、159. 徳島文理大学における障がいを理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領、160. 基本的考え方及び留意事項、161. 障がいのある学生支援委員会、162. 障がいのある学生に関する研修会の開催、164. 長期履修学生の納入金についての内規、165. 学科別就職説明会資料、166. インターンシップ推進委員会規則、168. 2024 年 2 月学生と企業等との交流会関係資料、169. 就職活動の手引き、170. 教員・保育士養成対策委員会規約、171. 公務員試験対策講座実行委員会要綱、172. 音楽科 Instagram、173. 就職支援協定について、174. 退学者防止対策検討委員会要項、175. 保育・教育実習に関する規定

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

- ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

三つの方針については、平成 28(2016)年の中央教育審議会の答申に従い、全学教務委員会及び各科において検討・見直しを行うとともに、シラバスの再点検も行っている。

授業担当者だけでなく、各科内にシラバス点検担当者を置き相互チェック体制により、到達点を「知識・理解」「技能・表現」「思考・判断」「関心・意欲・態度」の4つの観点別領域に分けて記述する、評価方法についても定期試験や随時テスト、レポートなどを加味したうえで評価割合(%)を記載する、さらにオフィスアワーの記載を義務づけるなど、全面的に改良を加えるなど、改善を図っている。

単位認定については、キャンパスガイドの「履修要綱」を踏まえて事前に成績評価基準を公表した上で、教員は全ての授業科目において評価の方法と評価割合(%)をシラバスに明示しており、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

成績評価については、学則(提出

ー規程集 13)で定め、キャンパスガイドの「試験・成績評価」欄に成績評価と得点、GP との関係に掲載するとともに、本学ホームページにも明記することにより、学生をはじめ保護者、社会等にも広く周知している。

各科目の成績評価は 100 点法によって評価し、60 点以上を合格、59 点以下を不合格としている。

学習成果を示す指標として、その学期に履修した科目から算出した「当期 GPA」、その学年に履修した科目から算出した「年間 GPA」、入学後の全ての学期で履修した科目から算出した「累積 GPA」の3種類の GPA を成績通知書に記載している。

教員は、これらの指標により学習成果の獲得状況を評価することで、学習成果の獲得状況を適切に把握している。また、担任並びにチューターとして、担当する学生の学習成果獲得状況や出席状況については、教職員グループウェア(備付-119)で確認・把握し、各科会議等において情報を共有している。

本学では、授業改善のための基礎資料を収集する目的でアンケート形式により学生の授業評価を実施してきた。また、平成 25 (2016) 年度からは、学生による授業評価と評価結果に対する授業担当教員によるコメント及び翌年度授業への対応の記載など、学生と授業担当教員の双方が関与するハイブリッド型の授業アンケート方式を導入し、現在まで継続している。

さらに、FD 研究部会(備付-51)による全学授業アンケートの再検討が行われ、令和元(2019)年度からは、「学生自身の学びの振り返りと自己評価に基づく学習態度・方法の改善」「受講生全体の自己評価の確認に基づく教員の授業内容・方法の改善」この2つの改善点を加えた

全学授業アンケートとして実施している。

学生に対しての履修及び卒業に至る指導についてはクラス担任やチューターが中心となって適切な指導を行っている。

教育目的・教育目標の達成状況については、学習ポートフォリオや「学習状況調査」（備付-136）等によって把握している。

入学時の履修登録の際には履修登録内容の確認や指導を徹底している。学生の出席状況や面談記録等は教職員グループウェアを通じて教員間で情報共有が可能であり、必要に応じて適宜指導を行うことが可能である。場合によっては、保護者会（備付-137）や保護者面談等によって家庭と連携・協力しながら卒業に至るまでの指導を行っている。

事務職員は履修登録や成績管理を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。特に、教務課では成績と単位認定の状況を取りまとめ学生に提供することにより、学生が自分の学習成果を認識して学習成果の獲得に前向きに取り組むよう支援している（提出-規程集 6）。

本学の教育理念と卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）については、大学ホームページ（提出-13）及びキャンパスガイドによって学内で広く共有されており、事務職員はその内容を十分理解した上で、学習成果の獲得状況を確認し、教育目的・目標の達成状況を把握している。

教育目的・目標の達成状況については、教務課で成績と単位認定の状況を把握している。

履修については、本学履修要綱に基づいて、教務課及び学生支援課で学生の相談に応じたり、資格取得に向けて適切な履修ができるよう支援したりしている。特に、学生支援課では各科担当の事務職員がおり、学生一人一人のニーズに応じた学生支援を行っている（提出-規程集 6）。

また、進級及び卒業認定については、学部事務課の事務職員が学生の学習成績及び単位修得状況を把握して資料を作成し、学部教授会で円滑に認定が行えるよう努めている。

学生の成績記録については、「学校法人村崎学園 文書保存規程」により、指導要録及び成績簿は永久保存とされており、学内の耐火金庫で厳重に保管されている（提出-規程集 8）。

また、成績簿はPDF化され、成績証明書として就職・進学及び資格申請の際に活用されている。

資格取得のために必要な臨地校外実習（保育所実習・施設実習等）については、教育研究支援課の事務職員が実習先との日程調整や事務手続きを行っており、各種検定についても検定料の集金や検定協会への申込み、学内で実施する場合の会場設営など、資格取得のために必要な支援を行っている（提出-規程集 6）。

基礎学力の向上及び就職試験対策については、全学共通教育センターにおいて、学力充実・教員養成・公務員試験対策講座を実施し、事務職員が学生の学力や進路希望に応じた対策講座への参加を勧め、きめ細かな支援を行っている。

図書館には、Wi-Fi が完備しており、常設のデスクトップ PC に加え、貸出用ノート PC を設置するなど、ICT 環境が充実している。また、グループ学習に最適なラーニング・コモンズやミニ・セミナールーム、AV ホール、全学生の出身県の地方新聞を読むことができるブラウジングコーナー、約 2,000 冊の外国の絵本を原著で楽しめる絵本ライブラリーなどを

設置しており、学生の利便性を向上させている。

学内には、6ヵ所のパソコン室に学生用コンピュータを備えており、教職員は幅広い授業に活用している。また、教職員には1人1台の業務用PCがあり、教職員グループウェアや学生ポータルサイトを通じて大学運営に関する業務や学生支援に活用している。

情報センターでは、コロナ禍における遠隔授業の実施に伴って、Google Classroomを使用した授業方法を全教職員へ指導するとともに、Google Meet、Zoom、Microsoft TeamsなどWeb会議ソフトの利用を希望する教職員の相談に応じた。また、必要な学生にはノートPCを貸し出す(備付-138,3頁)とともに、スマートフォンを利用したGoogle Classroomの利用方法を学生ポータルサイトに掲載(備付-139)し、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

さらに、学生と教職員だけで行われた入学式や卒業証書・学位記授与式を遠隔配信するサポートを行うとともに、大人数になる授業を分散するため、複数教室へ同時に動画配信を行うことができるネットワーク構成機器(Wi-Fi利用)及び回線の更新、整備にも務めている。

また、令和4(2022)年3月、古くなったパソコン(マルチメディア室、メディアラボ、23404教室、CAD室の4教室)の更新を行い、学生がより充実した機器で学習できる環境を整えた。

【各科・専攻】

<生活科学科 生活科学専攻>

シラバス(提出-8)に示した評価方法に基づき学習成果の修得状況を評価している。また、学生による授業評価は、毎学期末に、全ての学生に対して全学授業アンケートを実施し集計結果は科目ごとに各担当教員へ知らされ、今後の授業改善のために使用される。

また、担当教員はアンケート結果を受け、学生へコメントを入力しフィードバックしている。

<生活科学科 食物専攻>

シラバスには、科目ごとに成績評価基準を記載し、総合的に学生の成績評価を行っている。学生の個人成績や全体の動向については、担任教員が把握し、面接等を通して指導の一助としている。学生による全学授業アンケートに対しては、さらに良い授業となるよう教員コメントを学生対象として報告するとともに、自己管理の方法としてより良い授業を目指すこととしている。栄養士免許取得のための科目は、食物専攻専任教員の担当がほとんどであり、科会議を通じて教育内容を精査し、資格取得に必要な科目の履修において、十分な対応が出来るよう図っている。実習・実験科目が充実しており、技術や技能の上達に寄与している。2年次前期の給食運営管理実習(校内)で、栄養士業務の基礎を培い、2年次後期の給食運営管理実習(臨地実習)においては、施設業務において栄養価計算ソフトが導入されたパソコンを使った献立作成や、栄養指導に関する資料製作を実施するなど、体験学習により応用部分としての内容を担っている。2年次後期の放課後に、専門教育科目の補習を実施することにより、さらに知識を深め、卒業後、社会において即戦力になれるよう指導を行っている。

<保育科>

シラバスに関しては、学生が保育者としての実践力を高めることができるよう、学生による全学授業アンケートや前年度の達成状況、社会の要請等に基づき各教員が毎年度内容を精査して作成すると共に、記入項目の確認や学生にとってのわかりやすい表現を意識して科内教員で分担して確認をしている。履修及び卒業に至るまでの指導は、クラス担任・副担任が中心となって履修登録等の確認をしており、不備のある場合は個別に対応をしている。また、修学に関わる情報は担任より事前に連絡をするとともに、課題が見られる場合は個別に対応をして充実を図っている。出席状況や授業参加態度等で課題が見られる学生に関しては科会議で語り、科内教員全体で共通理解して関わり、課題の軽減を図っている。保育科では子育て支援イベントや外部講師を招いた実践的な授業を行うなど、保育者としての実践力をより高めることに繋がる取り組みを実施しており学生の修学意欲や保育者としての資質の向上を図っている。

<言語コミュニケーション学科>

本学において、成績評価は試験〇%、提出物〇%のような基準を各シラバスに明示することが義務付けられて、これにより学習成果の獲得状況を評価し適切に把握している。また、学生による授業評価を必ず学期終了後に行うことも義務付けられており、各自が授業改善に活用している。また、「プレゼンテーション演習Ⅰ」、「同Ⅱ」など、担当者が異なる場合、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。学生の履修登録の指導を通して、どの分野を当該学生が強化したいか、また、目標の達成状況を随時把握することにより、卒業までの指導を行っている。

<音楽科>

むらさきホールをはじめとする、音響に配慮した3つのホールやオーケストラ室・合唱室などを活用して授業や演奏会を実施している。日々の練習にはピアノを設置した練習室を用意し、思う存分練習できる環境を整えている。他の資源については、学内LANを利用して、教員と学生間でクラウドを活用した授業や情報共有を行っている(備付-140)。1階には音楽事務室が配置され、職員に気軽に質問をしたり、グループで利用する部屋の鍵を借りたり、備え付けられているコピー機でコピーをとったりと学生生活を支えている。このようにして得られた学習成果については、成績通知書やGPAをもとに、チューターが個々の達成状況を把握することに加え、学生並びに保護者会出席の保護者との間でも互いに確認を行っている。

<商科>

教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

学習成果の獲得状況は、成績評価のほか、検定試験の状況や就職活動への取り組み状況まで、適宜把握に努めている。年2回実施される全学授業アンケートは、授業に対する学生の姿勢や気持ちを知る上で重要であり、授業の改善に活用している。科目名が異なっているものの、

授業内容に関連性や類似性が認められるケースがある。このため、授業担当者間での意思疎通や協力を適宜実施している。商科の教育目的は学則に明記されており、教員はその内容を把握し、学生を評価している。教員の学生に対する学習成果の獲得に向けた指導は、履修から卒業に至るまで懇切丁寧に行っている。

以上のとおり、商科の教員は学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

手続きを終えた入学予定者に対し、本学での専門教育が円滑に受講できるように、入学するまでの4ヶ月間、eラーニングシステムにより、自宅のPCやタブレット等を使用し、国語、数学、英語、社会、理科の基礎学力の充実のための入学前教育を実施している。また、eラーニングシステムは、入学後も、学内のPCをはじめ、学外のPCやタブレットから利用でき、各自の課題に応じて自主的・主体的な学習を支援している。

新入生に対して入学直後に「新入生アンケート」を実施している（備付-141）。進学決定理由や決定時期、短大教育への期待、資格取得意欲などを質問し、学生の短大に対するニーズを把握することによって効果的な学生支援を行うことを企図している。

新入生に入学後2日間のオリエンテーションを実施している。学生間の親睦を深めたり、教員と学生の心理的な距離を縮めるなど、新入生の新しい人間関係の構築をスムーズに行い、大学生活のスタートに対する不安感の払拭に努めるべく、入学後間もない時期に「新入生セミナー」を開催している。令和元(2018)年度までは、1泊2日の宿泊セミナーとして開催してきたが、令和(2019)年度からは1日のみの日帰りのセミナーとして計画されたが、令和2(2019)年度、令和3(2020)年度ともに、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、中止となった。

「オリエンテーションガイド」「キャンパスガイド」を用いて、各科ごとに大学での生活や学びについての全体的な説明、各科での履修方法や資格取得などについての説明と、Web 登録を教職員総員で指導している。

入学時のオリエンテーションにおいて、学生が希望する進路や興味・関心に応じた学習が行えるようにするため、履修すべき授業科目のモデルを示し、学生の履修登録の作成の援助を行っている。

学習支援のための「オリエンテーションガイド」「キャンパスガイド」を発行している。新入生対象基礎学力診断テストを実施し、結果を学生及び各科教員に返却し、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

全学共通教育センターでは、一般総合科目の支援を目的として、日本語、数学、物理、化学、地学、音楽、簿記等の「学力充実対策講座」を開設し、学生の基礎学力の充実を支援している。また、基礎学力の不足を感じる学生に対しては、SA 制度の活用を奨励している。教員採用・公務員試験に対応するうえで欠かせない基礎学力を全学部共通で向上させる講座も開講しており、これらの支援は、学生の学習意欲向上と人間形成に役立っている。

語学センターでは、TOEIC や HSK(中国政府認定の中国語資格) の学内受験を通じて、学生の語学資格の取得を可能としている。自分のレベルと目標に応じた教材の貸出や相談に応じ、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

教育の質を保証するため、学習ポートフォリオと教職履修カルテを導入している。両者を担任・チューターと学生の面談の好機と捉え、就職・教職をめざした2年間の見通しもった取り組みができるように指導している。

各科教員は学生の出席状況を定期的に確認し、必要に応じて学生と面談を行うとともに、面談記録や成績を教職員グループウェアにより情報共有し、学生指導に活用している。

本学では、教員と学生のふれあいを大切にし、1年次よりチューター制を採用するとともに、入学時より学生の個性や多様性に配慮した的確な支援を行っている。

本学では、学生が教員に質問や相談を行えるオフィスアワーを、全ての教員が設定し、シラバスで公表している。また、各科において、学生の質問に教員が柔軟に対応しており、学生は、講義の空き時間等を利用し、各教員を訪問し指導を受けている。

また、学生支援課に、「なんでも相談窓口」を設置し、履修の仕方、授業の形式などでの戸惑いや不安を感じる学生に対応し、臨床心理士や専門機関との連携窓口としての役割も担っている(提出-16, 25 頁)。

通信による教育を行う学科・専攻課程はない。

進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮については、教員が個別に行う事例が散見される程度であり、組織的に行ってはいない。

本学は、個々の事情によって、海外留学可能な時期・期間が極めて多様であり、長期の留学が困難な学生も多い。このため、学生が留学しやすいように、短期留学を中心に、時期・内容の多様化を図ってきた(短期留学は、平成 29(2017)年度 6 プログラムから順次強化し、令和 5(2023)年度には 10 プログラムとした)。

短期留学は、コロナ禍が落ち着きを見せ始めた令和4(2022)年度には、いち早く再開し、同年度2名、令和5(2023)年度5名が参加した。

長期派遣は、制度としては可能にしているが、2年間の短大期間においては、事実上参加が難しく、かつ、コロナ禍の影響もあり、令和2(2020)年度以降の派遣実績はない。

また、コロナ禍、外国留学が困難である状況下、代替策としてのオンライン研修を令和3(2021)年度9月から2プログラム導入し、新型コロナウイルス感染症の5類相当への移行後も継続実施中である。

令和元(2019)年度以降の海外派遣実績は、表11のとおりである。

表11＜海外派遣等実績＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
長期海外派遣	1	0	0	0	0
短期海外派遣	2	0		2	5
オンラインプログラム参加			5	3	6

留学生の受入に関しては各科とも正規生の受入を行っているが、令和3(2022)年度の卒業生以降、正規生の入学はない。一方、令和4(2022)年から1年間、台湾の協定校から1名、令和5(2023)年には半年間、同じく台湾の協定校から1名の交換留学生を受け入れている。

本学では、学習成果の獲得状況を把握するために、「全学教務委員会」の下部組織として「教学IR部会」を設置し、アセスメントプランに基づいた教学IR情報として量的・質的データを収集・整理している。このデータに基づき、「全学教務委員会」、「全学共通教育研究部会」及び各科で学習支援方策を点検している。

〔区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、校友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。

- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

本学は学生に寄り添い、学生に対する支援の充実やサービス機能の向上を目的として、学生部に学生支援課、保健センター、学生寮を所管する組織が設置されている。学生支援課では、学修支援、学生生活支援、課外活動支援、経済支援、各種証明書発行等の業務を担っている（提出-規程集 6）。

教員と事務職員との連携強化を図るため、各学部の教職員から選出された委員と事務職員で構成された各種委員会を設置している。そのなかでも「学生指導・支援協議会」（備付-142）、「人権教育推進委員会」（備付-143）、「ハラスメント防止対策委員会」（備付-144）では、多様な学生のニーズを踏まえつつ、教員と事務職員が相互に連携し、学生サービスの向上や学生の安全・安心に努めている。

本学では学生の多様化が進み、様々な支援を必要とする学生が増え、学生支援の重要性がますます高まっていることから、令和 5(2023)年度に、合理的配慮の提供等、ワンストップ型の「なんでも相談窓口」を設置し、専門的な機関とのコーディネート機能を持たせ、大学生活や学修、生活全般の相談に応じ、学生が学びやすい環境づくりに努めている（提出-16, 25 頁）。

本学における「クラブ委員会」は、クラブ委員会規約に基づき学生主体で運営されており、体育部・文化部・郷土芸能の 3 部門で構成されている（備付-145）。

令和 5(2023)年度のクラブ活動は、体育系 18 部、文化系 14 部、同好会 11 部、郷土芸能 3 部から構成され、一部で学外より専門の指導者を招聘し活動している（提出-4, 81 頁）。特に、郷土芸能振興のため、阿波踊りの「徳島文理大学連」、沖縄県人会エイサー団体の「ニライカナイ」、高知県人会によるよさこい踊りの「TOSAMONO」の 3 部の活動を積極的に支援している。顕彰制度として、学則第 66 条の規定に則り、毎年、学業その他の活動において優れた成果をあげた学生を表彰している（提出-規程集 13, 備付-146）。

各クラブ活動は施設・設備面での支援、経済的支援、人的支援、物的支援等により維持されている。学生の運営する「クラブ委員会」はクラブ委員会規約に基づき委員長が中心となり、クラブ活動費を円滑に配分している（備付-147）。

また、学園祭（山城祭）は、学生主体の「山城祭実行委員会」が中心となり企画・運営し、地域と連携した活動を進めている。計画・立案段階では、学生部職員も加わり、本学独自のイベントを企画するなど積極的に参加している。令和 2(2020)年から 3 年間、新型コロナウイルス感染症拡大のため様々な活動が制限されていたが、令和 5(2023)年度より通常の開催となった（備付-148）。本学の各科の特徴や地域と連携した研究成果を広く知ってもらうため、令和 4(2022)年度より山城祭期間中に、「短大フェスタ」を同時開催している。

学生の居場所づくりとして、各号館にラウンジが設けられており、令和 4(2022)年、7 号館 1 階にコモンズルームを設置、2 号館、7 号館と 9 号館、体育館前には自動販売機が設置されている（提出-16）。体育館前の自販機は、「学生生活に関する学長との懇談会」において、電子マネーが普及され、現金での購買方法に不便を感じている学生からスマートフォン対

応の自販機にしてほしいとの要望があり、さらに、災害時に対応した自販機を外部に置くことで地域の住民の避難時の対応も可能となっている(備付-149)。学内では、Wi-Fi が完備されており、学生全員に配布されているメールアドレスを使ってメールや学生ポータルサイト等にアクセスでき、様々な情報収集・緊急連絡等に役立っている。

25 号館には、コンビニエンスストア（ファミリーマート）とカフェ（カフェ・ロティ）、JTB、銀行 ATM が入っており昼休みなどは大勢の学生が利用している。令和 4(2022)年、25 号館 2 階に、無料で利用できる学生専用コピー機を設置した（備付-150, 5 頁）。

また、8 号館には、令和元(2019)年 11 月に鉄筋 2 階建てのトレーニングセンターが新たに完成し、健康の保持増進からアスリートの競技力向上まで、学生・職員のあらゆるニーズに応えられるよう、エアロバイクやランニングマシンをはじめ、壁面が鏡張りのストレッチエリアとリフレッシュエリアを設け、トレーニング活動やサークル活動に活用されている。センター内には、更衣室、シャワールーム、オーディオ設備等を完備し、学生のサポートスタッフ等を配置し、プログラムの充実と安全確保に務めている(提出-4, 75 頁,)。

学生寮については、徳島キャンパス隣地に定員 50 名の女子寮を完備し、寮長・寮監が常駐し学生の生活を支援している。民間宿舎の紹介に関しては、大学のホームページに資料提供をしている(提出-4, 85 頁)。

また、交通手段の支援として、授業時間に合わせて徳島駅と大学間をスクールバス 2 台が定期運行（1 日に 11 往復）している(提出-16, 26 頁)。自家用車通学の学生については、専用駐車場を 3 ヶ所（合計 168 台）備えて、10 キロメートル以遠で公的交通機関が不便な地域に居住する学生に対し許可している。駐輪場については、5 ヶ所備え、学科の授業が行われるエリアに近い場所を指定している(提出-16, 27 頁)。

大学案内(提出-1)や大学ホームページ(備付-151)などを活用し、学生に経済的負担を減らす方法として奨学金制度の利用を紹介し、学生支援課が相談窓口を務めている。

本学での主な奨学金としては、日本学生支援機構奨学金、学部関係奨学金、地方公共団体、民間育英団体などの奨学金に加え、本学独自の「村崎さい奨学金」や「就学支援奨学金制度」も設けている(提出-4)。令和 4(2022)年度より、新たに「ミライのわたし」予約型応援奨学金制度をスタートさせた(備付-152)。この奨学金制度は、本学の建学精神に基づき、本学での学びに強い意欲を持ち、自分の将来像について真剣に考える学生に対し、その実現に向けた支援を行うことを目的としており、保護者の収入等の経済的要件を問わない制度としている。

令和 2(2020)年度より実施された「高等教育の修学支援新制度」を利用する学生で、学費納入期の延長を願い出ている学生には、特別措置として納入額の補填を行った(備付-153)。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症が広がり、学生と保護者が経済的に困窮する事態がみられたため、学業の継続を支援する目的で、全学生を対象に、一律 5 万円の特別奨学金を支給した。また、授業の大半が遠隔授業となったため、実家や下宿に PC を所持していない学生を対象に、PC の無償貸与を行い修学支援を行った(備付-138, 4 頁)。

アルバイトの減少で経済的に困窮している学生に対しては、日本学生支援機構から出される緊急給付金の連絡を迅速に行うことで、多くの学生に経済的支援を行うことができた(備付-150, 5 頁)。

学生食堂では、ひとり暮らしや遠距離通学等で朝食を抜きがちな学生に、栄養バランスの良い朝食を提供することにより、規則的な生活リズムを確立し、勉学への意欲を高めてもらおうと保護者会の協力のもと、平成 26(2014)年より 100 食限定の「100 円朝食」を実施している。令和 3(2021)年度からは、「100 円カレー」、「50 円うどん」が追加された(提出-16, 33 頁)。

さらに、令和 2(2020)年には、日本学生支援機構から企業の寄付による困窮学生への支援事業を受け、学部生・短大生を対象に学生食堂の「テイクアウト昼食チケット」を、3,250 枚配付し、学生の食生活を支援した(備付-154)。

学生支援課では、経済的支援の必要な学生や社会性を身につけたい学生に対して、アルバイト情報の提供を行っている。ただし、大学生活や学修に負担のない職種や内容、時間帯等を考慮し、慎重に取り扱っている(提出-16, 33 頁)。

学生及び教職員などの健康管理に係る企画・立案、健康診断、保健指導の実施、学生の修学、対人関係その他、生活上の諸問題等に応じることを目的に「保健センター」を設置し、養護教諭免許を有する常勤職員 2 名が配置されている(提出-規程集 6)。

保健センターの診察室と静養室及び処置室には、ベッド、外傷用医薬品等が常備され、学生が負傷、体調不良などを訴えた際に処置する場となっている。また、保健センターでの業務を実施記録としてまとめ、学内部局に配布し、情報共有を図っている。学生の健康状態は、入学時に健康診断を実施するとともに、学生が自ら常に健康チェックができるよう血圧計、身長計、体重計を常設している(提出-16, 35 頁)。

AED(自動体外式除細動器)を全ての施設(19ヶ所)に設置し、併せて設置場所については合同教授会等を通じて、学生・教職員に周知している(提出-16, 39 頁)。また、毎年日本赤十字社指導員あるいは校医、臨床工学科教員の指導のもと、教職員や学生に対し AED 講習会を開催し、心肺蘇生法を学び救命救急に対応できる体制を整えている(備付-155)。

「学生相談」は学生の人間形成を促すものであり、学生支援の基盤の一つとして機能するよう、すべての教職員とカウンセラーとの連携・協働による相談体制の充実に努めている。特に、学生のメンタルヘルスに関する相談の増加に対応するためカウンセリング室を設置し、令和 5(2023)年度からは、臨床心理士 3 名によるカウンセリングを、週 5 日間行っている(提出-16, 35 頁)。

また、多様化する学生の現状や学生期の課題を念頭に置き、入学直後の一斉面談や日常的な面談を担任・チューターが行い、その面談記録を学生支援課の窓口業務職員等で情報共有できるシステムを構築するなど、学生の個別ニーズに応じた大学全体の支援力の強化を図っている。

授業に関する質問や要望に加え、進路、対人関係、家族、心身の不調等、様々な問題について相談を受け、内容によっては、保護者との面談も実施している。また、必要に応じて、スクールカウンセラーに相談し、問題解決に努めている。

本学では、日常的な教育相談による支援が効果的に機能するよう、教職員の立場に応じた研修、情報交換及び提言、基礎となる研究(ピアサポート)などの機能の向上を図っている(備付-156)。

学生の意見や要望については、2 号館入口、7 号館 1 階入口、9 号館 1 階ホールに改善意

見箱を設置し対応している。集められた意見は学生部が管理し、学長名で回答した文書を学内の掲示板に掲示することで、学生に周知している。また、令和4(2022)年度から学生の意見を反映させた教育内容・方法の改善や学生生活の質の向上を図ることを目的として、「学生生活に関する学長との懇談会」を年2回開催している。各科の代表者から提案された意見、懇談会の結果については、すべての学生にフィードバックするとともに、より良い大学を作り上げるための改善と運営に努めている(備付-157)。

文化・習慣の違う異国で学生生活を送る留学生にとっては、適時適切な支援が必要になる。本学では、様々な部署が親身になって学生の支援ができる体制を整えているが、留学生にとっては複雑なシステムである。このため、国際交流課が窓口になって必要であれば関係部署と連携して留学生を支援できる態勢を整えている(提出-規程集6)。

国際部には、韓国語・中国語・英語を母国語とする職員を配置しており、在籍する留学生が、母国語又は第二言語で相談できる体制を整えている。

また、日本語教育については、N1対策講座を開設し、希望者が受講可能としている(備付-158)。

本学では、「社会人のための入学試験」(提出-17~18)を実施し、積極的に社会人学生を受け入れる体制を整えている。また、社会人学生が在籍する場合は、科目の履修等について、社会人学生の状況に応じて個別に対応することになっている。

令和4(2022)年、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた「合理的配慮提供に関するワーキンググループ」を立ち上げ、本学の推進体制や基本的な方向性の議論を行い、「徳島文理大学における障がいを理由とする差別解消の推進に関する職員対応要領」(備付-159)、「基本的考え方及び留意事項」(備付-160)を策定し、「障がいのある学生支援委員会」(備付-161)を設けた。令和5(2023)年には、外部から講師を招き、全学的な研修会を行い、職員への共通理解を図った(備付-162)。

令和5(2023)年度より、学生部に「なんでも相談窓口」を設けるとともに、大学ホームページにおいて、窓口の紹介、合理的配慮の提供実施の流れ、申請書等を掲示し、本学における障がいのある学生の支援が円滑かつ適切に行なわれようように努めている(備付-163)。

障がいのある学生に対する必要な支援内容や設備については、「障がいのある学生支援委員会」を設置し、関係各組織と協議し、個別の支援体制を整えている。

学則第59条に長期履修学生について規定し、長期履修学生は4年をこえて在学することができ、長期履修学生が卒業のために必要な単位として登録できる1学期あたりの単位数は、12単位を限度とすると定めている。また、「長期履修学生の納入金についての内規」も定めている(提出-規程集13, 備付-164)。

平成28(2016)年度より、徳島県、徳島大学と連携し導入した「とくしまボランティアパスポート」制度を活用し、多くの学生が社会的活動に参加している。この制度は3段階に分かれており、初級編の緑のパスポートは、一般総合科目(ボランティア)の単位として認められている。緑のパスポートを修了しさらに40時間以上のボランティア活動を終了すると中級の赤のパスポート(学長表彰)、赤のパスポートを修了しさらに40時間以上のボランティア活動が修了すると上級の青のパスポート(知事表彰)と移行する制度となっている(提出-16, 32頁)。本学の学生と教職員を中心として毎月1回、徳島市のアドプトプログラム活

動「みちピカ事業」として本学周辺道路の清掃活動を継続実施している。

〔区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

就職支援部では各科の担当者を決め、入学時から担任等と連携して学生の就職支援を行っている。大学と違い2年間という短い学生生活となるため、学生が入学してまもない4月に全学科で就職説明会を行い、最近の企業等の採用動向や就活スケジュール、業界・企業研究の進め方などについて説明し、入学が同時に就活のスタートであるという認識を待たせるように努めている(備付-165)。また、より効果的な支援を進めるため、学長を委員長として全学的な機関として「就職支援委員会」(提出-規程集 125)を設置し、活動を総括し検証を行うとともに、支援の在り方に関する協議を行っている(備付-51)。

さらに、学生が就業体験を通して職業意識の高揚や学習意欲の向上、さらには人間的成長を促す効果が期待されるインターンシップ等の円滑な活動の推進を図る事を目的として、「インターンシップ推進委員会」(備付-166)を設置し、インターンシップ等への取り組みを推進している。インターンシップ推進委員会では、学長を委員長として各学部・事務部局を代表する教職員がインターンシップ等の総括・検証を行うとともに、活動の在り方に関する協議や連絡調整を行っている。なお、インターンシップ等には令和4(2022)年度、本学より1day 体験を含め延べ32人が参加した。

就職支援のための施設としては、相談室、相談コーナー、面談フロア等を設けている。また、学内掲示板および冊子綴りによる情報提供を行うとともに各種就職模擬試験、各種公務員模擬試験の実施、図書・資料の収集と貸出、就職先企業名一覧や過去の就職試験問題の提供なども行っている。なお、求人情報提供の利便性を向上させるため、就職支援システム「求人受付NAVI」を導入している。このことで、学生・保護者・教職員が、学内はもちろん学外から常時検索が可能となっている(備付-167)。

就職支援部の職員は8名で構成されている。主たる業務は、各種就職ガイダンス・セミナー、就職試験対策集中講座、学内・外企業説明会(合同、単独)、就活バス、各種就職模擬試験、各種公務員模擬試験の実施、求人票などの就職に関する情報の提供、就職統計、過去の就職試験問題などの整備、求人開拓のための企業訪問、担当者による各科別就職説明会や就職相談の実施、卒業生への就職相談・就職支援などである(提出-規程集 6)。

年間の大きな行事として「学生と企業等との交流会」を、2月～3月を中心に、オンライン参加も含めて約200社規模で実施し、学生が気軽に多くの企業に触れられる機会を提供している(備付-168)。さらに、個別の企業説明会を積極的に実施するなど、時宜にあった対応を行っている。

また、就職支援のための「就職活動の手引き」（備付-169）を制作し、1 年次に年 3～4 回実施している各科別説明会において手引き書を活用し、就職支援部各科担当者が指導を行っている。

さらに、求人開拓のための企業訪問や OB・OG への激励、卒業生への就職相談・就職支援、全国 16 会場で開催される保護者会での保護者に対する就職相談を実施している。この他に、就職支援部内に徳島新卒応援ハローワーク相談コーナーを設け、週 2 回ジョブサポーターによる就職相談を実施している（提出-16, 36 頁）。

就職のための資格取得、就職試験対策等については、まず、教員や公務員を志望する学生について、教員・保育士養成対策委員会（備付-170）や公務員試験対策講座実行委員会（備付-171）を設け、実力養成・採用試験対策を実施している。一般企業等についても就職支援部と各科が連携し、各種資格取得や就職試験対策などの指導を行っている。各種セミナーを通しての全体指導だけでなく、個々の学生に対しても、予約無しで常時相談に応じるとともに、希望者には就職応募書類の添削や面接・マナーなどの指導も行っている。

各科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討することについては、就職支援部として、学生の進路状況の総括として冊子「就職概況」を作成し、広く学科教員の進路指導に活用してもらっている。この冊子は、各科卒業生の就職先だけでなく、就職率、求人件数（表 12）、業種別各科別就職の分類や出身都道府県別の就職者数、各都道府県への就職者数、免許・資格取得者数、教育関係・公務員関係就職者数、進学先など、詳細にわたり分析し、まとめたものである。直接学生指導に当たる学科教員だけでなく、学内各部署にも配布し、情報共有している（備付-56～58）。

表 12＜本学部への求人件数＞

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
全国	11, 705	11, 421	10, 650	12, 251	13, 975
徳島県	260	240	220	252	263
香川県	205	207	192	211	204
愛媛県	170	143	146	156	166
高知県	58	62	51	66	75

進学を希望する学生については、本人の希望に添えるよう、各科で編入先等（表 13）との連携も図り試験および面接に対しての支援も行っている。留学については学科が国際部と連携しながら、適切な情報を学生に提供しながら支援している。

表 13＜卒業後の進学先（過去 3 年間）＞

学 科		年度	人	進学先
生 活 科 学科	生活科学専攻	R4	1	徳島文理大学人間生活学部デザイン学科
		R4	1	上田安子服飾専門学校
	食 物 専 攻	R3	1	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科
		R3	1	徳島文理大学人間生活学部人間生活学科
		R4	1	徳島文理大学人間生活学部食物栄養学科
		R4	1	徳島文理大学人間生活学部人間生活学科
保 育 科		R3	1	徳島文理大学人間生活学部児童学科
		R3	1	徳島文理大学音楽学部音楽学科
言語コミュニケーション学科		R4	1	徳島文理大学文学部英語英米文化学科
音 楽 科		R3	3	徳島文理大学音楽学部音楽学科
		R4	2	徳島文理大学音楽学部音楽学科
商 科		R3	1	徳島文理大学総合政策学部総合政策学科
		R4	1	徳島文理大学総合政策学部総合政策学科
		R4	1	ブレーメン動物専門学校

卒業後の進路として留学を希望する学生に対しては、国際交流課で相談を受け付けており、毎年 1～2 名程度が相談している。ただし、現在のところ、経済的理由などもあり、最終的に進路として留学を決心するに至った学生はいない。

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

学内の就職支援部の担当者が中心となり学生の就職の取り組み方について指導している。また、2 年次担任教員は定期的に面談を行う中で学生の希望職種を明確にし、できる限り学校で身に付けた知識と技術が活かせる職業を選択するように指導している。

＜生活科学科 食物専攻＞

就職についての支援は、1 年次より学内の就職支援部とともに取り組み方や就職活動の流れ、進め方などを指導している。面接時には担任が学生の希望を確認し、就職支援部への訪問や、進め方などを本人に合わせた助言を行っている。担任、チューターおよび就職支援部で連携を取り、学生の就職活動状況を把握しており、2 年間での就職状況は下記（表 14）のとおりである。

表 14＜専門就職進学率＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職進学希望者数（人）	15	14	14	16	11
栄養士として就職者数(人)	6	14	7	7	6
食品調理関係の就職者数(人)	4	0	2	7	2
栄養に関連した進学者数(人)	1	0	2	2	0
専門就職進学率(%)	73.3	100	78.6	100	72.7

＜保育科＞

就職支援は、就職支援部と担任が連携して行っている。就職支援部による各科別の就職説明会は2年間で4回行われ、就職活動の進め方や履歴書の書き方などを指導している。担任は分担して2年次前期と後期始めに面談を行うほか、学生の希望に応じて個別に面談を行い具体的な情報提供を行う。必要があれば卒業生に連絡をとって職場の状況を聞くなどしてできる限り学生の希望や個性に応じた就職が叶うように支援している(表15)。

令和4(2022)年度より保育者として就職した新卒生を招いて、「卒業生と在校生の交流会」を実施している。就職したばかりの先輩から就職活動や現在の仕事内容を聞いたり不安に感じていることを相談したりすることで、就職活動への意欲が高まることを図っている。また、就職活動の状況については毎月の科会議で共有し、担任以外からも情報提供や助言が受けられるようにしている。学部編入等の進学については、希望者がいる場合、担任が中心となって論作文や面接の指導を行っている。

表 15＜専門就職進学率＞

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就職進学希望者数	26	20	19	14	11
幼稚園	1	2	0	0	0
保育所・認定こども園	23	15	12	12	8
児童福祉施設	0	1	4	1	1
進学（学部編入）	0	0	2	0	2
専門就職進学率(%)	92.3	90.0	94.7	92.9	100.0

＜言語コミュニケーション学科＞

キャンパスガイドに記された、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)の「観光ビジネス、航空産業などに興味・関心があり」を受けて、専門教育科目「観光総論」、「旅行業務入門」、「航空産業入門」、「エアラインサービス論」を開講している。このうち「観光総論」、「旅行業務入門」は社会人外部講師による授業である。これらの授業に関連して、徳島県内外の空港・ホテルでの研修を実施し、学びの深化を図っている。授業・研修の内容は、観光産業・航空産業に特化したものであるが、目的はこれらの業界への就職に限るものではなく、産業構造や業務の一典型として学ぶものである。このことは、本学科の卒業後の進路が多岐にわたることに反映されている。

また、これらの授業を選択している学生には、授業中に就職支援部主催の就職セミナーや企業合同説明会などの日程を逐次、周知するなどして、学生各自が積極的に就職活動に参加する動機づけとしている。

資格取得、就職試験対策等の支援については、その目標とすべく企業の採用情報を提供し、航空業界に必要な語学検定はその検定日程とともに具体的な情報提供を行っている。

<音楽科>

就職支援部が提供する支援を利用するとともに、音楽という専門性を活かした就職を促進するための体制を整えている。音楽科において規定の科目を修得した者には、教員免許中二種（音楽）、音楽療法士2種、カワイピアノグレード6級、医療秘書、社会福祉主事任用資格の資格が与えられる。また、各社の音楽教室グレード試験およびMIDI 検定受験のサポートも受けることができ、音楽科教員、音楽療法士、音楽教室講師への道が開かれている。大学音楽学部への3年次編入を希望する学生もあり、チューターが進学に向けた学習面での助言や履修指導などを行っている。

各業界の把握や早い段階からの意識づけを目的として「ゲームサウンドクリエイターの仕事内容と魅力」（備付-172）および「音楽療法士就職フォーラム」など、外部講師を招いた特別講義も開催している。

<商科>

就職支援は就職支援部と連携して行っている。

商科教員は、就職への意識付けから内定に至るまで学生の個別指導を実施している。他者より自分が優秀だとアピールをしたことのない学生にとって就職活動の敷居は低くない。日常的に接している担任だからこそ、準備や意識レベルの差もある学生を最適な方法で指導し、ゴールへと導くことができる。就職試験対策は、就職支援部が支援しているが、商科では授業を通じて就職に向けた資格取得を行っている。具体的には、簿記、パソコン、リテールマーケティング、秘書検定、医療秘書検定などである。

商科では入学直後から複数回に渡って個別面談を行っている。授業内容や資格取得の指導に加え、卒業後の進路まで話し合いを行い、就職に対する意欲を高め積極的な態度が形成できるよう支援している。

本人の意思と保護者の希望が合致せず、進路や就職について葛藤を抱える学生には徹底的に寄り添い、さらに面談の回数を増やし、必要な情報提供などを行っている。

卒業生の就職先は、商科の学習成果把握の指標の一つになっている。翌年以降の就職支援に役立てるため、内定時期、内定会社数などを科単独で集計している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

本学では充実した学生生活支援、進路支援、学習支援を通じて学生の学習成果獲得のため教育資源を有効活用していると認識している。しかし、令和2(2020)年から令和4(2022)年に至るまでコロナ禍の影響を受けており、このような不測の事態が学びの期間と重なった学生に対する影響については、その学習効果を測定することが極めて難しかった。また、生

活の変化により経済的困窮に陥った学生数も相当数いたかと思われるが、その実態に関しても把握することが難しかった。

合理的配慮を要する学生への支援については数年間に及ぶ事前協議を重ね、令和5(2023)年度から「なんでも相談窓口」を組織化し、個別的な対応の充実を図った。ただし、発足したばかりのころは担当教員と学生部の情報共有などを含めた各種対応に時間がかかる事例も発生した。その都度問題点をチェックし、迅速な支援ができるよう協議を行い適宜見直しするよう努めている。

今後も学生の様々なニーズに対応しきめ細やかな支援を行う体制の充実を図る。

情報機器関連では、プロバイダ契約をしていない学生や、PCを持っていない学生への対応が課題である。スマホ画面で学習し、通信費用やレポート提出に時間がかかることがあったため、教室開放を行っている。

その他、経済状況が改善されたことで、求人件数が膨大となってきたため、学生への情報提供の迅速化が必要となっている(表12)。

今後は、「学生と学長との懇談会」を充実させ、施設設備や学修環境整備に対する学生の要望を施設設備計画に反映していく必要がある。また、新入生セミナー等を通じて、本学の建学精神である自立協同の理解の浸透を図る。さらには、本学の課外活動支援の現状を検証し、効果的な支援内容の整備に向けて検討していく。

地域社会に向けても、大学の施設や設備の開放、あるいは教職員や学生同士の交流など、キャンパスライフの充実に向けた活動を支援する。

障がいのある学生のニーズおよび本学における学びの特徴に鑑みた合理的配慮の提供に取り組むため、教職員・学生を対象に継続的な研修の機会を設ける。

本学独自の奨学金制度の有効性や実態を把握し、経済的支援が必要な学生への支援方法の充実を図る。

一方で、学生の、学力、意欲、社会性などは益々多様化が進み、指導が年々困難となってきた。セミナーや就職支援部を利用しない学生や個人呼び出しにも応じない学生もあり、フォローアップが難しい現状も生じている。セミナーへの参加者数も減少傾向にある。それとともに、学生の二極化が進んでいる。現在の就職状況について保護者への啓発活動の推進も課題である。

これらの課題に対応するため、早い段階での支援を充実させていくとともに、担任やチューターとの連携をいっそう緊密にし、今まで個別の相談に來られていない学生への就職相談の実現を図る。さらに、「学生と企業等との交流会」や個別の企業説明会の在り方について見直しを行い、学生と企業とのマッチングを深め、双方の満足度を高めていく。

【各科・専攻】

＜生活科学科 生活科学専攻＞

生活科学専攻における課題としてはデザイン・アートワーク分野の学生の就職が厳しいことが挙げられる。本学は地元での就職を希望する学生が多いが、デザイン関連業務の会社が地元には殆ど無いため、大学で身に付けた技術を活かす職場に恵まれない場合が多くなっている。

卒業生何人かとは連絡を続けているが、過半数の学生とは卒業後連絡はほぼ途絶えることが多い。そのため卒業して3, 4年経つ学生の現職については把握できていない者が多い。卒業時点では約90%の学生が就職先を決め卒業していったがその後の離職率や就業状況についての把握ができていないことが課題である。

<生活科学科 食物専攻>

多くの学生が卒業と同時に、栄養士免許を必要とした医療・福祉、または食を扱う分野に就職している傾向にある。就職後、給食運営管理業務に特化した知識や教育が求められる。即戦力になれる人材教育が必要であり、2年間で栄養士として就業するための職業倫理や自覚が持てるよう、専門の履修科目や臨地校外実習などを通して学びをより深める必要がある。知識のみならず調理技術や献立作成などの専門業務ができるように、また礼儀、協調性や積極性の教育も不可欠である。栄養士免許を活用した就職支援に繋げるため、入学後早期からの就職を見据えた学生自身の意識や気づきを促し、各専門科目の教育では更なる充実を図る必要がある。各科目でこれらを支援してきたが、令和5(2023)年度から新たに「総合科目D(食と健康)」を1年通年科目としてカリキュラムに加え、生活科学科食物専攻専任教員による総合的な教育に繋げている。

また、学力不足や専門技術の習得において力不足のため、栄養士免許取得を見合わせる状況にある学生への就職支援が課題である。

<保育科>

学生の学習や生活の状況、進路希望等多岐にわたり学科の全教員が把握に努めている。学生のプライバシーに配慮しながら教員間で情報を共有し、必要に応じて面談を行っている。

保育科ではほとんどの学生が保育職を目指しているが、中には自分の適性に迷いを感じる学生もいる。卒業生のお話を聞く機会を設けるなどして不安解消に努めるほか、保育関係以外の職業や進学、転学など柔軟な進路の可能性を示すことも必要であるにとらえている。また、一人で悩みを抱え込む学生は問題が深刻化することが懸念されるため、注意深く様子を見て支援のための連携強化、適切な初期対応に努めていきたい。

<言語コミュニケーション学科>

卒業後の進路が多岐にわたるため、これに必要な具体的で多様性のある適切な情報提供が課題となる。社会の変化に対応する情報・資料収集に努め、適切なフォローをしなければならない。また、合理的配慮が必要な学生に対する支援も求められる。学生のニーズに寄り添い、学生の能動的な活動や学修の目的意識の確立を大切にしつつ、効果的な支援に努めることが必要である。

<音楽科>

平成25(2013)年より、就職・進学を合わせて100%の進路決定率を維持している。卒業時の進路状況は科内で共有されるが、現段階の課題としては、個別面談をとおして早い段階で就職への意識づけを行い、一人一人の学生の夢や希望に添った具体的支援を早期に行うこ

とが挙げられる。数字だけにとどまらず、個々の学生が希望する就職・進学を実現するという質の面での向上に取り組み、その結果を卒業予定者対象・大学生活満足度アンケートや就職後の面談等によって評価し、工夫・改善に努めなければならない。

<商科>

商科では、以前は多くの学生が入学直後から就職に強い意欲を示し、採用に有利になると考える検定試験に積極的に取り組んでいたが、コロナ禍を挟んで意欲に若干の衰えが感じられるようになっている。景気の改善で就活が売り手市場となっていることもあり、内定のハードルが下がったと感じられる一方で、学生の気持ちが緩んできたと思われる。以前のように多くの学生が強い意欲をもって積極的に取り組ませるのが課題となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

コロナ禍において、遠隔授業を積極的に取り入れるとともに対面授業も可能な限り実施し、学生の支援を行った。就職相談や各種支援に関してもオンラインを活用した。

また、情報センターでは配送によるPCの貸出業務を学生に向けて行った。

学生の就職先の拡充及びUターン・Iターン就職促進のため、計画的に就職支援協定の締結を図っている。沖縄県は全国初めて、高知県・岡山県は四国で初めて本学と協定を締結した。キャンパス所在地である徳島県とは包括支援協定を締結しており、学生が多く在籍している各県と緊密な連携・協力関係が構築できている(備付-173)。

また、「退学者防止対策検討委員会」(備付-174)では担任・チューターによる面談体制の充実、心配な学生の調査、入学前教育・初年次教育の充実など、中途退学防止に全学をあげて取り組んでいる。

【各科・専攻】

<生活科学科 生活科学専攻>

当専攻では、パティシエ、ブライダルファッション、デザインアートワーク各々の分野で活躍しておられるプロフェッショナルを講師に迎え、プロとしての厳しい考え方や専門用語を含めより実践的な内容を学び、即戦力として就職することができる。

卒業制作展では、ウェディングケーキ、創作和菓子、ウェディングドレス、陶芸、絵画など、ビジネス現場において通用する作品に仕上がっている。

<生活科学科 食物専攻>

例年8月、2年生の夏期休暇期間に臨地校外実習を5日間実施している。また12月には栄養士実力認定試験およびフードスペシャリスト資格試験が予定され、その補講を2年次後期の9月から12月の5限目を活用して実施している。そのため、2年次後期からの就職活動は、通常の科目履修に加え、多くの行事が重なってくる。学生にとっては、同時並行に取り組む必要がある。そのことから、できるだけ早期に就職活動を開始しておく必要があることを、1年次後期終了までに学生へ伝え、2年生でも個人面接などで促し、積極的支援を行っている。令和2(2020)年からはコロナ禍で、学内での食を扱う実習や臨地校外実

習先でも以前と異なり制限を余儀なくされた内容となっており、学びの状況が変化していたが、令和 5(2023)年にコロナの感染症分類が、2 類から 5 類に移行したことで、徐々にコロナ前の実習体制に戻っている。就職活動の開始時期が遅れた学生を対象に、就職支援部と連携を取り学生の出身県における就職情報を確認し、就職先の確保につなげている。

<保育科>

現在保育科には特別支援教育担当教員が在籍しており、この教員が専門知識とパーソナリティを活かして対応している。授業への出席状況は担任が定期的に確認を行い、保育科教員全員が情報を共有している。気になる学生がいる場合には必要に応じて担任が面接を行うとともに、気付いた教員が気軽に声を掛けようとする雰囲気ができている。

実習前には保育科独自の「保育・教育実習に関する規定」(備付-175)に基づき、必要書類の記入状況や提出物の準備の様子等を確認している。また実習後には実習日誌や実習先からの評価票を元に面接を行っている。面接の様子は全て教職員グループウェアの面接記録に残され、科内で共有している。

<言語コミュニケーション学科>

社会人講師による「観光総論」、「旅行業務入門」、空港・ホテルの研修は、平成 22(2010)年度より開設、実施しているものであるが、10 年を越えて講師、研修先の担当を、本科卒業生が務めている。このことにより、キャリアが身近で現実的なものになり、就職支援の効果として表れてきている。また、学生の留学に関しては、きめ細かな説明や面談を行うことで、不安の払拭や意欲の向上につながっている。特に、令和 4(2022)、令和 5(2023)年度における、日本人学生の韓国への短期留学では時間をかけたサポートを行った。逆に、海外から当科で学ぶため来日している留学生については、授業で先生が使う日本語の説明の理解に支障がないか、担任・チューターが常に配慮し、また、当科の日本人学生との円滑な交流によって日本語が上達するよう、気を配っている。また、日本でコロナ禍が始まった令和 2(2020)年当初は、このような外国人留学生で本国に帰国したまま再来日しなくなったケースもあり、どのように学びを継続できるのかなどについて、担任やチューターが当該留学生と頻繁にメール連絡を取ったこともある。

<音楽科>

個々の学生には自身の所属するコース・専攻の教員がチューターとして配置されている。チューターは就職支援部の学科担当者と連携しながら、個別面談の時間を利用し、学習面のサポートのみならず、専攻分野の知識を活かして就職、進学、留学等の進路相談、支援を行っている。

<商科>

商科では、常勤の教員が 1 年次および 2 年次の学生すべてに担任またはチューターとして関わる体制を作っている。したがって、学生が教員に相談を希望する際、教員誰にでも相談が可能となっている。また、教員が知り得た学生の情報は学科会議などを通じて教員間で

共有しており、特定の教員が不在であっても対処に特段の問題は生じない。

また、商科の学生は入学時から就職に向けた意識が強く、真面目に授業を受け、積極的に資格取得に取り組む。学生の熱意を感じる簿記や医療事務担当の教員は、検定受験対策として毎年 15 時間以上の補講をしてサポートしている。その甲斐あって、多くの学生が目標とする検定に合格し、就職活動に突入する。平成 30(2018)年 3 月卒業生以来 6 年連続して就職内定率 100%を継続している。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

- (1) 三つの方針の見直しについては、各科によって見直しが行われてきたが、全体の整合性を図るため令和 3(2021)年から全学的に取り組みを開始した(提出-41)。
- (2) 学習成果のアセスメントに関しては GPA を有効活用することによって行われている。
- (3) 本学の教育目標への理解と情報の共有化を図るため、年度初めに学部長と担当科長と非常勤講師の 3 者による会議を行うこととした。また新規の非常勤講師を採用する際に、面接等で教育課程及び学生支援の方法について説明し、理解を得ている。
- (4) 学生の基礎学力の向上については、入学前から取り組んでいる。現在、入学生の 8 割以上が総合型選抜入試及び推薦入試で合格し、早期に入学を決めている。このような合格者に対し、「入学前教育」として各科から課題を送付するとともに、e ラーニングシステムによって十分な基礎学力を身に付けて入学できるよう支援を行っている。

また、入学後は全学共通教育センターの e ラーニングシステム(ベーシック・ウイング)の活用や学力充実対策講座の受講を勧めるとともに、少人数の利点を生かして各科で個別指導を行うなど、基礎学力の向上に努めている。

- (5) 本学の広報活動については入試広報部と連携協力を図りながら推進している。本学ホームページをリニューアルし、積極的な情報発信に努めている。今後も本学の特徴について認知度を高めていきたい。
- (6) 退学や休学の学生は年に数名程度である。学習継続に対する課題を抱える学生へは担任・チューター、学生支援課の職員と連携を図りながら対応している。精神的な悩みや不安を抱える学生については速やかに保健センターと連携を図り、学生の気持ちに配慮しつつもスクールカウンセラーによるカウンセリングの受診を推奨している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

学生との面談は、履修指導、学習指導、就活指導のほか生活指導にも及ぶ。授業の出欠を学内システムで把握し、必要に応じて保護者とも面談していく。

教務部や学生支援課、就職支援部、保健センターなどと連携しているが、まずは学生との信頼関係が構築されている担任・チューターが対応にあたることで、問題の早期解決を図っていく。

本学の教育目標・目的は、社会人に求められる能力の涵養であるにもかかわらず、卒業生

を受け入れる側の視点が欠落しているとの意見があった。各科長会議・学部教授会において、卒業生の就職先に対するアンケート調査を実施することが検討され、満足度や問題点を調査することで共通理解を図った。今後、卒業生の就職先に定期的にアンケート調査を行うことにより、内部質保証の達成状況の把握に努めていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】**[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]****<根拠資料>****提出資料—規程集**

6. 事務組織規程、71. 教員選考規程、75. 職員資格審査基準、76. 学校法人村崎学園就業規則
77. 定年規程、78. 短期契約職員就業規、80. 育児休業等に関する規程、81. 介護休業等に関する規程、85. ハラスメント防止等規程、99. 学校法人村崎学園職員給与規程

備付資料

176. 専任教員個人調書・教育研究業績、177. 非常勤講師一覧表[様式 23]、178. 専任教員の年齢構成表、179. 徳島文理大学研究紀要第 102 号、180. 徳島文理大学研究紀要第 103 号、181. 徳島文理大学研究紀要第 104 号、182. 徳島文理大学研究紀要第 105 号、183. 徳島文理大学研究紀要第 106 号、184. 徳島文理大学研究紀要第 107 号、185. 専任職員一覧表、186. ～188. 徳島文理大学ウェブサイト、189. 令和 3 年度 SD 活動報告書、190. 令和 4 年度 SD 活動報告書、191. 令和 5 年度 SD 活動報告書、192. 全学研究委員会要項、193. 全学研究者倫理教育委員会要項、194. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部研究紀要編集委員会要項、195. 徳島文理大学研究紀要投稿及び編集要項、196. 教育・研究年報 2023 年、197. 令和 6 年度「特色ある教育・研究」事業の募集について（通知）、198. 第 15 回「特色ある教育・研究」全学発表会報告、199. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部 FD 研究部会内規、200. 徳島文理大学 SD 推進委員会設置要項、201. 徳島文理大学 SD 実施に関する基本方針と計画、202. 教職員グループウェア 規程周知画面

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

専任教員は、「短期大学設置基準」並びに、栄養士養成施設及び保育士養成施設、教員免許幼稚園二種の関係法令に定める教員数を充足する人数を配置している(様式 11-2-2)。

教育課程の編成方針に基づき、教員組織を編成し専任教員、非常勤教員を配置している(様式 15)。実験・実習を伴う授業科目を持つ学科(専攻)に、授業科目の補助を行う助手を配置し、授業展開がスムーズに進むよう配慮している。

非常勤教員の採用については、候補者の人格、履歴、教育研究業績、実務経験、健康などのほかに、学位、資格、適性などについても含め選考・採用を進めている。

教員の採用については、「教員選考規程」に従い、学長は本学部長に教員採用候補者について調査を命じる。本学は「教員採用調査委員会」を設け、候補者を選び学長に推薦する。学長は「教員選考委員会」で「教員等資格審査に関する基準」に基づき、候補者の人格、履歴、教育研究業績、健康などのほかに、学位、資格、適性などについても含め選考を進める(提出-規程集 71)。

理事長は学長から推薦のあった候補者につき、学長、副学長、事務局長、本学部長の出席のもと、面接を行い、採用の可否を決定する。

教員の採用に用いられる「教員選考規程」は「教員等選考規程」と「教員等資格審査に関する基準」を含み、教員の昇任の方針としても準用している。特に、「教員等資格審査に関する基準」には各職位に応じた基準が明記されているので、明確な方針として活用されている。教員の採用は学期中にも行われるが、昇任は年度末に「教員選考委員会」(備付-51)を開催し、当該教員の資格審査を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動(論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他)は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会(研究紀要の発行等)を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分 基準Ⅲ-A-2 の現状＞

本学では教育課程編成・実施の方針に基づいて質の高い教育を行うために、専門分野での研究や特色を生かした教育研究などが行われ、一定の成果を上げている。

保育科の専任教員 1 名が科学研究費補助金を獲得し、「1890 年代から 1930 年代のドイツ・オーストリアにおける音楽のジャポニズム」について研究を行っている(様式 17)。

専任教員の研究活動に関しては、「全学研究委員会要項」(備付-192)に基づいて「全学研究委員会」を設置し、研究に関する全学的な重要事項について審議している(備付-51)。

「全学研究委員会」の下に「全学研究者倫理教育委員会」(備付-193)を設置し、専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている(備付-51)。専任教員は「APRIN e ラーニング」を受講し、5 年ごとに再受講することとしている。また、研究倫理に関する通知等は合同教授会及び学部教授会で周知している。

研究紀要は、専任教員によって組織された「徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部研究紀要編集委員会」(備付-194)が「徳島文理大学研究紀要投稿及び編集要項」(備付-195)に則って投稿論文の採否及び編集を行い、年 2 回発行している(備付-179~184)。令和 6(2024)年 3 月をもって第 107 号となり、過去 3 年間で本学の教員による論文は 11 件(共著を含む)掲載されており、貴重な研究成果を発表する機会となっている。研究紀要に掲載された論文は、電子化し、学術情報サイト(J-STAGE)に公開されている。

教員の教育及び研究活動は「教育・研究年報」として、年に 1 回、報告書を作成し内外に配布・公表している(備付-196)。本年報は「自己点検・自己評価」として、教育の内部質保証に関わる PDCA サイクル実践にも相当する。教育内容がさらに充実し、教員の資質向上に資するものとなることを期待している。

本学では、若手教職員の育成、外部資金の獲得支援ならびに業務基盤の強化を目的に、「特色ある教育・研究」事業を実施し、学内教職員から広く研究を募集して研究費を助成するとともに、「全学発表会」を開催して研究成果を発表する機会を設けている(備付-197)。令和 3(2021)年、本学の教員 6 名による共同研究「Web 会議システムを活用したボランティア活動推進の試み」が採択された。徳島県・徳島大学と連携して開発したボランティア・パスポート制度に関連して行う授業「総合科目 A (ボランティア)」の取り組みについての研究である。コロナ禍によってボランティア活動が低迷していたことから、学生が受講しやすい方法として授業を遠隔配信で行い、Google Classroom を活用して情報提供を行った。令和 4(2022)年の全学発表会(備付-198)においてその成果を披露し、研究紀要においても報告した(備付-182, 72 頁)。

専任教員には個別の研究室が与えられ、事務机、電話、学内 LAN 端末、書架、洗面台などが備えられている。

専任教員が講義・実習等で学生指導を行う時間は週あたり平均 7 コマ(10.5 時間)で、週に 1~2 日は講義・実習等を入れず、研究、研修等に専念できる時間を確保している。

「学校法人村崎学園就業規則」第 33 条において「学園は職員の職務能力向上と増進のために研修を行う」として、職員の研修や留学に関する規程を整備している。海外に出張して、国際会議に出席したり研究を行ったりする場合は、出張申請書を事前に提出して許可を得ることとしている(提出-規程集 76)。

本学では教育及び授業の改善、教員の研修等、教員の資質・能力向上をめざして「徳島文

理大学・徳島文理大学短期大学部 FD 研究部会内規」(備付-199)を定め、この内規に基づいて「FD 研究部会」を設置し、FD 活動を推進及び支援することによって教育の質の向上を図っている。

FD 活動の取組みについては次のとおりである。

(1) 各学部代表で組織する「FD 研究部会」を定期的実施している。

FD 研究部会では教育内容の改善のために、①研修会、②学生による全学授業アンケート、③教員による研究授業、④卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケート、⑤在学生対象・学修状況アンケートなどの教育・研究活動を行っている。これらの活動については、「FD 研究部会活動報告書」にまとめるとともに、大学ホームページにも公表している(備付-189～191)。

(2) 教育に関する研修会については、「学内研修会」、「学外研修会」、「新任・昇任教員研修会」の3つの形で展開しており、令和5(2023)年度の全学FD研修会では、「授業設計論」に関する動画コンテンツを視聴し、教員の教育力向上を図った。

(3) 学生による全学授業アンケートについては、開講しているすべての科目についてWeb上で実施している。各教員は、学生による全学授業アンケートの結果に対するコメントをWeb上で公開し、学生にフィードバックするとともに、アンケート結果をもとに授業改善に取り組んでいる。

(4) 教員による研究授業については、すべての科で年1回以上実施することとしている。本学では各科で複数回、教員相互の授業参観型で実施し、授業・教育方法の改善に役立てている。

(5) 卒業予定者対象・大学生生活満足度アンケートについては、Web上で実施し、90%を超える学生から回答を得ている。学生からの本学の教育に対する評価を受け、教育の充実と改善に生かしている。

(6) 在学生対象・学修状況アンケートについては、全学生の学習状況をきめ細かく把握するために、令和3(2021)年度に試行し、令和4(2022)年度から本格的に実施している。学生の回答を分析し、学生の学習活動の支援に生かしている。

以上のように、本学ではFD活動に関する規程を整備し、適切に実施しており、教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。教育環境の整備に関しては、総務部と連携して改善を図っている。授業運営や実習に関しては教務部と学生生活支援に関しては学生部と、就職支援に関しては就職支援部とそれぞれ連携している。その他、基礎学力の向上や教員採用試験対策等については全学共通教育センターと、地域でのフィールドワークを行う際には地域連携センターと連携し、学習成果の獲得が向上するよう努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
事務関係諸規程を整備している。
- (4)
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は、大学、短期大学部共通となっており、「学校法人村崎学園事務組織規程」の第2章事務組織に、本部事務局及び大学事務の規定、第3章に職制を規定するとともに、第4章に職務、第5章に分掌事務を規定している。教員・学生をサポートする事務職員は、これらの規定に基づき各組織に全学的視点から配置し、本学の教育研究活動等に係る責任体制を明確にしている(提出-規程集 6)。

事務職員は、各部署の分掌事務の職務遂行に必要な専門的知識の習得と能力の向上によって、事務組織の活性化を図っている。より専門的な知識等を必要とする部署の職員については、私立大学協会の教務部課長研修会、経理部課長研修会、学生部課長研修会、就職部課長研修会、入試広報担当者研修会等に参加させている。

事務職員の配置については、「学校法人村崎学園職員資格審査に関する基準」に基づき適材適所に配置し、能力や適性を発揮するよう努めている(提出-規程集 75)。

事務組織規程に基づく大学事務の分掌事務の概要は、次のとおりである。

(入試広報部)

本学の広報のほか、教務部教務課など各部局と連携し、入学試験の企画を行うとともに、学生募集の企画をはじめとする全ての業務等を行う

(国際部)

①国際交流課

国際交流の企画及び調査を行うほか、外国人教員・研究員・留学生の受け入れや本学学生の海外研修及び外国の教育機関等への留学の支援、公文書の翻訳などの業務を行う。

②語学センター

語学関連講座・イベントの運営、英検・TOEIC・TOEFL などの語学関連検定試験の支援や帰国子女・留学生に対する日本語教育のほか、語学関連講座・イベントの運営などを行う。

(情報センター)

情報ネットワーク及び情報処理システムの企画・管理及び運営を行うほか、プログラムの作成及び管理・運用等を行う。

(総務部)

①総務課

外部との対応並びに学長・副学長の秘書、教職員の福利厚生、教職員の勤務及び労務管理、大学の式典・諸行事及び部局長会・合同教授会の計画・運営、危機管理対策やSD業務など大学全体として行う業務の企画・運営、保護者会等が主催する業務の支援、各種統計・調査

に関する業務などを行う。

②施設用度課

学内の環境整備や建物、施設及び設備の管理、物品の調達、管理及び処分など経費支出に関する管理、並びにスクールバスの運行及び保守・点検に関することなどを行う。

③学部事務課

学部長、研究科長等の事務を補佐するとともに、学部教授会、研究科委員会等の会議の運営、学部等の予算管理及び教育職員の勤務管理などを行う。

(教務部)

①教務課

教学部門と連携して、入学試験について計画から合格発表までの全ての業務を行うとともに、授業計画（シラバス）・定期試験に関する業務等を行う。また、進級や卒業などの学生の成績に関わる業務の支援を行うほか、一般総合科目教育職員や非常勤講師に関わる業務等を行う。

②教育研究支援課

教学部門と連携した教育研究高度化の企画・立案、自己点検・評価に関すること、公的補助金・助成金及び各種免許・資格取得支援に関する業務などを行う。

③全学共通教育センター

教育研究高度化の企画・立案、学生の学力充実のための講座の企画・運営、文理学の計画・実施、公務員試験及び教員・保育士採用試験対策に関する業務などを行う。

(学生部)

①学生支援課

教学部門と連携した学生の学修、福利厚生及び生活に係る相談・支援、学生の集会、クラブ、大学祭等課外活動の支援、学生及び卒業生への各種証明書等の発行、各種奨学金に関する事務、学生のアルバイト及び下宿に関すること、学生指導に関する各種会議の開催など学生支援全般に関する業務を行う。

②保健センター

学生及び教職員の心身の健康保持・増進、緊急事態への対応及び応急措置、健康診断の実施並びに専門家によるカウンセリング、衛生委員会に関する業務などを行う。

③学生寮

寮生の生活指導及び支援、学生寮及びテニスコートなどの管理運営を行う。

(就職支援部)

キャリアアップを目的とする資格取得支援、キャリアガイダンス及び就職支援の企画、学生への求人情報の提供、就職情報の把握、就職情報提供の効率化、インターンシップに関する業務などを行う。

(地域連携センター)

大学と地域社会、行政、他大学、高等学校、産業界等と連携した事業などに積極的に関わり支援するとともに、その調整・ハブ役としての役割も担っている。

(附属図書館)

図書資料、新聞等の収集・選定・管理、図書資料等の閲覧・貸出及び参考調査、図書館シ

システムの管理などを行う。

各事務部署には人員や職務に応じた規模の事務室がある。また、学内ネットワーク環境を構築し、事務職員には1人1台のPCを整備し情報の共有化を図っている。コピー機や印刷機等のOA機器については、建物やフロアごとに整備し、複数の課・担当で共有している。

本学では、「徳島文理大学SD推進委員会設置要項」（備付-200）に基づいてSD推進委員会を設置し、SD活動推進に係る基本方針・実施計画を策定するとともに、職員の能力及び資質の向上に向けた諸施策の企画立案を行っている。

また、「徳島文理大学SD実施に関する基本方針と計画」（備付-201）を踏まえて、①建学精神を理解し、学生の能力開発、資質向上を図り、社会的及び職業的自立を促すためのSD活動、②大学の発展を先導し、改革するための新しい知見と力量を形成するためのSD活動、③高等教育機関で勤務するものとして、それにふさわしい知識と態度を養うためのSD活動を実施するための年度計画を立てて着実に実行している。

SD活動研修会としては、4月の新任・昇任教職員研修会をはじめとして、8月には防火・防災管理委員会及び自衛消防隊等合同研修、11月には全学防災訓練、1月には全教職員を対象とした全学SD研修会、2月には人権・ハラスメント講演会を実施して、教職員の資質・能力の向上に計画的に取り組んでいる（備付-191）。

本学は、四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）に加盟しており、令和5（2023）年度は、職員が経験年数や職階に応じた資質・能力を身に付けられるよう、9名の職員が職能別研修に参加するとともに、1名の職員が講師を務めた。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関しては、「学校法人村崎学園就業規則」（提出-規程集 76）及び「同短期契約職員就業規則」（提出-規程集 78）を整備し、人事、服務、安全及び衛生、表彰及び懲戒、災害補償などの人事・労務管理の根幹を規定しており、また、これらを補完するものとして、「学校法人村崎学園定年規程」（提出-規程集 77）、「同職員給与規程」（提出-規程集 99）、「同ハラスメント防止等規程」（提出-規程集 85）「育児休業等に関する規程」（提出-規程集 80）、「介護休業等に関する規程」（提出-規程集 81）等を整備し、教職員グループウェアにより教職員に周知している（備付-202）。また、規則・規程類は、学園本部及び徳島キャンパスに備え置き閲覧に供している。

就業時間については、「学校法人村崎学園就業規則」（提出-規程集 76）に始業終業時刻、休憩時間などの勤務時間を定めている。また、超過勤務などを含む事務職員等の就業時間は、日々所属長の責任のもとに現認によって適正に管理しており、一方、教員の勤務については、

キャンパスカードによって出退記録を作成し、月ごとに所属長が点検管理している。更に、年 5 日の年次有給休暇の取得義務化のため就業規則に所要の改正を行い、年休取得の適正な管理に努めている。

以上のように、規則・規程に基づいて、教職員の就業を適正に管理している。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

短期大学の学生数が減少傾向にある中、設置基準以上の教員採用は経営上も困難と思われる。今後の教育展開を考慮すれば、教員の年齢構成の偏りを是正するとともに、教育の質の向上や教育ニーズに対応できるよう教員編成の見直しが今後の課題である。

＜テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

〔テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料—規程集

62. 防災規程、97. 経理規程、98. 学校法人村崎学園物件の調達管理取扱規程

備付資料

203. 校地、校舎に関する図面、204. 図書館、学習資源センターの概要、205. 徳島文理大学図書館 図書取扱・管理要領、206. 図書館資料除籍要領、207. 徳島文理大学ウェブサイト、208. 用度課事務取扱要領

〔区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

徳島文理大学短期大学部

- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
- ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

表 16 に記載のとおり、本学は 208,748 m²の敷地に徳島文理大学徳島キャンパス及び本学が立地している。設置基準に定められた基準面積は 4,600 m²（収容定員 460 人×10 m²）であり、設置基準を満たしている。

また、併設の徳島文理大学と 124,808 m²の運動場用地を共用し、野球場、陸上グラウンド、テニスコート、サッカーグラウンドなどとして整備しており、正課・正課外活動の展開に適切な面積を有している。

表 16<校地面積（m²）>

	区分	専用 (m ²)	共用(m ²)	共用する 他の学校 等の専用 (m ²)	計(m ²)	基準面 積(m ²)	在学生一 人当たり の面積 (m ²)	備考(共有の 状況等)
校 地 等	校舎敷地	—	63,766	—	63,766	4,600	42 m ²	徳島文理大学 徳島キャンパスと共用
	運動場敷地	—	124,808	—	124,808			
	小計	—	188,574	—	188,574			
	その他	—	20,174	—	20,174			
	合計	—	208,748	—	208,748			

表 17<校舎面積（m²）>

区分	専用 (m ²)	共用 (m ²)	共用する他の学校 等の専用 (m ²)	計 (m ²)	基準面積 (m ²)	備考（共有の 状況等）
校舎	2,922	57,603	40,960	101,485	6,850	徳島文理大学 徳島キャンパスと共用

※本学の使用している校舎合計面積 専用 2,922 m²＋共用 57,603 m²＝60,525 m²

本学の校舎面積は設置基準に定められた基準面積（7,000 m²）を上回っている（表 17）。

敷地内の校舎用地はそのほとんどがレンガやアスファルトで舗装されており、車椅子での移動に支障が無いように整備されている。使用されている 12 棟の建物について、全建物に玄関スロープ、階段に手摺が完備され、多目的トイレも 11 棟で設置、うち 2 棟には手摺付き小便器を備えている。

また、4 棟には建物内通路、階段などに点字ブロックが備えられている。

全 12 棟のうち 10 棟には乗車用エレベーターを設置しており、全て身障者用のボタンを備えている（提出-4,9 頁）。

引き続きバリアフリー化を促進する方針である。

併設の徳島文理大学徳島キャンパスと各種の教室を併用しているが、その内訳は、講義室 21 室、演習室 82 室、実験演習室 18 室、情報処理学習施設 3 室、語学学習施設 2 室であり、適切な教育活動が行える環境が整備されている。

また、各科・専攻課程の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づく授業を行うために必要な機器・備品も十分に整備されている。

併設の徳島文理大学徳島キャンパスと図書館を併用している(備付-4)。現在の図書館は平成 5(1993)年竣工で、地上 4 階建、収納可能冊数 70 万冊、閲覧席数 640 席を有し、開館時間は平日(月～金) 8:30～20:00、土曜日 8:30～13:00 までとなっている。

令和 6(2024)年 3 月 31 日現在、蔵書数 388,348 冊、印刷体雑誌 410 冊、視聴覚資料 10,952 冊、電子ブック 6,112、電子ジャーナル 4,170 を所有している。なお、電子ブック、電子ジャーナルについては香川キャンパス図書館と併用している。

図書購入方法としては、①各学部各科の教員が学生の為の参考図書や学生用図書を選定、②全教員が年度末までに次年度シラバスに参考図書をシステム登録し図書館で調達、③図書館司書が学生用一般図書を選定、④雑誌、電子ジャーナルについては各科で選定し、これらを図書館で契約処理する。

図書廃棄システムについては、「物件の調達管理取扱規程」(提出-規程集 98)「徳島文理大学図書館 図書取扱・管理要領」(備付-205)および「図書館資料除籍要領」(備付-206)に基づき、汚損・破損、不明資料などを除籍、廃棄処分している。定期的に蔵書点検を実施し、目録データベース上の所在情報と現物の所在との照合を行い、不明の場合、継続的な探索を行うとともに、3 年以上所在が不明であるものについては、除籍対象図書としている。

併設の徳島文理大学徳島キャンパスと体育館・トレーニングセンターを併用している。体育館は平成 5(1993)年竣工で、1 階に多目的アリーナ 1,315 m²、2 階にメインアリーナ 1,767 m²などを有し、更衣室・器具庫などを併せ延床面積は 5,666 m²である。トレーニングセンターは令和元(2019)年 9 月竣工で、1 階に筋力強化のためのトレーニングマシンを設置し 2 階には有酸素運動機器と多目的エリアを設置し、総延床面積は 748 m²である(備付-207)。

教室以外の場所で授業を行う場合、図書館が広く利用されている。全館 Wi-Fi 完備となっており、AV ホール、ラーニング・コモンズ、個別ブースなど、必要に応じ適切な場所で学習することができる。その他、全館・全階の学生ラウンジに無線によるネットワークが整備されている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品(消耗品、貯蔵品等)を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

本学では「経理規程及同施行細則」(提出-規程集 97)「物件の調達管理取扱規程」(提出-規程集 98)及び、「用度課事務取扱要領」(備付-208)などを定めており、物品(消耗品、貯蔵品)や施設設備に関わる購入手続、会計処理、維持管理などは当該規程に従い適正に処理している。

災害に対する危機管理徹底のため「防災規程」(提出-規程集 62)を制定している。校舎の防火設備などは、年間契約で業者に委託し点検を行っている。点検内容は消防法に定められている事項で、結果を消防署に報告するとともに不備事項については適宜修理修繕している。

また、防火・防災管理委員会(備付-90)を置き、自衛消防隊を組織している(備付-91)。毎年1回の教職員、学生及び本学で勤務する業務受託業者全員で行う防火・防災総合訓練を通して災害時に適切に対応できるように備えている。

さらに、防災用品・食料品を備蓄している(備付-88)。防犯対策としては、正門・南門・東門に守衛を配置し訪問者や侵入車両のチェックを行い、日中は管理人や施設用度課職員が巡回を行い、学校が無人となる夜間は警備保障会社の警備システムにて安全確保に努めている。また、平成 28(2016)年度に監視カメラを増設し、犯罪発生時の調査に役立てるとともに、犯罪が発生しにくい態勢を構築している。

本学の建物の耐震化は完了しており、建築基準法の定める基準を満たしている。予測される南海トラフ地震の発生時には、建物倒壊は最小限になるよう対応している(備付-87)。

令和 2(2023)年に Windows8.1 のサポート終了対策として同 OS を使用している PC 及びソフトは、すべて買替及びバージョンアップの対応を実施し、コンピュータシステムについては、監視ソフトを導入し、対策を行っている。また、二要素認証を全教職員に設定した。

本学では省エネルギー、自然エネルギーの活用、電力ピークの平準化などに取り組んでいる。校舎内の冷暖房器具の温度設定、クールビズ期間の設定、空室の消灯、長時間離席時の PC などの電源オフなどを掲示で周知させ全学で省エネ対策を行っている。

平成 27(2015)年度に竣工した新 2 号館については屋上に 49KW の太陽光発電を設置し、地下には夏季の予冷、冬季の余熱のための地中エネルギーを利用する「クールピット装置」を設置し、地中約 100 メートルの地下水を利用した「地中熱ヒートポンプ装置」を導入。冷暖房消費電力の低減化を促進し、利用者の快適性を図った。

平成 27(2015)年度に昼間のピーク時の使用電力を削減するために夜間の電力を利用した 600KW の大容量蓄電池(NAS 電池)の再導入を行った。

令和元(2019)年度に図書館の照明を LED 化し省電力化を図り、順次 LED 化を図っていく予定としている。

また、令和元(2019)年度に CO2 削減対策の一環として、3 号館エネルギーセンターを重油使用から高効率空調機に切替する熱源改修工事を行った。

今後も省エネルギー、省資源対策を適宜実行し地球環境保全に配慮したキャンパスとす

る方針である。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

現状において課題はないと認識している。

＜テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項＞

施設設備面では、既に全ての建物で耐震化が完了、設備機器も充実しており、喫緊に整備を要する課題はないが、今後も業務委託業者などとの情報交換を密にして安心・安全の向上に努めている。

令和元(2019)年9月に最新機器を備えたトレーニングセンターを建設(2階建・総床面積748 m²)し、学生の授業・部活動に活用するとともに、教職員も利用している。

〔テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源〕

＜根拠資料＞

備付資料

209. 学内 LAN 配置図、210. 学内 PC 教室・マルチメディア教室配置図、211. 機器整備状況

〔区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-C-1 の現状＞

各科・専攻の教育課程編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて、OS (Windows ・ Mac) ・ライセンスの更新、ソフトウェアの導入(電子カルテ)などソフトウェア全般の管理運営、および、ハードウェアの設置・更新を行っている。また、学生ポータルサイトの利用方法 Microsoft 365 のアカウント発行、学生証・教職員証発行などの教育的サービスは情報

センターが行っている。さらに、プロジェクター、モニターなどの設置・更新を計画的に行っている。

特に、教員が情報機器を操作しやすいよう利用方法を学内で統一することによって、教員が情報機器を活用して円滑に授業ができるよう支援している。また、新型コロナウイルス感染症拡大による遠隔授業においては、貸出 PC を用意した。

情報技術の活用については、Google Classroom などの利用方法を PC・スマートフォン別に作成したマニュアルを学生ポータルサイトや教職員グループウェアにアップするとともに、わからない場合は情報センターへ相談するようにしている。

また様々な業務で学生・担当事務職員が情報機器を利用しながら情報技術の向上に務めるようになっている。例えば、学生は情報に関する授業はもちろんのこと、遠隔授業への参加、履修登録、履歴書の提出等に情報機器を利用している。事務職員は、履修登録などの学生指導、リモートによる講演会実施、保護者会・入学試験における遠隔面接、オンラインによるオープンキャンパス、教員からの相談対応などで情報技術の向上を図っている。さらに、SD 研修で検定試験（MOS）の資格取得のための講習を実施している（備付-189～191）。

学生用・教職員用の PC については、8～10 年を目途に計画的に更新しており、OS・ライセンスの更新、ソフトウェアの管理、および、ハードウェアの設置・更新を行うことによって、常に最新の状態で利用できるようにしている。

教室の PC、プロジェクターなど授業に利用する設備についても、経年劣化した設備を逐次的計画的に更新し、教育環境、研究環境の適切な維持管理に務めている。また、空調設備、照明設備等の維持管理については、専門の業者に委託し、常に快適な学習環境を保持している。

学生と教職員に対しては、PC・プリンタなどのハードウェアや Microsoft 365 などのソフトウェア、ファイルサーバなどの技術的資源が適切に分配されており、必要なときに利用することができる。また、教育課程の内容や授業を選択する学生数の変動等に応じて、技術的資源の分配を常に見直している。

コンピュータ教室には授業支援システムを導入し、学生の PC 操作状況をリアルタイムに確認することにより、理解度の把握を行うとともに、環境復元ソフトウェアを導入し、学生の PC 環境を統一することにより円滑に授業が行えるようにしている。

また、OS のサポート期間、各ソフトウェアのライセンス管理、そして対応するハードウェア（サーバ、PC 等の情報機器）など用途に応じた内容で常に整備を行っている。

さらに、教職員や学生のスマートフォン・PC 等の情報機器利用のサポートも行いつつ、遠隔授業に対応する LMS（学習管理システム）の利用方法などの指導を行っている。

学生が講義や講義以外の時間でも自由に情報機器を活用できるよう学内 LAN の整備を行っており、学術情報ネットワーク SINET（国内約 1,000 の大学・研究機関が接続）に広帯域の専用線で接続している。これらは学内・学外も含め約 5 年毎に見直しをしている。関連して、各号館のラウンジと各教室に Wi-Fi を設置し、ノート PC、タブレット、スマートフォン等にも対応している。また、学生、教員用のファイルサーバを設置し、学生は学内どこからでもファイルを読み書きできるようになっている。新型コロナウイルス感染症拡大による遠隔授業では、教室で受講する者、自宅等で受講する者など、ハイブリッド授業が可能と

なっている。

教員はメディア教育設備や9号館5階に整備されている学生用コンピュータ室をはじめ、全ての普通教室に整備されたプロジェクター、モニター、電子黒板等を活用し、アクティブラーニング等の効果的な授業を行っている。

また、令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対策として、Google Classroom 及び Google Meets を活用した遠隔配信授業を全学的に実施したが、教職員に対して Google Classroom と Google Meets に関する研修会を実施することにより、スムーズに遠隔配信授業を展開することができた。

本学には、パソコン室、マルチメディア室、語学学習室があり、機器整備状況は(備付-211)のとおりである。各科の授業で利用でき、用途に応じたソフトウェアの構成となっており、すべて情報センターが管理している。授業以外の時間は、学生はどの教室も自由に利用できる。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

現状において課題はないと認識している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

毎年、1月中旬頃目迄に各科から提出される次年度の事業計画と予算要望書を検討し、今後も授業の改善・充実などのための情報機器や設備の新設・更新を計画的に行う予定である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料

27. 活動区分資金収支計算書(学校法人全体) [書式1]、28. 事業活動収支計算書の概要 [書式2]、29. 貸借対照表の概要(学校法人全体) [書式3]、30. 財務状況調べ [書式4]、31. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [令和3(2021)年度～令和5(2023)年度]、32. 活動区分資金収支計算書 [令和3(2021)年度～令和5(2023)年度]、33. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [令和3(2021)年度～令和5(2023)年度]、34. 貸借対照表の概要 [令和3(2021)年度～令和5(2023)年度]、35. 事業報告書 [令和5(2023)年度]、36. 事業計画書／予算書 [令和6(2024)年度]

備付資料

212. 財産目録及び計算書類、213. 学校法人村崎学園資産運用内規、215. BUNRI style BOOK、216. 受験生応援サイト_BUNRI WAY、217. 218. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部ウェブサイト

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

本学の定員充足率は長期にわたり低調に推移している。令和5(2023)年度の定員充足は30.4%と大幅な未充足となっており、学生数の確保が喫緊の課題であると認識している。

学生納付金収入の減少、ならびに定員割れに起因する補助金の減少により資金収支、事業活動収支ともマイナスで推移しており、補助金収入、資産運用収入の増加に努めたものの、減少をカバーするまでには至っていない。

法人全体では、資金収支、事業活動収支ともほぼ均衡しており、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の事業活動収支差額比率はそれぞれ1.6%、1.5%、△5.9%となっている。

また、借入金がないことから負債関係比率は全国平均に比べ良好で、純資産(自己資金)

構成比率も 97.0%、97.2%、97.3%と高く、財務基盤は安定している。

退職給与引当金は 100%引当済みであり、また、資産運用については「学校法人村崎学園 資産運用内規」（備付-213）に則り、安全性を重視し、適切な運用を行っている。

表 18＜事業活動収支計算書関係比率（法人全体）＞

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
人件費比率	50.6%	51.1%	56.6%
教育研究経費比率	41.6%	40.9%	42.1%
管理経費比率	6.6%	7.3%	7.5%
事業活動収支差額比率	1.6%	1.5%	△5.9%

表 19＜貸借対照表関係比率（法人全体）＞

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
純資産（自己資金）構成比率	97.0%	97.2%	97.3%
流動比率	722.7%	781.7%	795.7%
総負債比率	3.0%	2.8%	2.7%
負債比率	3.1%	2.9%	2.7%
前受金保有率	837.6%	874.4%	917.3%

本学単体の過去 3 年間の教育研究経費比率はそれぞれ 49.3%、57.6%、51.2%となっており、教育研究活動の維持・発展に努めている。

本学における定員充足率は低調に推移しており、妥当な水準であるとは言えないが、法人全体でみれば、本学の存続を可能とする財務基盤は十分に維持されていると考える。

今後とも、本学が大学と同一のキャンパス内にある利点を生かし、施設設備の共同活用など、効率的な運営を行っていく方針である。

〔区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

〔注意〕

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分 基準Ⅲ-D-2 の現状＞

本学の将来構想（将来像）については、中期計画を策定し、それに対応する毎年の行動計画についても点検・評価を行っている（備付-214）。さらに令和 3(2021)年以降、学部教授会における定例の議題として「将来構想に関する内容」を取り上げ情報の共有と意識の醸成を図っている。令和 4(2022)年からは本学学部長が中心となってさらに深化した議論を行っている。具体的には、各科に対して、三つの方針の再検討、それに伴うカリキュラムの再構築指示である。この指示を受け、各科は学生との懇話会や教員間での集中審議等を行い、教育内容の充実を図っている。毎年年度末には学外講師を招き全教職員参加による研修会を実施し、他短大の動向や専門学校の戦略と比較しながら自己点検・評価に努めている。

定員割れの状態が続いているが、SWOT 分析や学長ヒアリング等を経て「実学重視」「資格志向」型の短期大学部として地域から選ばれる短期大学となるべく努力している。

18 歳人口が減少する中、定員確保が難しい状況となっているが、学生募集の強化、学生満足度の向上に注力して学生確保につなげていく。

学生募集の強化については、対面による教員対象進学説明会においては入試広報部と協議の上、短大出席枠を確保し、高校教員への説明の機会を増加させている。個別の高校巡回訪問にも学部長や学科長が同行し高校側の進路指導担当者に教育内容や就職先など本学の特徴を説明している。その他、本学だけを紹介する冊子「短大の魅力発見。」（備付-114）

「BUNRI style BOOK」（備付-215）を作成し、各高校への配布を始め、資料請求者への郵送など、本学の周知を高めるための工夫を行っている。オープンキャンパスにおける直接体験授業に加え、SNS や Web を活用した広報を取り入れており、特に、ライブ配信による

「WEB OPENCAMPUS」など他県からも参加しやすいイベントを積極的に取り入れている（備付-111）。令和 5(2023)年 2 月末に、受験生向けのあらゆる情報を集約した受験生応援サイトを立ち上げ、5 月中旬には母艦サイトのリニューアルを実施した。これにより、高校生が日常的に情報収集に用いているスマートフォンで閲覧しやすく、情報が確認しやすいサイトとなった（備付-216）。令和 4(2022)年度より、新たに「ミライのわたし」予約型応援奨学金制度をスタートさせた。この奨学金制度は、本学の建学精神に基づき、本学での学びに強い意欲を持ち、自分の将来像について真剣に考える学生に対し、その実現に向けた支援を行うことを目的としている。学力審査を伴わず、本学への進学の意欲を評価する本制

度は学生募集の一助となることが期待されている。(備付-152)。

また、学生満足度の向上については入学前教育の充実、e ラーニング学習補助教材を活用したりメディア教育の充実、学習ポートフォリオ(提出-9)や全学授業アンケート等を活用した授業改善に取り組むこととする。

人事計画については、短期大学設置基準並びに栄養士養成施設及び保育士養成施設、教員免許幼稚園二種の関係法令に定める教員数を充足する人数を配置している。そのため、各科ごとに人事に関するヒアリングを実施し現状を把握するなど、適正な教員配置に努めている。

施設・設備面においては、本学と大学は講義室や図書館・体育館など多くのスペースを共有している。施設・設備の点検を随時行い、快適な学習環境を維持できるようメンテナンスに努めるとともに、実習設備及びPC等のIT機器の更新を計画的に行う。

外部資金の獲得については、低調である。

現在の入学定員数は適切な教育内容を維持するためには必要な水準と考えているが、定員確保が難しい状況が続いており、併設大学の学部との施設設備の共用を工夫するなど経費削減に努めながら、定員のあり方を検討していきたい。

財務情報については大学ホームページにおいて公開している(備付-217)。学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有については、部局長会の資料を基に学部長が各科長に説明している。それと同時に、学部教授会において学部長が説明し危機意識についても共有化を図っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

法人全体の財務基盤は安定しているものの、本学においては学生の確保が喫緊の課題であると認識している。

今後、地域社会からの要請に応えるため、また、本学の将来像の実現のためにも定員充足のための諸施策の実施により学生確保に努め、収支の改善を図る方針である。

外部資金獲得が大きな課題であると認識している。現時点において、科研費獲得者は1名である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

本学は長期にわたり定員未充足の状態であり、毎年度大幅な支出超過が続いている。単年度での早急な学生の安定確保は厳しく、基準Ⅲ-D-2 で掲げた定員充足のための主な施策の継続実施ならびに資格取得奨励制度(備付-218)、専願入試入学者サポート制度(備付-151)を浸透させ、学生数の回復を図っていく。

入学定員数は適切な教育内容を維持するためには必要な水準と考えており、一部の科に若干ではあるが回復が見られること、併設大学の学部と関連した科もあることから、今のところ大幅な定員減は考えていない。

教育研究の質の維持に配慮した経費の削減を図りつつ、教職員については併設大学との兼務などを視野に入れた合理化を検討していく。

＜基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

各科からの事業計画や予算要望書に基づき優先順位の高いものから予算措置が適切に行われている。新規事業や要望等については学部長と経理部が精査し決定している。個々の教員の研究については各科長と学部長がチェックすることによって適正に使用されている。より公正な研究活動のために APRIN の受講を義務付け、全員が受講している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

教員の平均年齢は 60 歳前後を推移している。30 代、40 代の若手研究者が少なく、教員の年齢構成のバランス化を図ることが今後の課題と捉えている。カリキュラムに応じた専門性と当該分野における十分な実績のある教員の確保に関して、将来の教育展開を見据えながら長期的な検討を行うことが必要である。

また、専任教員の研究活動活性化のため、公開授業や教員研究発表会のあり方を再考する。

さらに、科学研究費補助金をはじめとする外部研究費等の獲得のため、申請に関する情報を学部内で共有し研修を行う。

定員割れの状態が続いていることに関しては、18 歳人口の減少という客観情勢はあるものの教育ニーズに対応した、収容定員の見直しや科の統合・再編を検討していく必要があると捉えている。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】**【テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ】**

＜根拠資料＞

提出資料

37. 寄附行為、38. 理事会議事録（写し）〔令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度〕、39. 規程集（125）

提出資料－規程集

1. 理事会規則、2. 常任理事会規則

備付資料

214. 徳島文理大学・徳島文理大学短期大学部中期目標・中期計画、219. 理事長の履歴書、220. 学校法人実態調査表

【区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、学校法人村崎学園寄附行為第3条(提出-37)に明記されている法人の目的「自立協同の建学精神を尊重し、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うこと」を十分理解し、学園が経営する5つの設置校を統括する最高責任者として、各設置校の学長・校長等と連携して、現状の教育や将来構想などについて常に指導的立場に立っており学園発展に寄与できている。また、同寄附行為第7条にその職務が定められており、本学の管理運営に係る基本事項、人事、財政、将来計画、施設管理などについて責任と権限を有し、全ての業務を総理している。

また、理事長は、毎年5月に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績(財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、理事長が招集し議長を務め、学園全体の業務に関わる重要事項を審議・決定するとともに、理事の職務の執行を監督している。また、学園及び本学の発展のため、学内外の必要な情報の収集に努めている(提出-規程集1)。

学校法人の運営及び本学の運営に必要な規程は、評議員会の意見を聴いて理事会において審議・決定している。また、理事会は、短期大学部の運営に関する法的責任があることを認識するとともに、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

また、常任理事会は、理事のうち5人の常任理事で構成し、理事会審議事項をあらかじめ審議するとともに、その他委任された事項を審議・決定している(提出-規程集2)。

なお、理事会の開催状況(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)は、様式18のとおりである。

理事は、私立学校法に基づく寄附行為の役員の選任の規定により選任されており、建学精神を理解し、法人の健全な経営について学識・識見を有している。また、寄附行為において学校教育法に定める教員の欠格事由の規定を準用している(提出-37)。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

理事長のリーダーシップは適切に機能しているが、厳しい社会情勢の中でさらに将来にわたって持続できる学校運営・私学経営を行うための管理運営体制を一層強化していかなければならない。

＜テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項＞

短期大学を取り巻く社会状況が厳しさを増す中、学校法人としての本学が教育の使命を継続的に果たすためには、経営体制及び財政基盤の安定、そして教育・研究及び組織運営の充実が不可欠である。特に建学精神に基づく独自性が発揮され、公共性が確保されることが肝要である。

そのためには、理事長の強いリーダーシップが発揮されるとともに、教職員とのコミュニケーションを一層密にし、学園を挙げて豊かな人間性の養成と健全な人格の育成を目指して、更なる教育と研究の事業が推進されるように、学校法人の運営全般、特にガバナンス強

化への取り組みが必要である。

[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料

40. 合同教授会議事録（写し）〔令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〕

41. 短期大学部教授会議事録（写し）〔令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〕

提出資料－規程集

28. 短期大学部教授会規程、29. 合同教授会規程、30 徳島文理大学部局長会規程、54. 学生懲戒規程、66. 徳島文理大学徳島文理大学短期大学部学長選考規程

備付資料

51. 各会議 議事録〔令和5（2023）年度〕、221. 学長の個人調書

[区分 基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、「学長選考規程」に基づき選任されており、人格高潔で学識に優れ大学運営に関し識見を有し、建学精神に基づき教育研究を推進するとともに、所属教職員を統括して本学の向上・充実に向け努力している(提出-規程集 66)。

大学の円滑な運営を図るため、学園本部、大学の教学部門及び事務部門の連絡調整機関として「部局長会」がある。部局長会は、学長が招集し議長を務め、理事長、学長の諮問に応じて、大学の運営に関する重要事項の審議及び連絡調整を行っている(提出-規程集 30)。

また、教育研究に関する各学部共通の重要事項等を審議する場として、学長が招集し議長を務める「合同教授会」(提出-規程集 29)があり、また、「短期大学部教授会」(提出-規程集 28)では、学生の入学及び卒業並びに学位の授与等について学長の求めに応じ意見を述べるとともに、教育研究に関する重要事項を審議している。このように、教授会は、「教授会規程」に基づき審議機関として適切に運営され、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有しており、議事録は整備されている。

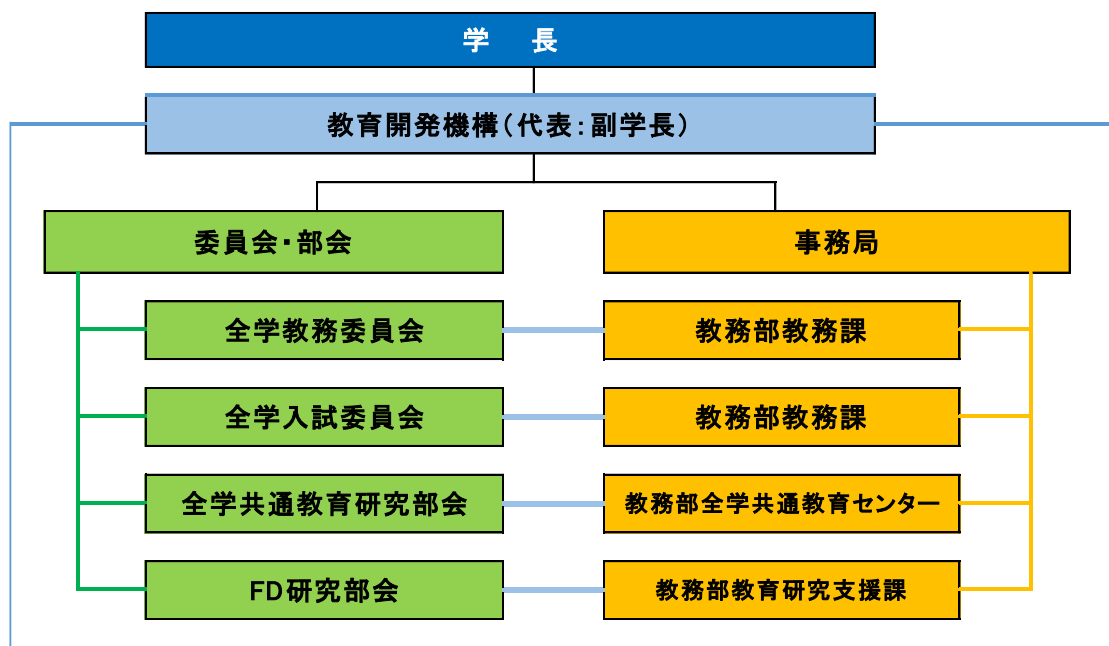
学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、これら教授会等の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

さらに、教育研究活動を円滑に行うことを目的に各種委員会が設置されており、教育や研究に関する広範な問題に対応している。ほかに、インフォーマルな意見交換の場として、学長主宰の「部局長等懇談会」が適宜開催され活発な意見交換が行われるとともに、教授会などの補完的な役割を果たし教育研究体制の改善に役立っている。

また、学長の諮問に応え、教員組織と事務組織が協力しあって討議・運営している「教育開発機構」があり、活発な討議が行われている。(図 2) 討議結果については、教授会及び全専任教員が出席する科会議において報告や議論がなされている。

学長は、学生に対する懲戒(戒告、停学及び退学)及び訓告の処分の手続きを「学生懲戒規程」において定めている(提出-規程集 54)。

図 2



＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

学長の意思決定に当たって、上述のような多様なルートを通じて関係者の意思疎通が図られており、学長のリーダーシップは適切に発揮できる体制が整っている。特に、学生募集については各部署が一体となって遂行しているが、現状では必ずしも成果に結びついているとは言い難い。今後、教学部門と事務部門の更なる連携が求められる。

＜テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

短期大学の教育の質の向上や教育ニーズに対応できるよう、学長のリーダーシップのもと本学の教育開発機構の更なる活性化により組織体制を強化し、高等教育機関としての充実を図っていききたい。

〔テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス〕

＜根拠資料＞

提出資料

42. 評議員会議事録（写し）〔令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〕

提出資料－規程集

3. 評議員会規程

備付資料

222. 監事の監査状況

〔区分 基準Ⅳ-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。〕

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、私立学校法及び寄附行為（提出-37）に基づき適正に監査を行っている。また、理事会、評議員会に出席し会議内容を聴取するとともに、部局長会、合同教授会などの重要な会議にも出席し、監査機関としての役割を遂行している。

監事の業務執行状況は、次のとおりである。

- ・決算監査を行い、学校法人の業務若しくは財産の状況について毎会計年度監査報告書を作成し、毎年5月に理事会及び評議員会に提出し意見を述べている。
- ・公認会計士の監査には毎回立ち会い、意見交換を行っている。
- ・申請書、総勘定元帳など経理関係諸帳票、契約書、その他業務に関する書類を適宜閲覧・チェックしている。
- ・理事会、評議員会、部局長会、合同教授会などの重要会議への出席のみならず、学校行事にも適宜出席して学校法人の運営全般の把握に努めている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は、理事定数（7名）の2倍を超える15名の評議員で組織されており、私立学校法及び寄附行為（提出-37）に定める諮問機関として、「評議員会規程」（提出-規程集3）に従い適切に運営されている。

また、評議員会は、予算や事業計画、事業に関する中期的な事業計画などの重要事項について、理事会開催前に意見を述べる役割を担っている。また、理事会で決定された法人の決算及び事業の実績について意見を述べる役割も担っている。

なお、評議員会の開催状況は、様式19のとおりである。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

情報公開については、学校教育法施行規則第172条の2の規定及び私立学校法第47条の規定に基づき、適正に行っており、説明責任を果たしている。

具体的には、財務情報（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び監事の監査報告書）及び役員等名簿並びに役員に対する報酬等の支給の基準を、大学ホームページにおいて公表するとともに、法人本部に備え置いており、請求があった場合には、原則閲覧に供している。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

令和 7（2025）年 4 月 1 日施行の改正私立学校法に基づき寄附行為の変更を行い、理事、監事、評議員及び会計監査人の資格、選任及び解任の手続き等並びに理事会及び評議員会の職務及び運営等の学校法人の管理運営制度について見直しを行う必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特になし。

<基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

各種法令を遵守することはもとより、時代や社会状況の変化に対応できるよう「先見性」と「柔軟性」を保持しつつ業務に当たっている。

- ① 理事長のリーダーシップのもと、役員（理事・監事）及び評議員がその役割を強く認識し、法人の管理運営の円滑化と相互チェック機能の向上に尽力している。
- ② また、学長のリーダーシップのもと、部局長会、合同教授会及び学部教授会の機能の充実を図り、短期大学部の意思決定の円滑化を推進している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

基準Ⅳの内容は本学では安定的に実現できており、改善に関する計画はない。引き続き短期大学評価基準に適した内部質保証体制を維持できるよう、日々の自己点検・評価活動を実施していく。